

令和 7 年度
保 健 事 業 年 報



安 城 市

安 城 市 民 憲 章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。

わたくしたちは、

* たがいに助け合い、
住みよいまちをつくりましょう。

* きまりを守り、
良い習慣を育てましょう。

* 自然を愛し、
きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。

* 教養を高め、
若い力を育てましょう。

* 健康で、
明るく楽しい家庭をつくりましょう。

安城市民憲章推進協議会
昭和 4 7 年 1 1 月 1 日 制 定

目 次

I	安城市のあらまし	1
1	安城市の概要	1
2	安城市の位置及び人口	2
3	令和7年度当初予算	3
4	保健センターの機構	6
5	健康推進課の所掌事務	6
6	人口動態及び死亡原因	7
7	がん部位別・男女別死亡数	8
8	病院数及び病床数	8
II	母子保健事業	9
1	母子保健相談支援事業	
(1)	母子健康手帳交付	1 0
(2)	妊産婦健康相談	1 0
(3)	乳幼児等健康相談	1 2
(4)	育児相談（スクスク子育て相談室）	1 2
(5)	産後ケア	1 3
2	母子健康教育事業	
(1)	パパママ教室べんきょう編	1 4
(2)	パパママ教室えいよう編	1 5
(3)	母乳準備のぷち講座	1 5
(4)	健康教育（母子）	1 6
(5)	離乳食講習会	
ア	ゴックン教室（前期離乳食）	1 6
イ	カミカミ教室（後期離乳食と歯の手入れ）	1 7
(6)	離乳食教室	1 8
(7)	思春期保健相談	1 8
(8)	思春期健康教育	
ア	性・生に関する健康教育	1 9
イ	健康教育物品の貸出し	2 0
ウ	学齢期歯科健康教育	2 1

エ	ちらしによる知識の普及啓発（自己肯定感・	
	命の大切さ、未成年者の飲酒対策、こころの健康）	2 1
オ	ちらしによる知識の普及啓発（歯の健康）	2 2
(9)	母子手帳アプリ「あんぴよ」	2 2
(1 0)	出産・子育て応援交付金	
	（出産準備金・出産後支援金）の交付	2 3
(1 1)	低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	2 3
3	妊産婦・乳幼児個別健診事業	
(1)	妊産婦健康診査	2 4
(2)	妊婦歯科健康診査	2 6
(3)	乳児健康診査・新生児聴覚検査	2 7
(4)	産婦歯科健康診査ケア	2 8
4	乳幼児集団健診事業	
(1)	4 か月児健康診査	2 9
(2)	1 歳 6 か月児健康診査	3 2
(3)	ちらしによる知識の普及啓発	
	（1 歳 6 か月児歯科健診事後指導）	3 6
(4)	3 歳児健康診査	3 6
(5)	乳幼児健診未受診対策	4 1
(6)	発達心理相談	4 5
(7)	2 歳児アンケート	4 5
5	赤ちゃん訪問事業	
(1)	こんにちは 赤ちゃん訪問	4 6
(2)	養育支援訪問	4 6
(3)	妊産婦・乳幼児等訪問指導	4 7
(4)	未熟児訪問指導	4 7
(5)	助産師訪問指導	4 8
6	不妊症治療支援事業	
(1)	不妊治療等助成	4 9
(2)	生殖補助医療費助成	4 9
7	母子保健協力事業	
(1)	母子保健協力事業	5 0

ア	1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）	50
イ	療育指導	50
ウ	2歳児の歯科健診及びフッ化物塗布	50
Ⅲ	予防事業	51
1	予防接種事業（定期の予防接種）	
(1)	予防接種実施状況	
ア	ロタウイルス感染症	52
イ	H i b 感染症	52
ウ	小児の肺炎球菌感染症	53
エ	B型肝炎	53
オ	急性灰白髄炎（ポリオ）	53
カ	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・ H i b 感染症（D P T－I P V－H i b（五種混合））	53
キ	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎 （D P T－I P V（四種混合））	54
ク	ジフテリア・百日せき・破傷風（D P T（三種混合））	54
ケ	ジフテリア・破傷風（D T（二種混合））	54
コ	結核（B C G）	54
サ	麻しん風しん混合	55
シ	水痘	55
ス	日本脳炎	55
セ	ヒトパピローマウイルス感染症	56
ソ	風しん（5期）	56
タ	季節性インフルエンザ（65歳以上の者等）	56
チ	新型コロナウイルス感染症（65歳以上の者等）	56
ツ	高齢者の肺炎球菌感染症（65歳以上の者等）	56
2	予防接種費用一部助成事業	
(1)	子どもインフルエンザ予防接種支援	57
(2)	風しん抗体検査及び予防接種支援	57
(3)	帯状疱疹予防接種支援	58
(4)	おたふくかぜ予防接種支援	58

(5) ヒトパピローマウイルス感染症	
任意接種費用助成金支給	5 9
(6) 特別の理由による任意予防接種支援	5 9
3 予防接種特別事業（新型コロナウイルスワクチン	
接種事業）	6 0
4 予防接種健康被害救済事業	6 1
5 予防接種事業の経緯	6 2
IV 健康増進事業（生活習慣病対策事業）	7 3
1 健康知識普及事業	
(1) まちかど講座	7 4
(2) 健康増進・母子保健事業	
ア 親がお手本！デンタル・ケア教室	7 4
イ 女性のための健康教育（子宮頸がん）	7 5
(3) こころの健康づくり	
ア 家族のためのこころのホッと相談	7 5
イ ゲートキーパー養成	7 6
(4) 安城市食育健康づくりの会（食育メイト）	
への委託事業	
ア シニアのいきいき栄養教室	7 6
イ お父さんと子どもの料理教室	7 7
ウ 朝食のすすめ	7 7
(5) カラダいきいき栄養相談	7 8
(6) 成人保健相談	7 8
(7) 健康手帳交付	7 9
2 健康診査事業	
(1) がん対策	8 0
ア 各がん検診実施状況	8 2
イ 各精密検査実施状況	8 8
ウ 要精密検査未受診勧奨	9 1
(2) ドック・検診	
ア 市民ドック	9 2
イ 脳ドック	9 2

ウ	骨粗しょう症検診	9 3
エ	歯周病検診	9 3
オ	肝炎ウイルス検診	9 6
カ	市民健康検診（結核健康診断）	9 7
キ	ヤング健診	9 8
(3)	がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業	9 9
(4)	若年がん患者在宅療養支援事業	9 9
3	執行委任事業	
(1)	安城市国民健康保険及び健康増進事業特定健康診査	1 0 0
(2)	愛知県後期高齢者医療健康診査	1 0 4
(3)	安城市国民健康保険特定保健指導及び 健康増進事業保健指導	1 0 4
(4)	特定保健指導未利用者勧奨	1 0 5
(5)	重症化予防事業	
ア	糖尿病性腎症（疑）	1 0 6
イ	糖尿病（疑）	1 0 7
ウ	血圧・脂質における受診勧奨	1 0 7
4	健康づくり環境整備事業	
(1)	健康の道	1 0 9
(2)	健康測定会	1 1 0
(3)	あんじょう健康マイレージ事業	1 1 0
(4)	健康づくりきっかけ教室	1 1 1
(5)	あんじょう健康大学	1 1 3
(6)	食育メイト養成講座	1 1 4
(7)	食育メイト育成講座	1 1 5
(8)	安城市健康づくりサポーター事業	1 1 6
(9)	安城市まちの健康おくすり屋さん事業	1 1 6
V	地域支援事業（一般介護予防事業）	1 1 7
1	介護予防普及啓発事業	
(1)	老人クラブ等健康教育（まちかど講座）	1 1 7
(2)	のびのび倶楽部自主活動支援	1 1 7
(3)	老人クラブ等健康相談	1 1 8

(4) 8 0 2 0 歯科健康診査・表彰式	1 1 8
VI 救急診療	1 1 9
1 休日夜間急病診療所事業	
(1) 事業の経過	1 1 9
(2) 診療日・受付時間・診療時間	1 2 0
(3) 内科・小児科患者状況	
ア 年齢別患者数	1 2 1
イ 第2次・第3次病院等への紹介患者数	1 2 2
ウ 病院を紹介した件数	1 2 2
エ 流行性の疾患の動態	1 2 2
(4) 歯科患者状況	
ア 年齢別患者数	1 2 3
イ 主訴別患者数	1 2 3
VII 安城市保健センター概要	1 3 2
1 施設	1 3 2
2 保健センター主要備品	1 3 3
3 利用状況	1 3 4
VIII その他関係事業	
1 献血推進事業	1 3 9
2 骨髄提供者等助成事業	1 4 4
3 安城市口腔衛生事業	
(1) 2歳児歯科健診及びフッ化物塗布事業	1 4 5
(2) 8 0 2 0 運動事業	1 4 5
(3) 障害者通所施設歯科健診事業	1 4 6
4 自動体外式除細動器（A E D）管理	
(1) A E D 貸出事業	1 4 7
(2) A E D 管理	1 4 8
5 防災医薬品供給事業	
(1) 防災医薬品	1 5 0
(2) 医療救護訓練	1 5 3
IX あゆみ	1 5 4

I 安 城 市 の あ ら ま し

I 安城市のあらまし

1 安城市の概要

安城市は、昭和27年5月5日に、県下13番目の市として誕生しました。名古屋市の通勤圏内という地理的条件に恵まれ、昭和35年ごろから工場の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。市制施行当時約3万8000人であった人口は、今では19万人ほどに成長しました。

農業は、明治用水の豊かな水に育まれ、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきました。近年は、農作業の大型機械化や地域営農システムを取り入れた都市近郊型農業の先進地として注目を集めています。

工業は、中部経済圏の中心である名古屋市から30キロメートルという近い距離や、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出の影響を受けて、活発な生産活動を続けています。

商業は、JR安城駅を中心に発展し、「安城七夕まつり」とともに賑わいを見せ、昭和46年から行なわれた駅前都市改造事業で近代的な商店街に変貌を遂げ発展してきましたが、近年は郊外への大型小売店等の出店が目立っています。

また、昭和63年には新幹線三河安城駅が開業し、駅周辺の都市基盤整備が推進され、西三河の玄関口にふさわしいまちづくりが進められ、住宅の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。さらに、平成9年には都市と農村の共存、農業と文化の情報発信基地となる、安城産業文化公園「デンパーク」が開園し、平成10年に「地球にやさしい環境都市宣言」を行うとともに、平成13年には環境基本条例を制定する等、「市民とともに育む環境首都・安城」を目指して環境施策に力を入れた取り組みを進めてきました。

平成28年度からは健康であり幸せでありたいという市民の願いを受けて、「幸せつながる健幸都市 安城」を目指す都市像とし、市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまちづくりを推進してきました。

令和6年度からは、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」とする第9次安城市総合計画がスタートしました。安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進めています。

2 安城市の位置及び人口

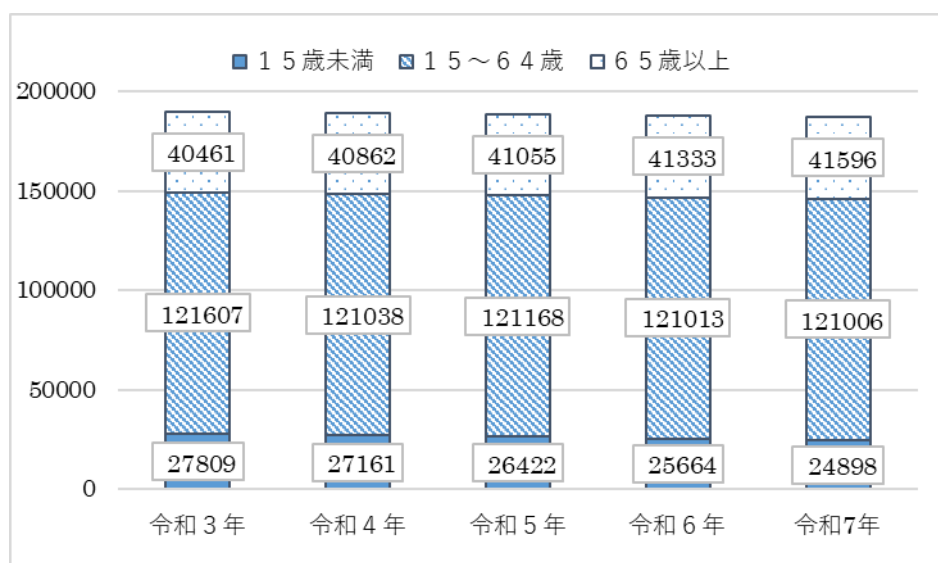
(1) 安城市の位置

面積 86.05 km² 南北 13.7 km 東西 10.6 km



(2) 年齢別人口の推移

人口 187,500 人（男 95,924 人 女 91,576 人） 令和 7 年 4 月 1 日現在
(人)



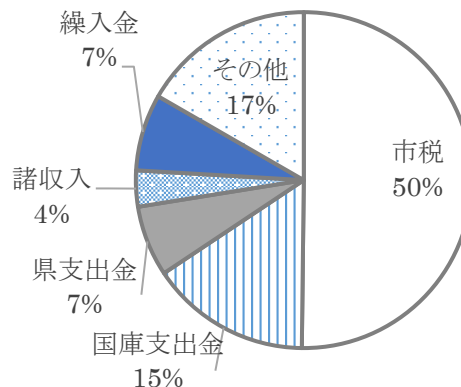
3 令和7年度当初予算

(1) 安城市全体

【歳入】 (単位：百万円)

	予 算
市税	41,835
国庫支出金	12,890
県支出金	5,676
諸収入	2,896
繰入金	6,152
その他	13,911
計	83,360

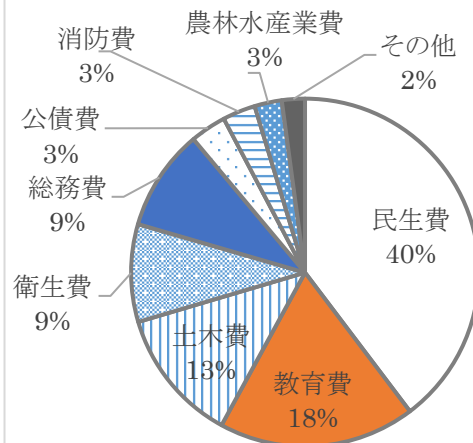
安城市歳入83,360百万円



【歳出】 (単位：百万円)

	予 算
民生費	33,088
教育費	15,234
土木費	10,381
衛生費	7,567
総務費	7,851
公債費	2,797
消防費	2,545
農林水産業費	2,116
その他	1,781
計	83,360

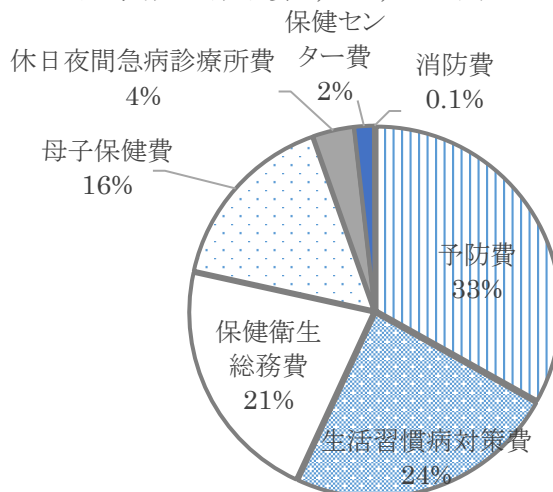
安城市歳出83,360百万円



(2) 健康推進課 (単位：千円)

	予 算
予防費	930,725
生活習慣病対策費	668,750
保健衛生総務費	605,851
母子保健費	453,545
休日夜間急病診療所費	101,585
保健センター費	48,355
消防費	2,258
計	2,811,069

健康推進課予算2,811,069千円



一般会計のみ
給料・手当等の人件費を除く

(3) 健康推進課当初予算の内訳

○ 01 一般会計

(単位: 千円)

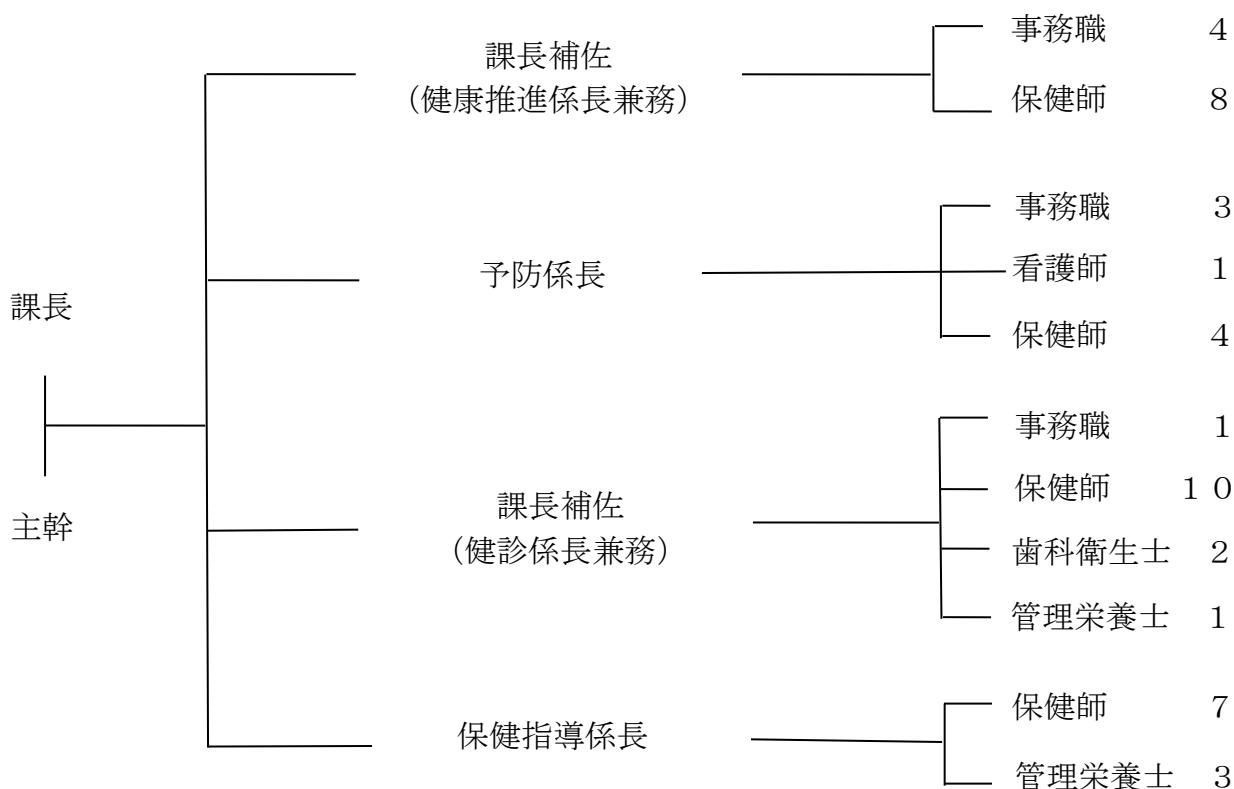
項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
20-05 保健衛生費		2,618,437	2,694,393	2,808,811
05	保 健 衛 生 総 務 費	580,264	573,588	605,851
	健康推進課総務事務	9,544	6,030	43,424
	広域二次医療事業	8,917	8,973	9,237
	医療環境整備補助事業	549,500	549,500	549,500
	保健衛生推進補助事業	2,360	2,360	2,360
	献血推進事業	1,330	1,330	1,330
	健康日本21安城計画推進事業	8,613	5,395	0
10	予 防 費	760,323	821,021	930,725
	予防接種事業	760,323	821,021	930,725
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	0	0	0
25	休 日 夜 間 急 病 診 療 所 費	90,868	96,489	101,585
	休日夜間急病診療事業	90,868	96,489	101,585
30	生 活 習 慣 病 対 策 費	681,848	682,038	668,750
	健康知識普及事業	5,878	6,181	6,326
	健康診査事業	656,851	659,957	645,521
	生活習慣改善支援事業	10,144	6,903	7,468
	健康づくり環境整備事業	8,975	8,997	9,435
35	保 健 セ ン タ ー 費	40,564	47,923	48,355
	保健センター施設管理事業	53,456	47,923	48,355

	40	母 子 保 健 費	451,678	473,334	453,545
		母子保健相談支援事業	167,686	163,712	161,017
		母子健康教育事業	3,491	3,697	3,683
		妊産婦・乳児個別健診事業	223,689	215,360	212,989
		乳幼児集団健診事業	34,073	35,906	36,674
		赤ちゃん訪問事業	12,730	14,649	14,172
		不妊治療支援事業	10,009	40,010	25,010
	45-05	消 防 費	2,994	3,626	2,258
	15	防 災 費	2,994	3,626	2,258
		防災医薬品供給事業	2,994	3,626	2,258

○ 22 介護保険事業特別会計

項 目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
15-10 一般介護予防事業費			1,955	1,931	3,791
	05	一 般 介 護 予 防 事 業 費	1,955	1,931	3,791
		介護予防普及啓発事業	1,955	1,931	3,791

4 保健センターの機構（令和7年4月1日現在）



5 健康推進課の所掌事務

(1) 健康推進係

- ア 健康日本21安城計画及びいのち支える安城計画に関すること
- イ 保健センター及び休日夜間急病診療所の管理運営に関すること
- ウ 救急診療及び医療サービスに関すること
- エ 献血の推進に関すること
- オ その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと

(2) 予防係

- ア 予防接種に関すること
- イ 感染症の予防に関すること

(3) 健診係

- ア 健康診査及び健康診査事後指導に関すること
- イ 不妊治療の助成に関すること
- ウ 歯科保健に関すること

(4) 保健指導係

- ア 健康教育に関すること

- イ 健康相談に関すること
- ウ 訪問指導に関すること
- エ 健康づくりに関すること
- オ 栄養及び食生活に関すること

6 人口動態及び死亡原因

(率：人口千対)

年 次	人 口	出 生	死 亡
令和 5 年	186,303	1,325 (7.1)	1,672 (9.0)
愛知県 令和 5 年	7,480,897	48,402 (6.7)	80,557 (11.2)
全国 令和 5 年	121,193,394	727,288 (6.0)	1,576,016 (13.0)

出典：愛知県衛生年報（安城市・愛知県）、厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況（全国）

(率：人口 10 万対)

内 訳 年次	死 亡 内 訳							
	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	自殺・ 事故	老衰	結核	その他
令和 5 年	421 (226.0)	169 (90.7)	105 (56.4)	64 (34.4)	94 (50.5)	218 (117.0)	2 (1.1)	599 (321.5)
愛知県 令和 5 年	20,427 (283.9)	9,414 (130.8)	4,980 (69.2)	3,346 (46.5)	3,336 (46.4)	11,184 (155.4)	103 (1.4)	27,767 (385.9)
全国 令和 5 年	382,504 (315.6)	231,148 (190.7)	104,533 (86.3)	75,753 (62.5)	65,477 (54.0)	189,915 (156.7)	1,587 (1.3)	525,095 (433.3)

出典：愛知県衛生年報（安城市・愛知県）、厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況（全国）

7 がん部位別・男女別死亡数（令和５年）

（単位：人）

部位別 性別	胃	気管・ 気管支 及び肺	肝 臓	直腸 S状結腸移 行部 及び直腸	乳 房	膵 臓	子 宮	白 血 病	食 道	そ の 他	計
男	32	67	16	5	2	23		10	13	83	251
女	17	28	7	7	15	24	12	2	3	55	170
計	49	95	23	12	17	47	12	12	16	138	421

出典：愛知県衛生年報

8 病院数及び病床数（令和７年４月１日現在）

区 分	医 科		歯 科
	病院	診療所	
院 数	3	127	75

区 分	病床数	人口 万対比	病 床 内 訳				
			精神	結核	感染症	療養	一般
安城更生	771						771
八千代	420					104	316
矢作川	186		186				
合 計	1,377	73.4	186	0	0	104	1,087
全 国	1,469,845	118.7	316,147	3,508	1,941	268,521	879,728
愛知県	64,589	86.5	12,107	111	66	12,587	39,718

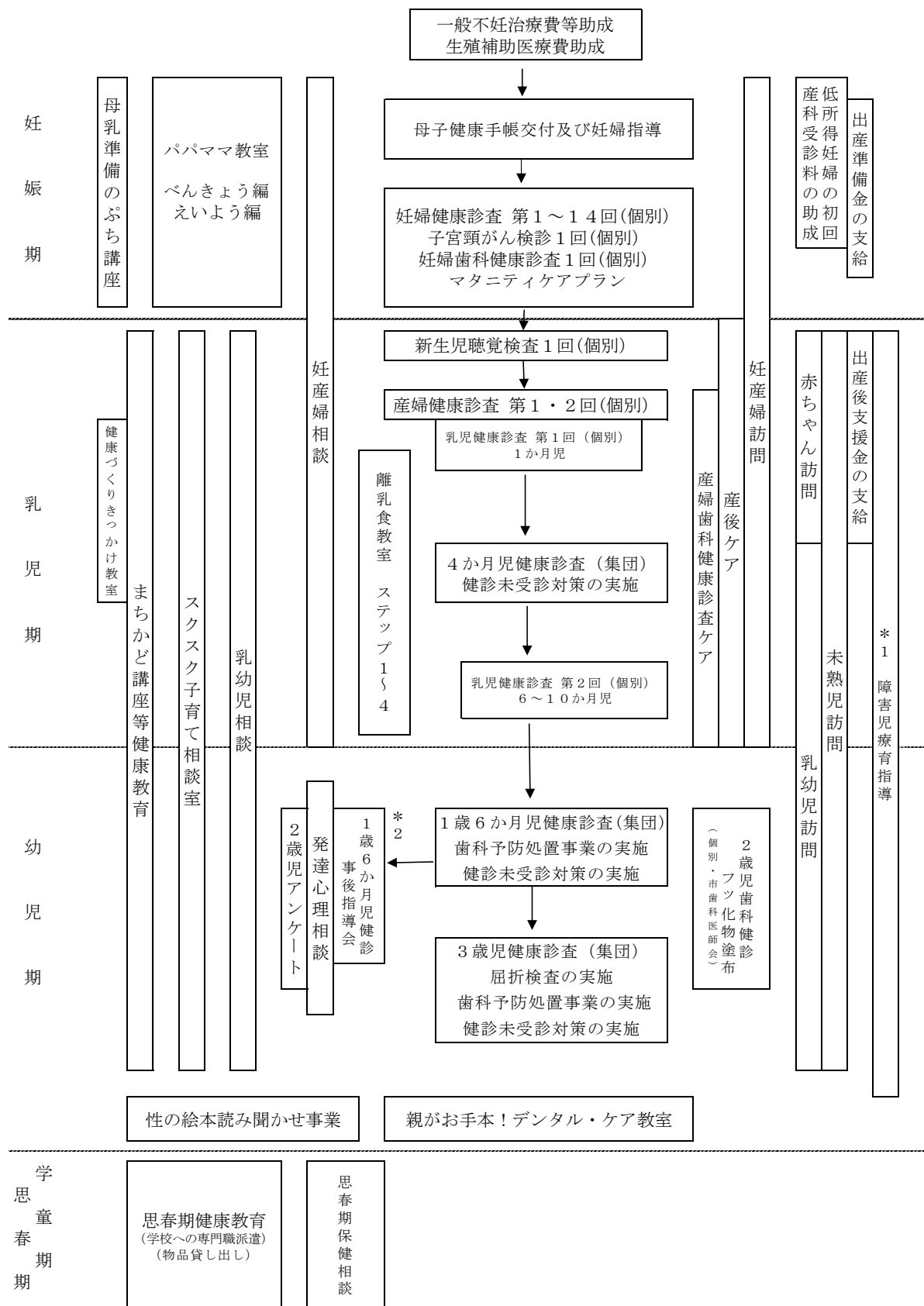
※全国・愛知県の病床数は、令和６年１０月１日現在の病院のみ。

Ⅱ 母 子 保 健 事 業

Ⅱ 母子保健事業

令和6年度

- * 1 子ども課(平成24年度～平成29年度)
子ども発達支援課(平成30年度～)
- * 2 子ども発達支援課(平成30年度～)



1 母子保健相談支援事業

(1) 母子健康手帳交付

○ 交付状況

(単位：冊)

区分 年度	初産婦	経産婦	小 計	その他の 交付	再交付	総 計
令和 4 年度	707	836	1,543	58	12	1,613
令和 5 年度	706	718	1,424	64	12	1,500
令和 6 年度	677	707	1,384	42	15	1,441

※「その他の交付」は、外国からの転入及び出生後交付

○ 妊娠届出状況（令和 6 年度）

(単位：人)

区 分	1 1 週まで	1 2 ～ 1 9 週	2 0 ～ 2 7 週	2 8 週以降	計
初産婦	654 (640)	17 (17)	3 (3)	3 (3)	677 (663)
経産婦	678 (667)	24 (24)	3 (3)	2 (2)	707 (696)
計	1,332 (1,307)	41 (41)	6 (6)	5 (5)	1,384 (1,359)

※（ ）内は実数

(2) 妊産婦健康相談

目 的：妊娠期の個々の心配に応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある妊産婦

周知方法：母子健康手帳交付時案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレ・妊娠届出書に掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：月～金曜日

内 容：母子健康手帳交付時の相談・妊娠初期ケアプラン（マタニティケアプラン）の作成、電話・面接による保健・栄養・歯科についての相談

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 妊産婦相談件数 (単位：件)

区 分			電 話	手帳交付 面接	その他の 面接	計
令和4年度			1,444	1,514	150	3,108
令和5年度			1,382	1,397	144	2,923
令和 6 年 度	妊 婦	初産	164	662	111	937
		経産	157	695	52	904
	産婦		1,270	3	54	1,327
	その他		6	0	2	8
	計		1,597	1,360	219	3,176

○ 妊産婦相談内容 (単位：件)

区 分			保 健	栄 養	歯 科	その他	計
令和4年度			2,979	1	2	126	3,108
令和5年度			2,814	3	0	106	2,923
令和 6 年 度	妊 婦	初産	856	0	0	81	937
		経産	876	1	0	27	904
	産婦		1,324	1	1	1	1,327
	その他		7	0	0	1	8
	計		3,063	2	1	110	3,176

○ 妊娠初期ケアプラン作成件数 (単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
初産婦	691	683	663
経産婦	822	714	696
計	1,513	1,397	1,359

(3) 乳幼児等健康相談

目 的：乳幼児期における育児上の心配について、個々のケースに応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある乳幼児及びその保護者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：月～金曜日

内 容：電話・面接による保健・栄養・歯科についての相談

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 乳幼児相談状況 (単位：件)

区 分		実施 人数	電話	面接	栄養		歯科	心理	保健	その他
					(保健師)	(栄養士)				
令和４年度		1,566	1,107	459	24	72	12	520	593	345
令和５年度		1,346	947	399	10	77	12	409	539	299
令和 6 年 度	０か月～３か月	291	210	81	0	0	0	0	256	35
	４か月～７か月	285	189	96	5	25	3	0	209	43
	８か月～１１か月	213	135	78	2	46	8	0	127	30
	１歳～１歳５か月	185	116	69	2	25	7	10	101	40
	１歳６か月 ～１歳１１か月	274	209	65	0	21	0	92	119	42
	２歳～２歳１１か月	618	526	92	2	9	1	423	127	56
	３歳～	270	202	68	2	9	4	102	111	42
	不明・その他	12	12	0	0	0	0	1	10	1
	計	2,148	1,599	549	13	135	23	628	1,060	289

(4) 育児相談（スクスク子育て相談室）

目 的：乳幼児期における育児上の心配について、個々のケースに応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象：おおむね4歳までの乳幼児とその保護者、家族及び協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：毎月おおむね第2・4木曜日（午前）

内 容：身体計測及び保健・栄養・歯科についての相談

(個別相談は予約制、身体計測は予約不要)

従事者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師

○ 相談者状況 (単位：人、回)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	24	24	24
相談人数	1,249	1,130	1,265
実 数	432	428	394
平均相談人数	52.0	47.1	52.7
平均相談回数	2.9	2.6	3.2

○ 相談結果 (単位：人、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	率	人数	率	人数	率
計測のみ	837	67.0	679	60.1	800	63.2
保 健	184	14.8	218	19.3	201	15.9
歯 科	78	6.2	78	6.9	87	6.9
栄 養	150	12.0	155	13.7	177	14.0
計	1,249	100.0	1,130	100.0	1,265	100.0

(5) 産後ケア

目 的：産後の母子に対し、助産師等による専門的な支援を行うことにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。

対 象：安城市に住民登録のある産後1年未満の母と子

※令和4年度までは産後3か月未満

内 容：市内受託医療機関（産婦人科・助産院）で、空きベッドを活用する等により、休養の機会を提供し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施

周知方法：事業案内配布、母子健康手帳交付時・赤ちゃん訪問時に案内、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

○ 利用者数

(単位：人、日)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数		117 (110)	200 (179)	364 (263)
延べ利用日数		184	292	486
内 訳	宿 泊	91	128	178
	日帰り	8	22	61
	短時間	85	142	162
	訪 問	—	—	85

※ () 内は実数

2 母子健康教育事業

(1) パパママ教室べんきょう編

目 的：妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児について正しい知識を身につけ、協力して子育てができるようにします。妊娠・出産後の心身の変化や育児をイメージすることで、夫婦が互いに思いやりをもって過ごすことができるようにします。

対 象：妊婦、家族及びその協力者

周知方法：母子健康手帳交付時に案内、個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：平日、土曜日（午前） 年13回

内 容：抱っこ・オムツ交換・沐浴の実習、こころの変化の話、歯の健康管理の講話、DVD「赤ちゃんが泣きやまない」の上映、妊婦体験（平日のみ）

従 事 者：保健師、歯科衛生士

○ 参加状況

(単位：回、人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	15	13	13
受講者数	652	621	627
1回あたり受講者数	43.5	47.8	48.2
うち夫の参加数	314	298	307
夫婦での参加率	96.0	94.8	97.5

(2) パパママ教室えいよう編

目的：妊娠中の食生活や調理法について正しい知識を身につけ、妊婦が栄養バランスに配慮した食生活を実践できるよう支援します。

対象：妊婦、家族及びその協力者

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：平日、土曜日（午後） 年 1 1 回

内容：妊娠中の食生活についての講義、調理デモンストレーションの見学、試食

従事者：管理栄養士

○ 受講者数 (単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	11	11	11
受講者数	187	194	179
うち家族の参加数	84	93	83
1回あたり受講者数	17.0	17.6	16.3

○ 対象者別受講者数 (単位：回、人)

区 分	パパママ教室 べんきょう編	パパママ教室 えいよう編	計
実施回数	13	11	24
妊婦（初産）	303	94	397
妊婦（経産）	11	2	13
妊婦の夫	307	80	387
その他	6	3	9
計	627	179	806

(3) 母乳準備のぷち講座

目的：産後の母乳育児に備え、事前に学習します。

対象：安城市に住民登録のある妊婦

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：毎月おおむね第 3 水曜日（午前）

内 容：助産師による母乳ケア、授乳ポジションについての講話

従 事 者：保健師又は看護師、助産師

○ 参加状況 (単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	12	12	12
参加人数	123	128	135

(4) 健康教育（母子）

目 的：母性及び乳幼児等の健康保持、増進を図るため、依頼のあった団体などに対し、正しい知識の普及を行います。

対 象：妊産婦、乳幼児とその保護者

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数	73	86	76
延受講者数	1,028	1,599	1,504

○ 内容内訳 (単位：回、人)

事 業	回 数	延受講者数	団 体 等
健康教育	24	421	子育て支援センター等
親がお手本！デンタル ケア教室（再掲）	52	1,083	保育園、幼稚園、認定こども園等
計	76	1,504	

(5) 離乳食講習会（令和 6 年度から離乳食教室に変更）

ア ゴックン教室（前期離乳食）

目 的：乳汁のみの栄養から順次、固形食栄養に切りかえ、咀嚼能力や味覚の形成の基礎をつくる離乳食の知識を習得します。

対 象：おおむね 4 ～ 6 か月の乳児の保護者、家族及びその協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：毎月2回 火曜日（午後）

従事者：管理栄養士、歯科衛生士

会場：保健センター

○ 参加状況

（単位：回、組、人、％）

年 度	実施回数	参加組数	平均参加 組数	4 か月児 健診 対象者数	受講率 ＊
令和4年度	50	414	8.3	1,426	29.0
令和5年度	23	369	16.0	1,420	26.0

＊市外在住者を除き算出

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を設定し、回数を増やして実施

※令和5年度は、台風のため1回中止

※令和6年度から離乳食教室に変更

イ カミカミ教室（後期離乳食と歯の手入れ）

目 的：離乳食から幼児食への順調な移行と、好ましい食習慣の確立を図るとともに、乳幼児期の正しい口腔機能の育成と歯科衛生の知識を習得します。

対 象：おおむね6～11か月の乳児の保護者、家族及びその協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんびよ」

開催日：月2回 火曜日（午後）

従事者：管理栄養士、歯科衛生士

会場：保健センター

○参加状況

（単位：回、組、人、％）

年 度	実施回数	参加組数	平均参加 組数	4 か月児 健診 対象者数	受講率 ＊
令和4年度	48	303	6.3	1,426	21.2
令和5年度	24	270	11.3	1,420	19.0

＊市外在住者を除き算出

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を設定し、回数を増やして実施

（６）離乳食教室（令和６年度に離乳食講習会から変更）

目 的：子どもが食べる力を身につけて乳汁のみの栄養摂取から食事からの栄養摂取をスムーズに行うため、口腔機能の発達を促し、消化吸収能力や味覚を育て、自分で食べる力を獲得できるようにすることを目的とする。また、教室を通して、離乳食の進め方を理解することで、不安や疑問の解消を図る。

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：火曜日（午前または午後）

従 事 者：管理栄養士、歯科衛生士

内 容：（ステップ１）離乳食開始から１回食の進め方及びこどもの成長と口腔機能について、スプーンの使い方及びつぶしがゆの実習
（ステップ２）離乳食２回食の進め方及び歯のお手入れについて、ふれあい遊び及び歯みがきの実習
（ステップ３）離乳食３回食の進め方及び水分のとり方について、コップ飲みの実習
（ステップ４）食べる意欲を育てるために、手づかみ食べ、かじり取りの実習

○参加状況

（単位：回、組）

区 分	対 象	実施回数	参加組数
ステップ１	５～６ か月児と保護者	24	317
ステップ２	７～８ か月児と保護者	17	245
ステップ３	９～１０ 月児と保護者	17	154
ステップ４	12～13 か月児と保護者	6	69

* 市外在住者を除き算出

（７）思春期保健相談

目 的：思春期における身体の悩みや不安を解決し、また、性に関する正しい知識の情報提供を行います。

対 象：思春期（１０歳～１８歳）の子ども及びその保護者

内 容：電話・メール・面接相談（予約制）

従 事 者：思春期保健相談士

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、夏・冬・春季休業前に市内小・中学校にチラシ配布、夏季休業前に高校にポスター掲示依頼

○相談状況

(単位：人)

年 度	電話	面接	メール	計
令和4年度	106	1	55	162
令和5年度	19	0	5	24
令和6年度	84	0	34	118

※令和5年度以降は原則メール・面接相談。電話は随時対応。

(単位：人)

男性	女性	不明	計
100	17	1	118

(8) 思春期健康教育

ア 性・生に関する健康教育

目 的：「性・生」について話しやすい家庭環境づくりを推進します。

性に関する正しい知識を提供し、思春期における問題や不安を解消するなど思春期の健康課題解決に向けて支援します。

対 象：園児、小・中学生、高校生及びその保護者

内 容：市内学校にて思春期の発達段階に応じた健康教育、市内幼稚園・保育園・認定こども園にて性の絵本の読み聞かせ

実 施 日：各幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校、高校からの依頼日

方 法：指定場所に出向き実施

図書情報館職員と協力し、保育士・園児向けに絵本の読み聞かせを実施

従 事 者：保健師、助産師、図書情報館職員

周知方法：各幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校、高校に実施内容等を提示

○ 健康教育実施状況

(単位：人、回)

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
小学校	305	3	120	1	229	2
中学校	1,203	24	1,295	25	1,561	37
高 校	172	1	0	0	169	3
計	1,680	28	1,415	26	1,959	42

(外部講師派遣による健康教育を含む)

○ 性の絵本の読み聞かせ実施状況

(単位：園)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施園	7	8	13

イ 健康教育物品の貸出し

目 的：学齢期における栄養・食生活、喫煙・飲酒対策、歯の健康、休養・
こころの健康に関する教育の支援をします。

対 象：小・中学校、高校

内 容：健康教育物品の貸出し

実 施 日：各小・中学校、高校からの依頼日

周知方法：各小・中学校、高校に実施内容等を提示

○ 健康教育物品貸出し状況

(単位：回)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童センター	6	5	2
小学校	0	2	0
中学校	2	4	0
高 校	2	0	0
その他	1	3	1
計	11	14	3

ウ 学齡期歯科健康教育

目 的：子どもたちが口腔衛生に関する健康的な生活習慣を身につけられるよう、愛知県歯科衛生士会に委託して健康教育を行います。

対 象：市内小学３年生

実 施 日：小学校が希望する木曜日

方 法：指定場所に出向き実施

従 事 者：歯科衛生士２名

周知方法：実施内容を各学校へ通知（文書および電子メール）

○実施状況

（単位：学級、人）

月 日	会場名	学級数	児童数
6 月 6 日	安城西部小学校	3	75
6 月 13 日	梨の里小学校	2	62
6 月 20 日	安城東部小学校	3	81
6 月 27 日	桜町小学校	2	69
7 月 11 日	錦町小学校	3	91
9 月 5 日	志貴小学校	1	29
9 月 12 日	丈山小学校	4	114
10 月 3 日	作野小学校	3	80
10 月 10 日	明和小学校	2	38
10 月 31 日	安城中部小学校	2	66
11 月 14 日	里町小学校	3	78
11 月 21 日	今池小学校	2	68
11 月 28 日	新田小学校	2	49
12 月 5 日	祥南小学校	2	50
1 月 23 日	桜林小学校	3	74
1 月 30 日	二本木小学校	4	118
計	16 校	41	1,142

エ ちらしによる知識の普及啓発（自己肯定感・命の大切さ、未成年者の飲酒対策、こころの健康）

対 象：小学５・６年生、中学１～３年生

方 法：推進分野に沿った内容のちらしを作成し、各学校を通じて配布

(分野) 夏季休業前：自己肯定感・命の大切さ

冬季休業前：未成年者の飲酒対策

春季休業前：こころの健康

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布回数		3	3	3
配布数	小学生	12,434	12,595	12,477
	中学生	17,934	17,684	17,238

オ ちらしによる知識の普及啓発（歯の健康）

対 象：市内小・中学生

方 法：歯科分野の推進にあたり、プラークコントロールができるようになるためにちらしを作成し、各学校を通じて配布（3年度毎に配布）

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布回数		—	—	1
配布数	小学生	—	—	11,402
	中学生	—	—	5,626

(9) 母子手帳アプリ「あんぴよ」

目 的：スマートフォン向けアプリを活用し、妊娠・出産・子育てに関する情報を時期に応じて配信します。母子健康手帳の記録をデジタル保存し紙の母子健康手帳を補完するとともに、成長記録を家族で共有できます。

乳幼児健康診査や各種教室の予約ができます。

対 象：妊婦・子育て中の方とその家族

周知方法：母子健康手帳交付時、事業案内配布、市公式ウェブサイトに掲載

○ 登録件数

(件)

令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
7,577	9,640	11,202

(10) 出産・子育て応援交付金（出産準備金・出産後支援金）の交付

目的：妊娠期から出産・子育て期までの伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に行います。

対象：出産準備金 …安城市に住民登録があり、妊娠の届出をした妊婦
 出産後支援金…出生届を済ませた、安城市に住民登録のある子を養育する父母

内容：①妊娠の届出時に保健師による面談にて各教室等の紹介を実施。出産準備金（5万円）を支給。

②妊娠7か月頃「マタニティケアプラン・セカンド」を送付し、産後の生活や育児に関するサービスを紹介。希望者には面談を実施。

③赤ちゃん訪問にて面談を実施し、育児に関するサービスを紹介。出産後支援金（5万円）を支給。

周知方法：母子健康手帳交付・赤ちゃん訪問時に案内、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

○支給状況 (件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出産準備金の支給	2,304	1,417	1,371
出産後支援金の支給	1,246	1,420	1,324

※令和4年度は遡及分を含む。

(11) 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業

目的：低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげます。

対象：安城市に住民登録があり、妊娠の判定を受ける市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等に属する者

内容：妊娠判定を受けた日から6か月以内に申請

周知方法：市内各産科での案内、母子健康手帳交付の面談、市公式ウェブサイトに掲載

○助成状況 (件)

令和5年度	令和6年度
2	0

※令和5年7月開始

3 妊産婦・乳児個別健診事業

(1) 妊産婦健康診査

目 的：妊産婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある妊産婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

内 容：妊婦健康診査 1 4 回分（多胎妊婦には 1 9 回分）、子宮頸がん検診 1 回分、産婦健康診査 2 回分の助成。県外受診分も対象。

○ 妊産婦健康診査受診票交付状況（4～3月）（単位：枚）

区 分	母子健康手帳と同時交付			その他(転入、再交付など)			計		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊婦 1 回目	1,513	1,396	1,355	5	1	6	1,518	1,397	1,361
妊婦 2 回目	1,544 (31)	1,423 (28)	1,382 (27)	25	10	17	1,569	1,433	1,399
妊婦 3 回目	1,537 (31)	1,420 (28)	1,378 (27)	46	25	37	1,583	1,445	1,415
妊婦 4 回目	1,504	1,384	1,345	63	41	54	1,567	1,425	1,399
妊婦 5 回目	1,527 (31)	1,405 (28)	1,365 (27)	77	57	70	1,604	1,462	1,435
妊婦 6 回目	1,524 (31)	1,401 (28)	1,363 (27)	89	67	88	1,613	1,468	1,451
妊婦 7 回目	1,522 (31)	1,399 (28)	1,358 (27)	103	82	106	1,625	1,481	1,464
妊婦 8 回目	1,489	1,370	1,325	108	85	106	1,597	1,455	1,431
妊婦 9 回目	1,487	1,366	1,323	124	95	123	1,611	1,461	1,446
妊婦 1 0 回目	1,486	1,361	1,321	132	115	130	1,618	1,476	1,451
妊婦 1 1 回目	1,485	1,359	1,319	134	115	130	1,619	1,474	1,449
妊婦 1 2 回目	1,485	1,357	1,317	140	121	131	1,625	1,478	1,448
妊婦 1 3 回目	1,484	1,355	1,317	139	123	135	1,623	1,478	1,452
妊婦 1 4 回目	1,484	1,355	1,316	144	127	136	1,628	1,482	1,452
計	21,071 (155)	19,351 (140)	18,784 (135)	1,329	1,064	1,269	22,400	20,415	20,053
子宮頸がん	1,513	1,396	1,355	17	7	9	1,530	1,403	1,364
産婦 1 回目	1,480	1,354	1,313	156	138	147	1,636	1,492	1,460
産婦 2 回目		1,354	1,313		81	150		1,435	1,463

※（ ）内は、多胎妊婦用受診票交付件数再掲

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	令和 4 年 2 月 ～ 5 年 1 月	令和 5 年 2 月 ～ 6 年 1 月	令和 5 年 2 月 ～ 7 年 1 月
妊婦 1 回目	1,501	1,393	1,362
妊婦 2 回目	1,469	1,365	1,334
妊婦 3 回目	1,436	1,331	1,294
妊婦 4 回目	1,453	1,332	1,330
妊婦 5 回目	1,381	1,314	1,293
妊婦 6 回目	1,390	1,296	1,277
妊婦 7 回目	1,305	1,291	1,224
妊婦 8 回目	1,412	1,344	1,313
妊婦 9 回目	1,216	1,236	1,178
妊婦 1 0 回目	1,278	1,243	1,172
妊婦 1 1 回目	1,078	1,077	1,013
妊婦 1 2 回目	1,194	1,172	1,144
妊婦 1 3 回目	843	826	806
妊婦 1 4 回目	563	507	494
計	17,519	16,727	16,234
子宮頸がん検診	1,492	1,383	1,361
産婦健診 1 回目	1,334	1,284	1,160
産婦健診 2 回目		152	1,092

○ 償還払い状況（県外受診）

（単位：件、回）

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊婦健診	申請件数	171	149	100
	受診回数	807	739	525
子宮頸がん検診	申請件数	6	4	4
	受診回数	6	4	4
産婦健診	申請件数	119	80	79
	受診回数	119	92	119

(2) 妊婦歯科健康診査

目 的：妊婦の歯科健康診査を行うことにより、妊娠や出産に影響を及ぼす歯科疾患の早期発見・早期対応及びかかりつけの歯科医療機関を持つことを勧めます。

対 象：安城市に住民登録のある妊婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんびよ」

内 容：歯科健診及びブラッシング指導

○ 受診者数 (単位：人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	1,513	1,397	1,359
受診者数	742	727	696
受診率	49.0	52.0	51.2

○ 受診者状況 (単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
～11週	8	4	3
12～19週	167	202	191
20～27週	357	331	329
28週～	210	190	173
計	742	727	696

○ 判定 (単位：人、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
異常なし	62	8.4	51	7.0	36	5.2
要指導	165	22.2	128	17.6	133	19.1
要精密検査	515	69.4	548	75.4	527	75.7
計	742	100.0	742	100.0	696	100.0

(3) 乳児健康診査・新生児聴覚検査

ア 乳児健康診査・新生児聴覚検査

目的：乳児の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図ります。

対象：安城市に住民登録のある1歳になる2日前までの乳児

※新生児聴覚検査は、生後1か月以内の乳児

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

内容：乳児健康診査2回分（生後1か月頃、6～10か月頃）、新生児聴覚検査1回分の助成。県外受診分も対象。

○ 受診票交付状況 (単位：枚)

	母子健康手帳と同時交付			その他(転入、再交付など)			計		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児1回目	1,515	1,383	1,343	163	144	148	1,678	1,527	1,491
乳児2回目	1,428	1,304	1,248	341	289	296	1,769	1,593	1,544
新生児聴覚検査	1,515	1,384	1,343	154	136	141	1,669	1,520	1,484

○ 受診票利用状況 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	令和4年2月～5年1月	令和5年2月～6年1月	令和6年2月～7年1月
乳児1回目	1,361	1,307	1,251
乳児2回目	1,293	1,216	1,179
新生児聴覚検査	948	975	890

○ 償還払い状況（県外受診・助産院） (単位：件、回)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健診	101	76	58
新生児聴覚検査	102	80	64

イ ちらしによる健診の受診勧奨

目的：乳児健康診査受診票（2回目）を利用しての健診の受診勧奨

対象：安城市に住民登録のある生後7か月になる児

内容：受診勧奨のちらしを送付。

あわせて乳児期の知識（事故予防、離乳食から幼児食への移行、歯の手入れ）の啓発ちらしを同封し送付

○送付状況

（単位：回、人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
送付回数	12	12	12
送付数	1,525	1,412	1,304

（４）産婦歯科健康診査ケア

目 的：口腔内診査により歯科疾病の早期発見・予防をするとともに、母親の口腔内環境を整え、子へのう蝕病原菌の早期伝播を予防するため、歯科保健の意識の向上及びかかりつけ歯科医の普及・定着を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある産婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、個人通知にて受診勧奨（年 1 2 回実施）、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

内 容：口腔診査及び歯科医師又は歯科衛生士によるブラッシングとフロッシング、歯面への研磨（クリーニング）、歯科保健指導

○ 利用状況

（単位：人、％）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者	1,434	1,389	1,299
受診者	627	575	556
受診率	43.7	41.4	42.8

4 乳幼児集団健診事業

(1) 4 か月児健康診査

目 的：生後 4 か月の時点において、保護者と児の成長発達を確認します。
また、保護者の育児不安に対して支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある生後 3 か月半から 6 か月未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週水曜日 （午後）

内 容：受付→集団指導※→身体計測→医師診察→保健指導・個別相談

※令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止
していたが、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったため、
令和 5 年度より集団指導を開始。

従 事 者：医師、保健師、看護師、見守りボランティア

図書情報館スタッフによるブックスタート事業を実施

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数	42	40	40
対象者数	1,426	1,420	1,303
受診者数	1,449	1,394	1,276
受診率	101.6	98.2	97.9

○ 受診結果 (単位：人、%)

管理区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医師総合判定	異常なし	1,235	1,186	1,051
	異常なし率	85.2	85.1	82.4
	既医療	61	58	49
	要観察	2	3	6
	要医療	0	0	0
	内 訳			
	精神面	0	0	0
	身体面	0	0	0
	要精密	151	147	170

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

疾 病 分 類		所見なし	所見あり
神経系	筋緊張	1,276	0
	反射	1,276	0
運動発達	定頸	1,276	0
	手の握り	1,275	1
	姿勢	1,276	0
精神発達	笑わない	1,276	0
	声が出ない	1,276	0
	視線が合わない	1,276	0
感覚器	追視	1,276	0
	聴覚異常	1,276	0
循環器	心音異常	1,265	11
消化器	腹部腫瘍	1,276	0
泌尿・生殖器	そけいヘルニア	1,275	1
	停留精巣※男児のみ	679	8
	仙骨皮膚洞・腫瘍	1,273	3
	外性器異常	1,273	3
股関節	股関節開排制限	1,152	124
皮 膚	血管腫	1,240	36
	湿疹	1,214	62
	被虐待跡	1,276	0

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭 の要因	親子関係	授乳
	発達	その他			
支援不要	1,183	836	850	1,262	838
自ら対処可能	89	409	380	10	415
保健機関継続支援	4	17	29	4	23
機関連携支援	0	0	0	0	0
状況確認	0	14	17	0	

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区 分		受診結果	率
紹介書交付件数		177	
異常なし		96	54.2
要観察		56	31.6
要医療		12	6.8
内 訳	精神面	0	
	身体面	12	
未受診		13	7.3

(令和7年3月31日現在)

○ 紹介書の内容 (単位：件)

内 容	件数	内 容	件数
股関節	108	体重増加不良	27
体重増加不良・喘鳴	1	臍発赤・尿膜管道残	1
左停留精巣	2	陰嚢水腫	2
湿疹	9	皮膚異常（血管腫等）	8
ミルクアレルギー	1	心雑音	3
腰仙部に皮膚洞	1	斜視疑い	3
涙が出る	1	体が右に傾く	1
鼠径ヘルニア疑い	1	頭囲拡大	1
両手第一指内反	1	唇の浅いくぼみ	1
左目黒いものあり	1	斜頸疑い	1
右第1,2合趾症	1	内反足疑い	1
母趾短結疑い	1	計	177

(2) 1歳6か月児健康診査

目 的：1歳6か月の時点において、保護者と児の成長発達を確認します。
また、児の発達に伴う問題や保護者の不安に対して支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある1歳6か月から2歳未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週金曜日（午後）

内 容：受付→集団指導※→問診及び保健指導→歯科健診→身体計測→

医師診察→フッ化物塗布→栄養相談・心理相談・保健相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止
していたが、新型コロナウイルス感染症が第5類になったため、
令和5年度より集団指導を開始。

従 事 者：医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師、臨床心
理士、子育て支援アドバイザー、見守りボランティア

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	42	41	39
対象者数	1,517	1,470	1,412
受診者数	1,515	1,462	1,394
受診率	99.9	99.5	98.7

○ 歯科健診結果（受診者数1,394人） (単位：人、%)

区分	う蝕罹患型						その他の要経過観察			
	う蝕なし		う蝕あり			A B C 型 計	歯 垢 の 付 着	歯 列 咬 合	軟 組 織 異 常	そ の 他
	O ₁ 型	O ₂ 型	A 型	B 型	C 型					
人数	603	778	11	2	0	13	36	220	159	112
率	43.3	55.8	0.8	0.1	0.0	0.9	2.6	15.8	11.4	8.0

○ 歯科医判定 (単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
問題なし	1,106	1,044	926
要指導	3	0	0
要経過観察	391	408	454
要治療	15	10	14
計	1,515	1,462	1,394

○ フッ化物塗布 (単位：人、%)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施人数	1,161	1,107	1,020
実施率	76.6	75.7	73.2

○ う蝕有病者状況 (単位：人、%、本)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
う蝕有病者数	14	10	13
う蝕有病率	0.92	0.68	0.93
う歯総数	46	31	42
1 人平均う歯数	0.03	0.02	0.03
う蝕有病者 1 人平均う歯数	3.3	3.1	3.2

○ 健康診査結果 (単位：人、%)

管理区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医師総合判定	異常なし	1,114	1,061	1,014
	異常なし率	73.5	72.6	72.7
	既医療	30	30	37
	要観察	332	324	299
	要医療	4	3	0
	内 訳	精神面	0	0
		身体面	4	0
	要精密		35	44

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

疾病等分類		所見なし	所見あり	疾病等分類		所見なし	所見あり
運動発達	歩行の遅れ	1,371	23	感覚器	斜視	1,393	1
	胸郭・脊柱の変形	1,393	1		聴覚障害	1,394	0
	歩容	1,390	4	消化器	腹部腫瘍	1,394	0
	O脚	1,393	1		臍ヘルニア	1,380	14
	手の使い方が未熟	1,383	11	泌尿生殖器	停留精巣 ※男児のみ	712	6
精神発達	発語の遅れ	1,200	194		そけいヘルニア	1,394	0
	視線が合わない	1,362	32	皮膚	アトピー性皮膚炎	1,379	15
	指示理解の遅れ	1,331	63		被虐待跡	1,394	0
	多動	1,332	62				

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭の要因	親子関係
	発達	その他		
支援不要	664	1,217	218	1,379
自ら対処可能	249	172	1,148	13
保健機関継続支援	150	2	23	1
機関連携支援	1	1	0	0
状況確認	330	2	5	1

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区 分		受診結果	率
紹介書交付件数		45	
異常なし		12	26.7
要観察		20	44.4
要医療		6	13.3
内 訳	精神面	0	
	身体面	6	
未受診		7	15.6

(令和7年3月31日現在)

○ 紹介書の内容 (単位：件)

内 容	件数	内 容	件数
未歩行	7	小陰唇癒着	1
未歩行・大泉門開大	1	左目追従しない	1
うちわ歩行	2	左目内側による	1
うちわ歩行・扁平足疑い	1	斜視	1
第5趾変形	1	右外斜視疑い	1
外反扁平足疑い	1	睫毛内反	1
O脚・扁平足	1	物の見方が気になる	1
左内股	1	頭の形が気になる	1
内股	1	頭囲拡大	1
臍ヘルニア	9	仙骨部陥没	1
精巣触知せず	4	股関節硬い・左クリック音	1
左精索水腫疑い	1	左足ほくろ	1
外陰唇癒着	2	左足裏魚の目・ほくろ	1
計			45

(3) ちらしによる知識の普及啓発（1歳6か月児歯科健診事後指導）

対 象：1歳6か月児歯科健康診査受診時にう蝕罹患型がO₂型判定だった児

方 法：健診受診3か月後にう蝕予防のちらしを送付

○ 年次別状況 (単位：回、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
送付回数	12	12	12
送付数	881	826	749

(4) 3歳児健康診査

目 的：3歳の時点において、保護者と児の成長発達を確認します。

また、発達に伴う問題や保護者の不安に対して支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある満3歳から4歳未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週木曜日（午後）

内 容：受付→集団指導※→問診及び保健指導→歯科健診→身体計測→

医師診察→フッ化物塗布→栄養相談・心理相談・保健相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止

していたが、新型コロナウイルス感染症が第5類になったため、

令和5年度より集団指導を開始。

従 事 者：医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師、臨床心理士、子育て支援協力員、見守りボランティア

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	43	41	41
対象者	1,633	1,514	1,448
受診者数	1,645	1,526	1,450
受診率	100.7	100.8	100.1

○ 歯科健診結果（受診者数 1, 4 5 0 人）

（単位：人、％）

区 分	う蝕罹患型						その他の要経過観察		
	う蝕なし	う蝕あり				A B C 型 計	指しやぶり	歯列咬合	（うち軟組織異常） その他
	O 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型				
人数	1,361	60	22	0	7	89	100	283	197（60）
率	93.9	4.1	1.5	0	0.5	6.1	6.9	19.5	13.6（4.1）

○ 歯科医判定

（単位：人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
問題なし	1,039	1,062	889
要指導	1	0	1
要経過観察	518	389	473
要治療	87	75	87
計	1,645	1,526	1,450

○ フッ化物塗布

（単位：人、％）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施人数	892	793	726
実施率	54.2	52.0	50.1

○ う蝕有病者状況

（単位：人、％、本）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
う蝕有病者数	90	80	89
う蝕有病率	5.5	5.2	6.1
う歯総数	289	308	323
1 人平均う歯数	0.2	0.2	0.2
う蝕有病者 1 人平均う歯数	3.2	3.9	3.6

○ 健康診査結果

(単位：人、%)

管 理 区 分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
医師総合判定	異常なし		1,007	915	871
	異常なし率		61.2	60.0	60.1
	既医療		80	57	50
	要観察		238	198	228
	要医療		1	0	0
	内 訳	精神面	0	0	0
		身体面	1	0	0
要精密		319	356	301	

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

	疾病分類	所見なし	所見あり	所見あり内訳		
運動発達	胸郭・脊柱の変形	1,446	4			
	歩容	1,447	3			
	O脚	1,450	0			
	母指と示指で輪ができない	1,345	56			
精神発達	発語の遅れ	1,340	110			
	視線が合わない	1,427	23			
	指示理解の遅れ	1,380	70			
	多動	1,405	45			
	吃音	1,449	1			
皮膚	アトピー性皮膚炎	1,430	20			
	被虐待跡	1,450	0			
感覚器	視覚異常	1,198	252	管理中	異常の疑いあり	
				15	237	
	聴覚異常	1,302	148	主治医管理	異常の疑い(滲出性中耳炎等)	異常の疑い(難聴等)
				12	0	136

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援区分	子の要因		親、家庭の 要因	親子関係
	発達	その他		
支援不要	1,007	1,281	596	1,412
自ら対処可能	353	167	836	33
保健機関継続支援	71	2	12	5
機関連携支援	11	0	1	0
状況確認	8	0	5	0

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区 分		受診結果	率
紹介書交付件数		341	
異常なし		85	24.9
要観察		96	28.2
要医療		49	14.4
内 訳	精神面	0	
	身体面	49	
未受診		111	32.6

(令和7年3月31日現在)

○ 紹介書の内容 (重複あり)

(単位：件)

内 容			件数	内 容			件数
視覚	目が寄ることがある		8	その他所見	低体重		2
	目が外や上にずれることがある		6		低体重・運動発達遅滞・骨格異常		1
	テレビを見るときに離れると見にくい		4		肥満		3
	ものを見るときに顔をしかめたり横目で見ると		22		頭囲拡大		9
	明るい戸外で片目をつぶる		3		X脚		3
	まぶたが下がっている		2		X脚・歩容異常		1
	黒目の大きさが左右で違う		2		第1足趾の形が気になる		1
	視力検査をしたが見えなかった		36		関節の左右差		1
	測定機器(スポットビジョンスクリーナー)の結果で、目の精密検査が推奨された		61		外反足疑い		1
	その他		11		言葉の出が悪い		6
聴覚	言葉の遅れや発音の心配がある		74		移動性精巣		2
	三語文が話せない		5		移動性睾丸疑い		1
	耳の聞こえが悪いように思ったことがある		15		停留睾丸		1
	指こすりによる聞こえの検査をしたが、できなかった		20		停留精巣疑い		1
	ささやき声による聞こえの検査をしたが、できなかった		13		左陰嚢水腫		1
	その他		1		甲状腺肥大		1
					過成長・発達遅滞		1
その他	低身長		10		反張膝		1
	低身長・低体重		9		矢状縫合の重合		1
	低身長・カフエオレ斑		1	合計			341

(5) 乳幼児健診未受診対策

- 目的：乳幼児健診未受診児の状況を確認し、虐待や発達の遅れ等の早期発見を行い、支援につなげます。
- 対象：乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）の案内及び勧奨を一定期間実施したが、連絡がとれず受診しない児
- | | |
|----------|-------------------|
| 4か月児健診 | 令和5年8月から令和6年7月生まれ |
| 1歳6か月児健診 | 令和4年3月から令和5年2月生まれ |
| 3歳児健診 | 令和2年9月から令和3年8月生まれ |
- 方法：受診予定日に受診がない場合には、手紙で勧奨を2回行い、その後に地区担当保健師による勧奨電話もしくは訪問を2回程度行います。
- 受診がない場合には、「居住実態が把握できていない児童リスト」へ載せ、調査依頼及び確認を行い、就園が確認できれば保育課を通じて、園から受診意向を確認し、受診できなければ園で発達状況を確認します。
- また、就園が確認できない場合は民生委員・児童委員に在宅時間の調査を依頼し、把握できた時間帯に再度保健師が訪問し、受診意向を確認、受診できない場合には、保健師が発達状況を確認します。まったく連絡が取れない場合には実務者会議にて今後の把握方法について検討します。

ア 4 か月児健康診査

○ 未受診対策実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	6	6	8
状況把握者数	6	5	7
未受診把握率	100	83.3	87.5

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
状況把握	受診	異常なし	6	2	5
		発達フォロー	0	0	0
	面接・訪問 にて確認	問題なし	0	3	2
		発達フォロー	0	0	0
	園で確認	問題なし	0	0	0
		発達フォロー	0	0	0
	児の目視済（受診勧奨中）		0	0	0
未把握	転 出		0	0	0
	入院中		0	0	0
	外国在住等		0	1	1
	児の目視未（受診勧奨中）		0	0	0
計			6	6	8

イ 1歳6か月児健康診査

○ 未受診対策実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	21	24	22
状況把握者数	17	20	19
未受診把握率	81.0	83.3	86.4

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
状 況 把 握	受 診	異常なし	7	14	12
		発達フォロー	8	2	7
	他市受診		0	0	0
	面接・訪問 にて確認	問題なし	1	2	0
		発達フォロー	1	1	0
	園で確認	問題なし	0	0	0
		発達フォロー	0	0	0
児の目視済（受診勧奨中）			0	1	0
未 把 握	転 出		3	2	0
	入院中		0	0	0
	外国在住等		1	2	3
	児の目視未（受診勧奨中）		0	0	0
計			21	24	22

ウ 3歳児健康診査

○ 未受診対策実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	43	39	32
状況把握者数	37	34	30
把握率	86.0	87.2	93.8

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
状 況 把 握	受 診	異常なし	25	23	18
		発達フォロー	4	4	6
		既医療	0	1	0
	他市受診		0	1	0
	面接・訪問 にて確認	問題なし	3	4	5
		発達フォロー	1	1	0
	園で確認	問題なし	2	0	0
		発達フォロー	0	0	1
	児の目視済（未受診）		1	0	0
	児の目視済（受診勧奨中）		1	0	0
未 把 握	転 出		3	0	0
	外国在住等		2	3	1
	児の目視未（居住実態確認中）		1	2	1
計			43	39	32

(6) 発達心理相談

目 的：1歳6か月児健診や3歳児健診にて発達フォローが必要と判断された
幼児や親から相談のあった幼児の精神発達面の個別相談を行います。

日 時：概ね月曜日・火曜日（午前、午後、1日）、毎週木・金曜日（午前）

従事者：臨床心理士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	171	169	164
参加延人数	293	279	274

(7) 2歳児アンケート

目 的：1歳6か月児健診にて2歳時の発達確認が必要と判断された児に、郵
送によるアンケートを行い、発達状況の確認を行います。

○ 実施状況 (単位：人、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アンケート送付人数	480	431	394
2歳児の状況把握率	97.1	98.8	97.5

5 赤ちゃん訪問事業

(1) こんにちは 赤ちゃん訪問

目 的：育児不安が高まる出産後間もない時期に赤ちゃん訪問を行うことにより、育児不安の軽減及び育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに繋がります。

対 象：安城市に住民登録のある生後4か月を迎えるまでの乳児を養育する家庭

周知方法：母子健康手帳交付時に案内、出産後に案内を送付

従事者：保健師、看護師

○ 実施状況 (単位：件、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象家庭数	1,500	1,385	1,287
訪問家庭数	1,496	1,379	1,280
実施率	99.7	99.6	99.5

(2) 養育支援訪問

目 的：養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する助言指導等を行う養育支援訪問事業を実施することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対 象：若年の妊娠、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

出産後おおむね1年までの養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し強い不安、孤立感等を抱える家庭等

従事者：保健師

○ 実施状況 (単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象家庭数	18	23	50
延べ訪問数	43	20	75

(3) 妊産婦・乳幼児等訪問指導

目 的：要支援家庭へ訪問指導を行うことにより、不安の軽減や解消を図り、
健やかな妊娠・出産、育児とともに児の発育・発達を支援します。

対 象：育児支援や保健指導を必要とする妊産婦、乳幼児及び養育者

従 事 者：保健師

○ 実施状況 (単位:人)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊産婦		1,460 (1,401)	1,441 (1,407)	1,355 (1,296)
乳 児	4か月児健診 事後	7 (6)	5 (2)	3 (3)
	4か月児健診 未受診	4 (4)	9 (9)	6 (5)
	その他	70 (30)	56 (30)	76 (32)
幼 児	4か月児健診 事後	—	3 (2)	3 (3)
	1歳6か月児 事後	23 (22)	22 (21)	12 (11)
	1歳6か月児 健診未受診	30 (21)	9 (9)	13 (9)
	3歳児健診 事後	4 (3)	2 (2)	5 (3)
	3歳児健診 未受診	64 (37)	24 (19)	12 (9)
	その他	85 (47)	25 (19)	32 (18)
その他		16 (7)	9 (7)	18 (14)
計		1,766 (1,579)	1,605 (1,527)	1,535 (1,403)
不 在		226	158	85

※ () 内は実数

(4) 未熟児訪問指導

目 的：未熟な状態で出生した児の家庭へ訪問指導を行い、育児の不安や悩みの軽減を図るとともに未熟児の成長・発達を支援します。

対 象：低体重児のうち、出生体重が2,000g未満の未熟児を養育する家庭（こんにちは赤ちゃん訪問を兼ねる）

従 事 者：保健師

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低体重児出生数 (2,500 g 未満)	126	125	119
低体重児届出数 (2,500 g 未満)	120	122	116
延べ訪問数 (2,000 g 未満)	14	28	10

※延べ訪問数は、こんにちは赤ちゃん訪問再掲

(5) 助産師訪問指導

目 的：助産師が訪問指導により、産褥に伴う心身の健康管理や育児に関する助言指導を行い、産婦及び乳児を支援します。

対 象：助産師による助言指導を必要とする安城市に住民登録のある産婦、乳児

内 容：市内産婦人科・助産院の助産師が、訪問指導を実施

○ 実施状況 (単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施家庭数	33	28	—

※令和 6 年度から産後ケア事業の訪問型を開始したことに伴い廃止。

参 考：訪問指導全数 (単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問件数	3,280	3,069	2,820

※里帰り等による市外住民を含む。

6 不妊症治療支援事業

目 的：不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、次世代育成の支援を図ります。

対 象 者：夫又は妻のいずれかが安城市に住民登録のある法律上の夫婦（同一世帯で事実上婚姻関係にある男女を含む）で、医療保険各法による被保険者若しくはその被扶養者の者

（１）一般不妊治療等助成

対象年齢：妻の年齢が４３歳未満（不妊治療を開始した時点）

助成対象：不妊検査、治療の効果を確認するための検査、ホルモン療法、タイミング法、人工授精等

助 成 額：１夫婦１年度（１年度は３月受診分から翌年２月受診分まで）につき、自己負担額の２分の１で上限額が１０万円（令和５年度までは５万円）

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、医療機関に案内配布

○ 支給状況 (単位：件、人)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
申請件数	276	295	338
申請人数	275	294	331
妊娠確認数	84	80	87

（２）生殖補助医療費助成（令和６年度から開始）

対象年齢：妻の年齢が４３歳未満（不妊治療を開始した時点）

助成対象：採卵、採精、体外受精、顕微授精、胚移植等の保険適用された生殖補助医療

助 成 額：１夫婦１クール（採卵・採精から妊娠確認まで）につき、自己負担額の２分の１で上限額が２０万円

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、医療機関に案内配布

○ 支給状況 (単位：件、人)

区 分	令和６年度
申請件数	173
申請人数	147
妊娠確認数	76

7 母子保健協力事業

(1) 母子保健協力事業

ア 1歳6か月児健診事後指導会(親子教室)

対 象 : 1歳6か月児健診及び発達心理相談において、ことばや発達の遅れ、育児不安等のある親子

実施主体 : 子ども発達支援課

場 所 : 子ども発達支援センターあんステップ♪

協力従事者 : 保健師 1 名

イ 療育指導

対 象 : 発達に何らかの偏りや心配のある子どもとその保護者

実施主体 : 子ども発達支援課

場 所 : 子ども発達支援センターあんステップ♪

協力従事者 : 保健師 1 名 (ケース紹介時等)

ウ 2歳児の歯科健診及びフッ化物塗布

対 象 : 2歳児 (令和4年2月～令和5年1月生まれ)

実施期間 : 令和6年5月・8月・11月・令和7年1月 (各回1か月間)

実施主体 : 安城市歯科医師会

場 所 : 各歯科医院

内 容 : 歯科健診や歯科相談、希望者へフッ化物塗布

○ 2歳児の歯科健診及びフッ化物塗布の経過

年 次	経 過
令和元年度まで	年2回保健センターにて集団形式で実施
令和2年度から	新型コロナウイルス感染症のため、歯科医院にて個別形式へ実施方法を見直して実施
令和4年度から	実施回数を年4回に見直して実施

○ 実施状況

(単位 : 人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数 (春)	318	302	306
受診者数 (秋)			

*再掲

業 事 防 予 Ⅲ

Ⅲ 予防事業

1 予防接種事業（定期の予防接種）

目的：伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

対象：

A類疾病（通年で実施）

(R7.4)

対象疾病	対象者		通知時期
ロタウイルス感染症	出生6週～24週または 出生6週～32週		生後2か月頃
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満		生後2か月頃
B型肝炎	1歳未満		生後2か月頃
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ） H i b感染症＊1	1期 初回	生後2か月～7歳6か月未満	生後2か月頃
	1期 追加		1歳頃
ジフテリア・破傷風	2期	11・12歳	小学6年生
結核	1歳未満		生後2か月頃
麻しん・風しん	1期＊2	1歳～2歳未満	1歳頃
	2期＊2	小学校就学前の1年間	幼稚園・保育園の年長児
日本脳炎	1期	・生後6か月～7歳6か月未満 ・13歳～20歳未満＊3	3歳1か月 随時（特例対象の希望者）
	2期	・9歳～13歳未満 ・13歳～20歳未満＊3	小学4年生 随時（特例対象の希望者）
ヒトパピローウイルス感染症	・小学6年生に相当する年齢 ～高校1年生に相当する年齢の女性 ・平成9年度～平成20年度生まれの女性＊4		中学1年生
水痘	1歳～3歳未満		1歳頃
風しん	5期＊2	S37.4.2～S54.4.1生の男性	

＊1 ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・H i b感染症の五種混合（DPT-I PV-H i b）の予防接種が基本となるが、既にジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）の四種混合（DPT-I PV）とH i b感染症の予防接種を受けている場合、原則完了するまで同一の予防接種を行うこととなる。

＊2 麻しん風しん混合ワクチン供給の偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性で、令和7年3月末までに風しんの抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者、平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ者、または令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ者は令和9年3月末まで接種期限が延長となる。

＊3 平成17年4月2日から平成19年4月1日生まれ者

＊4 令和4年4月1日から令和7年3月31日までに定期接種として少なくとも1回接種を受けた者は、令和8年3月末まで接種期限が延長となる。

B 類疾病

(R7.4)

対象疾病	対象者	通知時期	実施時期
季節性インフルエンザ	・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがある身体障害者手帳1級程度の者	9月	10月～1月
新型コロナウイルス感染症			10月～2月
高齢者の肺炎球菌感染症	・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがある身体障害者手帳1級程度の者	65歳1か月	通年
帯状疱疹*1	・ 65歳の者*2 ・ 60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがある身体障害者手帳1級程度の者	4月	通年

*1 帯状疱疹の予防接種が令和7年度から定期接種となる。

*2 令和7年度から令和11年度の5年間に限り、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者が対象となる。令和7年度に限り100歳以上の者も対象となる。

(1) 予防接種実施状況

ア ロタウイルス感染症

(単位：人)

年 度	被接種者数		
	1回目	2回目	3回目
令和4年度	1,423	1,433	241
令和5年度	1,364	1,362	241
令和6年度	1,264	1,243	140

イ Hib感染症

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
令和4年度	1,441	1,462	1,467	1,438
令和5年度	1,384	1,393	1,409	1,383
令和6年度	16	123	246	1,241

※接種開始が生後7月未満の場合のみ4回接種

ウ 小児の肺炎球菌感染症 (単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 4 年度	1,447	1,461	1,464	1,446
令和 5 年度	1,385	1,396	1,411	1,369
令和 6 年度	1,297	1,281	1,265	1,334

※接種開始が生後 7 月未満の場合のみ 4 回接種

エ B 型肝炎 (単位：人)

年 度	被接種者数		
	1 回目	2 回目	3 回目
令和 4 年度	1,432	1,458	1,449
令和 5 年度	1,386	1,394	1,373
令和 6 年度	1,288	1,273	1,262

オ 急性灰白髄炎（ポリオ） (単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 4 年度	0	0	0	1
令和 5 年度	0	0	0	0
令和 6 年度	0	0	0	3

カ ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・H i b 感染症（D P T－I P V－
H i b（五種混合）） (単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	追加
令和 6 年度	1,282	1,159	1,019	82

※令和 6 年 4 月から定期予防接種となる。

キ ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（D P T－I P V（四種混合））

（単位：人）

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	追加
令和 4 年度	1,468	1,453	1,481	1,380
令和 5 年度	1,494	1,533	1,517	1,358
令和 6 年度	21	127	258	1,415

ク ジフテリア・百日せき・破傷風（D P T（三種混合））

（単位：人）

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 4 年度	0	0	0	6
令和 5 年度	0	0	0	15
令和 6 年度	1	1	0	7

ケ ジフテリア・破傷風（D T（二種混合））

（単位：人）

年 度	被接種者数
令和 4 年度	1,496
令和 5 年度	1,375
令和 6 年度	1,617

コ 結核（B C G）

（単位：人）

年 度	被接種者数
令和 4 年度	1,469
令和 5 年度	1,403
令和 6 年度	1,282

サ 麻しん風しん混合

(単位：人、%)

年 度	区分	対象者数	被接種者数			接種率
			麻しん風 しん混合	麻しん ※過去に風 しんに罹患	風しん ※過去に麻 しんに罹患	
令和4年度	1期	1,520	1,435	0	0	94.4
	2期	1,818	1,684	0	0	92.6
令和5年度	1期	1,468	1,347	0	0	91.8
	2期	1,737	1,600	0	0	92.1
令和6年度	1期	1,415	1,337	0	0	94.5
	2期	1,714	1,427	0	0	83.3

シ 水痘

(単位：人)

年 度	被接種者数	
	1回目	2回目
令和4年度	1,440	1,277
令和5年度	1,368	1,277
令和6年度	1,362	1,293

ス 日本脳炎

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	初回1回目	初回2回目	追加	2期
令和4年度	1,590	1,569	2,121	2,105
令和5年度	1,452	1,406	1,638	1,940
令和6年度	1,375	1,389	1,409	1,884

セ ヒトパピローマウイルス感染症

(単位：人)

年 度	被接種者数		
	1 回目	2 回目	3 回目
令和 4 年度	896	758	491
令和 5 年度	784	680	591
令和 6 年度	2,313	1,886	1,461

ソ 風しん（5期）

(単位：人)

年 度	抗体検査者数	被接種者数
令和 4 年度	405	96
令和 5 年度	550	91
令和 6 年度	567	85

タ 季節性インフルエンザ（65歳以上の者等）

(単位：人)

年 度	被接種者数
令和 4 年度	27,848
令和 5 年度	25,363
令和 6 年度	22,705

チ 新型コロナウイルス感染症（65歳以上の者等）

(単位：人)

年 度	被接種者数
令和 6 年度	9,421

ツ 高齢者の肺炎球菌感染症（65歳の者等）

(単位：人)

年 度	被接種者数
令和 4 年度	1,103
令和 5 年度	1,224
令和 6 年度	417

※令和5年度で対象者拡大の経過措置が終了となる。

2 予防接種費用一部助成事業

(1) 子どもインフルエンザ予防接種支援

目 的：1歳から18歳までの者に対して、インフルエンザ流行の予防を図ります。

経 緯：平成23年10月から季節性インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を開始

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：1,000円/回

助成回数：2回/1歳～小学生、1回/中学生～高校3年生（18歳相当）

実施期間：10月～翌年1月

○ 予防接種実施状況 (単位：回)

年 度	年齢区分	延べ接種回数
令和4年度	1歳～小学生	16,598
	中学生～高校3年生相当	3,175
令和5年度	1歳～小学生	15,246
	中学生～高校3年生相当	3,241
令和6年度	1歳～小学生	15,018
	中学生～高校3年生相当	3,268

(2) 風しん抗体検査及び予防接種支援

目 的：成人を中心とした風しんの流行により妊婦が感染し、出生児に先天性風疹症候群と総称される障害を引き起こすことの予防を図ります。

経 緯：平成25年7月から風しん予防接種費用の一部助成を、平成27年4月から風しん抗体検査費用の一部助成を実施。妊娠を予定または希望する女性及び夫、または妊婦の夫が対象（事実婚含む）。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：抗体検査・予防接種 上限 各5,000円/回

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

年 度	申請者数	(再掲)	
		抗体検査	予防接種
令和4年度	185	102	143
令和5年度	182	109	113
令和6年度	81	53	44

(3) 帯状疱疹予防接種支援

目 的：50歳以上の方に対して、帯状疱疹の予防を図ります。

経 緯：令和5年9月から帯状疱疹ワクチン（水痘ワクチン又は帯状疱疹ワクチン）
接種費用の一部助成を開始

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：水痘ワクチン3,000円／回

帯状疱疹ワクチン7,000円／回×2回

○ 予防接種実施状況 (単位：延べ接種回数)

年 度	水痘ワクチン	帯状疱疹ワクチン
令和5年度	296	1,554
令和6年度	179	1,516

(4) おたふくかぜ予防接種支援

目 的：1歳児、年長児に対して、おたふくかぜの予防を図ります。

経 緯：令和5年9月からおたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を開始

周知方法：個人通知・広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：2,000円／回

○ 予防接種実施状況 (単位：回)

年 度	1歳児	年長児
令和5年度	819	272
令和6年度	1,218	955

(5) ヒトパピローマウイルス感染症任意接種費用助成金支給

目 的：積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃し、定期の予防接種の対象年齢を過ぎて任意で予防接種を受けた者に対して、接種費用を支給します。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：領収書があり支払った金額が確認できる場合は、接種費用。支払った金額が確認できない場合は、16,000円／回。（上限3回）

○ 予防接種実施状況（単位：人）

年 度	申請者数
令和4年度	11
令和5年度	6
令和6年度	7

※令和6年度で制度終了。

(6) 特別の理由による任意予防接種支援

経 緯：平成30年度から、骨髄移植手術等により定期予防接種で得た免疫を失った子どもの再接種費用の助成を開始。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：予防接種の種類に応じ、安城市医師会と契約している定期予防接種業務委託料の額を上限とする。

○ 予防接種実施状況（単位：人、回）

年 度	被接種者数	延べ接種回数
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

3 予防接種特別事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業）

目 的：新型コロナウイルス感染症の感染、発症、重症化等を予防し、感染症のまん延の防止を図ります。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、市公式SNSで発信

対 象：生後6か月以上

○ 予防接種実施状況（単位：人）

接種回数	接種人数（延べ）
1回目接種	150,891
2回目接種	150,281
3回目接種	120,229
4回目接種	71,430
5回目接種	41,092
6回目接種	24,067
7回目接種	15,809

※令和6年3月31日現在（令和6年5月2日VRS調べ）

※接種人数は、令和3年2月から接種をした延べ人数の累計

○ 集団接種実施状況（単位：回、人）

年 度	実施回数	接種実人数
令和4年度	91	22,164

※令和5年度以降、集団接種を実施していない。

○ 沿革

年次	内容
令和 3年 2月	新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 4月	高齢者施設への新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 5月	個別接種医療機関での新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 6月	集団接種での新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 12月	新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種開始

年次	内容
令和 4 年 2 月	集団接種での新型コロナウイルスワクチン追加（3 回目）接種開始
4 年 6 月	新型コロナウイルスワクチン追加（4 回目）接種開始
4 年 10 月	新型コロナウイルスオミクロン株対応 2 価ワクチン接種開始（5 回目）
4 年 11 月	集団接種での新型コロナウイルスオミクロン株対応 2 価ワクチン接種開始
5 年 5 月	春開始接種（6 回目）開始
5 年 9 月	秋開始接種（7 回目）開始
6 年 3 月	新型コロナウイルスワクチンに係る特例的な臨時接種終了

4 予防接種健康被害救済事業

目 的：予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり、障がいが残ったりすること）が起こることがあり、極めて稀ではあるものの、副反応による健康被害をなくすることができないことから、救済制度が設けられています。

○進達状況（単位：人、件）

年 度	申請人数	進達件数
令和 4 年度	0	0
令和 5 年度	5	5
令和 6 年度	4	3

5 予防接種事業の経緯

年次	制度改正等	市の対応等
昭和 23 年 7 月	予防接種法施行	
26 年 4 月	結核予防法施行	
36 年	生ポリオワクチン導入	
39 年	ポリオ 定期接種開始	
43 年 4 月	三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風) 定期接種開始	
49 年	ツベルクリン反応検査陰性者のみに BCG を実施。4 歳になるまでに初回接種、以降、小学 1 年・中学 2 年時に実施（結核予防法改正）	
50 年 2 月	百日せきを含むワクチンの一時中止	
51 年 2 月	二種混合 3 期（就学前の子に実施）を中止。小学校卒業前 6 か月以内に実施していた 4 期が 3 期となる	
6 月	予防接種による健康被害について法的救済制度創設 種痘の定期接種が事実上中止（予防接種法改正）	
52 年 4 月	風しん 定期接種開始	風しん 中学 2 年生女子及び前年度の未接種者に実施
53 年 4 月	麻しん 定期接種開始（1～5 歳児対象） 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）再開	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）集団接種の開始年齢を 2 歳以降とし再開
56 年 8 月	三種混合 新三種混合ワクチンに切り替え 二種混合 3 期が 2 期となる	
59 年	BCG 接種対象を中学 2 年から中学 1 年に引き下げ	
63 年 5 月		予防接種業務電算処理開始
元年 4 月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）接種開始	
2 年 1 月	MMR 副反応等の問題により、一時中止	MMR 医師会等関係機関と協議し、麻しん単味ワクチンに切り替え
9 月		MMR 希望者にのみ個別接種で再開

年次	制度改正等	市の対応等
平成 4 年 4 月		MMR 通知書兼問診票に保護者の希望に関する文章を作成
5 年 5 月	MMR 平成 5 年 4 月に厚生省及び県衛生部から通知があり、医師会等と協議し、当面接種を見合わせ BCG 小中学生について、エックス線間接撮影を廃止し、必要と認める者に対し、精密検査を実施	
6 年 10 月	義務接種から保護者が正しく理解したうえでの努力義務となり、対象年齢も改正。接種の方法として健康状態を診断するのに、問診、検温及び診察を行い、より安全で慎重な接種体制に整備（個別接種の推奨） 三種混合、ポリオ、麻しん、風しん 対象年齢を 7 歳 6 か月に引き上げ 風しん 対象者が、男女となる。 日本脳炎 定期接種となる。1 期（初回・追加）を 7 歳 6 か月までに、2 期を 9 ～ 12 歳（小学 4 年生）、3 期を 14 ・ 15 歳（中学 3 年生に）に接種することになる。 ツベルクリン反応検査、BCG 予防接種法に準じて実施することになる。（予防接種法改正）	風しん 昭和 54 年 4 月 2 日から昭和 62 年 10 月 1 日までの間に生まれた者（未接種者）について、平成 15 年 9 月 30 日までの間、経過措置を実施 日本脳炎 平成 7、8 年度は小・中学校への接種は行わず、未接種者にのみ実施
7 年 4 月	ツベルクリン反応判読基準の変更。発赤 9 mm 以下を陰性として扱うことになる。（結核予防法改正）	
9 年 4 月		麻しん、風しん 医療機関での個別接種開始
10 年 4 月		三種混合 個別接種開始
12 年 4 月		日本脳炎 1 期 個別接種開始

年次	制度改正等	市の対応等
平成 13 年 11 月	インフルエンザが二類疾病に分類され、一部公費負担により 高齢者のインフルエンザ 定期接種を実施。(予防接種法改正)	
15 年 4 月	小・中学校におけるツベルクリン反応・ BCG 廃止。(結核予防法改正)	
16 年 10 月	平成 17 年 4 月からツベルクリン反応検査廃止。 BCG を生後 6 か月に達するまでに実施することになる。(結核予防法改正)	BCG 平成 16 年度は、集団日程の追加及び 4 歳未満の未接種者への接種勧奨を実施。
17 年 4 月		BCG 個別接種（ハイリスク児対象）開始。集団接種を併用
5 月	日本脳炎 ワクチンと重症 ADEM（急性散在性脳脊髄炎）発症との因果関係が否定出来ないことから、厚生労働省より日本脳炎予防接種の差し控え勧告	日本脳炎 個人通知を中止
7 月	日本脳炎 3 期が廃止。(予防接種法施行令改正) 二種混合（1 期） 定期接種から任意接種になる。	
18 年 4 月	麻しん予防接種、風しん予防接種が 麻しん風しん混合 ワクチンによる接種に変更になり、接種回数が 2 回（1・2 期）となる。経過措置として、平成 18 年度は単抗原ワクチンによる接種も実施。(予防接種法施行令改正)	日本脳炎 2 期 個別接種開始
19 年 3 月	結核予防法廃止。4 月から、 BCG が予防接種法の定期予防接種となる。	
20 年 4 月	二種混合（1 期） 任意接種から定期接種となる。また、百日せきに罹患した子への混合ワクチン（三種混合ワクチン及び二種混合ワクチン）の使用が可能となる。(予防接種実施規則改正) 麻しん風しん混合 平成 19 年に、10 代および 20 代を中心とした年齢層に麻しん（はしか）が流行したことを受け、平成 20 年 4 月より 5 年間の麻しん排除のための対策期間として位置づけ、中学 1 年生（3 期）、高校 3 年生（4 期）に相当する年齢の者に 5 年間の時限措置として実施。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が海外で確認	
12 月		新型インフルエンザ 1 歳から 年中児へセンターでの集団 接種を実施
22 年 5 月	日本脳炎 平成 21 年 6 月に新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳 炎ワクチン）が第 1 期について使用可能になり、平成 22 年 4 月厚生労働省から「標準的な接種期間に該当する者（平成 22 年度においては 3 歳に対する初回接種）に対して積極的勧奨を 行う」との通知。	日本脳炎第 1 期初回を 3 歳 になる子に対し個人通知再 開
8 月	日本脳炎 平成 17 年度からの個人通知の中止によって接種で できなかった子に対する接種機会の確保（9 歳から 13 歳未満の 間に第 1 期 3 回の未接種分が接種可能となる）と第 2 期での新 ワクチンが使用可能となる。（予防接種実施規則改正）	
23 年 1 月	ヒブ、小児の肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮 頸がん等） 国のワクチン接種緊急促進事業に基づき、接種費 用の全額助成を開始する。	
3 月	日本脳炎 平成 17 年度からの個人通知の中止によって接種 できなかった子に対する接種機会の確保として、平成 23 年度 に 9 歳、10 歳になる子への積極的勧奨が再開され、5 歳から 8 歳になる子へは平成 24 年度以降、年齢の高い子から順に積 極的勧奨を実施することとなる。 日本脳炎 平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までに 生まれた子を特例対象者とし、20 歳未満まで定期接種の不足 分が接種可能となる。（予防接種法施行令改正）	日本脳炎平成 17 年度当時、 小学校での集団接種を実施 していたため、平成 7 年 4 月 2 日から平成 7 年 5 月 31 日までに生まれた子も行政 措置による予防接種の対象 者とした。平成 7 から 12 年 度生まれを対象に平成 24、 25 年度に 2 期の通知を送 付。平成 13 から 18 年度生 まれを対象に 1 期の通知を 平成 23 から 25 年度に、2 期の通知を平成 29 から令 和 2 年度に順次送付

年次	制度改正等	市の対応等
平成 23 年 5 月	麻しん風しん混合 海外留学や修学旅行等で海外に行く機会のある高校 2 年生に相当する年齢の子が 4 期（時限措置）の対象者に追加される。	
10 月		季節性インフルエンザ 市長マニフェストにより、1 歳から 18 歳までの者へ予防接種費用の一部助成を開始
24 年 9 月	ポリオ 9 月 1 日より不活化ポリオワクチンの導入となる。（予防接種実施規則改正）	ポリオ 生ワクチンからの切り替えに合わせて、9 月以降の集団接種を廃止し、9 月からは個別接種へと変更
11 月	四種混合 （ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風）11 月 1 日より導入となる。（予防接種実施規則改正）	四種混合 平成 24 年 8 月生まれ以降は、四種混合で通知
25 年 1 月	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、接種機会の確保をすることとなる。（予防接種法施行令改正）	
4 月	ヒブ、小児の肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん等） 新しく定期の予防接種の対象となる。（予防接種法改正）	
	B C G 対象者が生後 1 歳に至るまでの間にある者に拡大される。（予防接種法施行令改正）	B C G 個別接種開始
6 月	ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん等） ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省よりされる。	高齢者の肺炎球菌 6 月 19 日から 75 歳の者、後期高齢者医療保険被保険者へ予防接種費用の一部助成を開始
7 月		成人への風しん 県のワクチン接種緊急促進事業に基づき、予防接種費用の一部助成を開始（6 月分は遡及対応）

年次	制度改正等	市の対応等
平成 25 年 11 月	小児の肺炎球菌 使用するワクチンを沈降 7 価から沈降 1 3 価に変更。(予防接種法施行規則改正)	
26 年 4 月	ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオの第 1 期、日本脳炎第 1 期初回、ヒブ、ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん等) 接種間隔の下限の明確化、上限の撤廃がなされる。(予防接種実施規則改正)	ロタウイルス 平成 2 6 年 4 月生まれ以降から予防接種費用の一部助成を開始
	予防接種法第 2 条規定の A 類疾病を対象に、県内広域予防接種事業が開始。	成人への風しん 県のワクチン接種費用助成事業に基づき、対象者を縮小
6 月	高齢者の肺炎球菌 使用するワクチンに沈降 1 3 価結合型ワクチンが追加適応された。	
10 月	水痘、高齢者の肺炎球菌 定期の予防接種となる。(予防接種法施行令改正) 水痘：平成 2 6 年度の経過措置。3 歳以上 5 歳未満で初めて接種する者(1 回) 高齢者の肺炎球菌：平成 3 0 年度までの経過措置。7 0，7 5，8 0，8 5，9 0，9 5，1 0 0 歳の者で初めて接種する者(1 回)。1 0 1 歳以上の者で初めて接種する者は平成 2 6 年度の経過措置。	
27 年 4 月		高齢者の肺炎球菌 費用助成対象者を 6 5 歳以上に拡大 成人への風しん 抗体検査、予防接種の対象者を拡大
10 月	高齢者のインフルエンザ 使用するワクチンが 3 価から 4 価に変更となる	自己負担額を 1, 0 0 0 円から 1, 5 0 0 円に変更
28 年 2 月	三種混合 供給終了となる。	
4 月	予防接種法第 2 条規定の B 類疾病が県内広域予防接種事業の対象となる。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 28 年 7 月		B型肝炎 平成28年4月生まれ以降から予防接種費用の一部助成を開始
10 月	B型肝炎 定期の予防接種となる。(平成28年4月生まれから対象)(予防接種法施行令改正)	
29 年 10 月		インフルエンザ接種期間及び子どもインフルエンザ助成期間を1月末に延長
30 年 1 月	平成30年1月29日から、 三種混合 ワクチンの販売が再開される。	
4 月		特別の理由による任意予防接種 再接種費用の一部助成を開始
31 年 3 月		高齢者の肺炎球菌 3月31日をもって費用助成を終了
4 月	高齢者の肺炎球菌 対象者拡大の経過措置が令和5年度まで延長される。70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳の者で初めて接種する肺炎球菌1回。101歳以上の者は平成31年度限りの措置。(予防接種法施行令改正)	
令和 元年 5 月	風しん(5期) 令和3年度まで定期の予防接種となる。 (風しんの追加対策) 対象: 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの男性	
2 年 10 月	ロタウイルス 定期の予防接種となる。(令和2年8月1日生まれから対象)(予防接種法施行令改正) 異なるワクチンの接種間隔を変更。(定期接種実施要領改正)	

年次	制度改正等	市の対応等
令和 2 年 10 月	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等） 厚労省の勧告により、対象者への周知等を行い、接種機会の確保を図ることとなる。	
4 年 4 月	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等） 積極的勧奨を再開することとなる。（定期接種実施要領改正） また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成 9 年度生まれから平成 1 7 年度生まれまでの女子（キャッチアップ対象者）に対して、時限的に令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 か年を定期の予防接種の期間となる。	
	風しん（5 期） 定期の予防接種期間が、令和 6 年度まで 3 か年延長となる。（当初令和 3 年度に終了予定）	
8 月		ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等）キャッチアップ対象者のうち、令和 4 年 3 月末までに自費で接種を受けた者に対して、任意接種費用の助成を開始
5 年 9 月		带状疱疹 5 0 歳以上の方を対象に予防接種費用の一部助成を開始 おたふくかぜ 1 歳児及び年長児を対象に予防接種費用の一部助成を開始
6 年 3 月	高齢者の肺炎球菌 対象者拡大（7 0，7 5，8 0，8 5，9 0，9 5，1 0 0 歳の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回）の経過措置が終了となる。	

年次	制度改正等	市の対応等
令和 6 年 4 月	新型コロナウイルス感染症 定期の予防接種となる。 対象：65歳以上の者、60～64歳の方の一部 (予防接種法施行令改正)	
	五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ） 4月1日より導入となる。(予防接種法施行規則改正)	五種混合 令和6年2月生まれ以降は、五種混合で通知
	小児の肺炎球菌 使用するワクチンは、沈降15価を基本とする。ただし、当面の間は既存の沈降13価も使用できる。(予防接種法施行規則改正)	
10 月	小児の肺炎球菌 使用するワクチンは、沈降20価を基本とする。ただし、当面の間は既存の沈降15価も使用できる。沈降13価が使用するワクチンから除外される。 (予防接種法施行規則改正) 新型コロナウイルス感染症 定期接種として実施開始	新型コロナウイルス感染症 国からの助成金を受けて自己負担額を2,000円に設定し、10月から2月で実施
12 月	ヒトパピローマウイルス感染症 夏以降の需要の大幅な増加に伴うワクチン限定出荷の状況等を踏まえ、「令和7年3月末」に終了するキャッチアップ接種期間を1年延長する考えを示す。(延長対象者は、キャッチアップ対象者に加え、平成20年度生まれの女子も対象とする。)	ヒトパピローマウイルス感染症 接種期間延長に関する案内を令和7年1月に個別通知
7 年 3 月	麻しん風しん混合 5期終了 令和6年度ワクチン供給の偏在等が生じたことを理由に接種ができなかった1・2・5期の接種期限が「令和9年3月末」まで延長が可能となる。(特別な理由による2年間の延長) ヒトパピローマウイルス感染症 平成9年4月2日生から平成21年4月1日生までの女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに定期接種を1回以上受けた者は、接種期限が「令和8年3月末」に延長となる。	ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん等) キャッチアップ対象者のうち、令和4年3月末までに自費で接種を受けた者に対する任意接種費用の助成を終了

年次	制度改正等	市の対応等
令和 7 年 3 月	带状疱疹 令和 7 年度より定期接種となる。 令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間の経過措置対象： 70，75，80，85，90，95，100 歳の者。 ※令和 7 年度に限り 100 歳以上の者も対象となる。	带状疱疹 50 歳以上の方 を対象に予防接種費用の 一部助成は継続

安城市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市付属機関の設置に関する条例別表に定めるその担当する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

IV 健 康 増 進 事 業

(生活習慣病対策事業)

IV 健康増進事業（生活習慣病対策事業）

（安城市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導を含む）

生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるとともに、健診結果を活用し、生活習慣の見直しや健康に関する意識と理解を深め、健康づくりの継続やきっかけづくりができる事業を実施します。

健康知識普及事業	まちかど講座 親がお手本！デンタル・ケア教室 女性のための健康教育 家族のためのこころホッと相談、ゲートキーパー養成 カラダいきいき栄養相談 成人保健相談、健康手帳交付
安城市食育健康 づくりの会（食育 メイト）への委託	シニアのいきいき栄養教室 お父さんと子どもの料理教室 朝食のすすめ
健康づくり環境整備 事業	健康の道登録 健康づくりイベント、健康測定会 あんじょう健康マイレージ、健康づくりきっかけ教室 あんじょう健康大学 食育メイト養成講座・育成講座 安城市健康づくりサポーター事業
健康診査事業	胃がん検診（胃部エックス線検査・胃内視鏡検査）、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、市民ドック、脳ドック、骨粗しょう症検診、ヤング健診、市民健康検診、肝炎ウイルス検診
執行委任事業	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導、重症化予防事業

1 健康知識普及事業

(1) まちかど講座

目 的：生活習慣病予防のための知識を普及します。

対 象：一般成人（各種団体）

日時会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○実施状況

（単位：回、人）

講 座 名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
知って備える「がん」のはなし	0	0	0	0	2	31
+10（プラス・テン） ～動けば変わるあなたのカラダ～	0	0	1	12	0	0
禁煙のすすめ	0	0	0	0	0	0
健康な歯でおもてなし	0	0	1	13	0	0
大事な人のこころの疲れに 気づいたら	24	655	13	294	15	400
栄養バランスアップで健康食生活	0	0	0	0	1	12
データで知ろう！あなたのカラダ	0	0	1	59	0	0

(2) 健康増進・母子保健事業

ア 親がお手本！デンタル・ケア教室

目 的：生涯を通じた効果的な歯科保健知識及び実践方法について推進を図ります。また併せてかかりつけ歯科医機能の普及・啓発を行います。

対 象：市内幼稚園・保育園・認定こども園在園の5歳児（年長児）及びその保護者

内 容：歯科保健講話、歯ブラシ・補助清掃用具を含めたブラッシング指導

会 場：依頼のあった市内各幼稚園・保育園・認定こども園等

従 事 者：歯科衛生士

○実施状況

(単位：園、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施園数	24	32	34
保護者参加数	573	976	961

イ 女性のための健康教育（子宮頸がん）

目 的：子宮頸がんの好発年齢の女性に対し、早期発見の重要性を伝え、
子宮頸がん検診の受診を勧奨します。

対 象：離乳食教室ステップ 1（令和 5 年度まではカミカミ教室（後期離
乳食講習会））に参加した母とその家族

内 容：早期発見・早期治療の重要性、子宮頸がん検診受診の大切さ等

従 事 者：保健師

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数	44	24	24
受講者数	358	341	421
発行者数	161	124	158

(3) こころの健康づくり

ア 家族のためのこころホッと相談

目 的：家族のことで過度のストレスを抱える前に相談できるよう、臨床
心理士・公認心理師による相談サービスを提供し、相談者のこ
ころの負担の軽減、問題解決に必要な機関を知る機会とします。

対 象：心の悩みがある家族への接し方に困っている市民

ただし精神障害者保健福祉手帳を取得していない、現在、精神科・
心療内科に通院治療中ではない者

○実施状況

(単位：回、件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数	12	12	12
実施件数	14	16	11
相談者数	15	20	13

イ ゲートキーパー養成

目 的：市民自身のこころの病気を予防するとともに、ゲートキーパーとしての役割を周知し、こころの健康づくりを啓発します。

対 象：市内在住、在勤者

○実施状況

(単位：回、件)

講 座 名	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
大事な人のこころの疲れに気づいたら	3	81	2	21	1	10

※まちかど講座から再掲（75頁）

（４）安城市食育健康づくりの会（食育メイト）への委託事業

ア シニアのいきいき栄養教室

目 的：食べることに對する意欲を向上させ、元気に暮らしていくことができるよう、講話、調理実習、試食を通して低栄養予防を啓発します。

対 象：60歳以上の市民

内 容：調理実習、試食、栄養講話、食育 SAT システム

周知方法：市公式ウェブサイト・あんてなに掲載、団体やグループ等への働きかけ

会 場：公民館、福祉センター、スーパーなど

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 施 回 数	12	12	10
参 加 者 数	339	745	413
食育メイト延人数	57	74	68

※令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試食、調理実習は中止

イ お父さんと子どもの料理教室

目 的：父と子でふれあいながら料理の楽しさや、バランスの良い食事の大切さを体験し、生活習慣病予防につなげます。

対 象：市内在住の小学生とその父親または祖父

内 容：調理実習、栄養講話

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

会 場：へきしんギャラクシープラザ

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 施 回 数	2	2	2
参 加 者 数	14	29	42
食育メイト延人数	14	18	18

ウ 朝食のすすめ

目 的：朝食の必要性や簡単に作ることのできるメニューの提案を、講話と試食を通して行います。

対 象：一般市民

内 容：試食、栄養講話、食育 SAT システム

周知方法：市公式ウェブサイト・あんてなに掲載、団体やグループ等への働きかけ

会 場：公民館、福祉センター、アンフォーレなど

○ 実施状況

(単位:回、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	13	14	13
参加者数	383	822	1,265
食育メイト延人数	52	65	81

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試食は中止

(5) カラダいきいき栄養相談

目的：生活習慣病予防のため、生活習慣改善の支援と食生活の指導を行います。

対象：市内在住、在勤で20歳以上の者

内容：食育SATシステムを活用した栄養相談

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

会場：保健センター、スーパー

従事者：管理栄養士

○実施状況

(単位:回、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	64	64	55
来談人数	697	552	483

※令和4年度は会場を増やして実施

(6) 成人保健相談

目的：心身ともに健康的に生活できるよう、健康に関する不安等の相談に応じます。

内容：保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による面接、電話相談

対象：一般市民

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

○実施状況 (単位：回、人)

区 分		令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施回数		243	243	243
相談者数		381	460	578
内 訳	面接	27	30	13
	電話	354	430	565

○年代別実施状況 (単位：人)

区 分		３９歳以下	４０～６４歳	６５歳以上	年齢不明	計
相談者数		25	467	86	0	578
内 訳	男	4	422	32	0	458
	女	21	45	54	0	120

(７) 健康手帳交付

目 的：特定健康診査・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てます。

対 象：原則４０歳以上の市民（健康推進課が実施する成人向けの教室等については２０歳以上）で、健康手帳の交付を希望する者又は市が必要と認める者

交付場所：保健センター（市公式ウェブサイト等からダウンロード可）

○実施状況 (単位：人)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
交 付 人 数	85	48	17

2 健康診査事業

(1) がん対策

目 的：がんを早期発見し、適切な治療を行なうことでがんによる死亡を減少させることを目的とします。

対 象：胃がん（胃部エックス線検査）、大腸がん、肺がん：40歳以上の安城市に住民登録のある者

胃がん（胃内視鏡検査）：50歳以上で対象月生まれの安城市に住民登録のある者

子宮頸がん：20歳以上の安城市に住民登録のある女性

乳がん：40歳以上の安城市に住民登録のある女性

前立腺がん：40歳以上の安城市に住民登録のある男性

ただし、職場などでがん検診を受診する機会のない者

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載。特定健康診査、後期高齢者医療健康診査対象者には、健診受診票送付時に案内文書同封

がん対策の経過

年次	経過
平成17年度	・子宮頸がん検診について…対象年齢を30歳以上から20歳以上に変更 ・乳がん検診について…対象年齢を30歳以上から40歳以上に変更 実施方法をマンモグラフィと視触診に変更 ・人間ドックで実施していたレディースドックを廃止
平成20年度	・肺がん検診としての市民健康検診の廃止
平成21年度	・実施期間を5月から翌年3月までに延長 (平成20年度までは5月から翌年2月までの実施) ・子宮頸がん検診、乳がん検診は通年実施 ・節目年齢になった女性を対象に、子宮頸がん、乳がん検診を無料で実施できるクーポン券を配付（女性特有のがん検診推進事業） *子宮がん検診：20、25、30、35、40歳を対象 乳がん検診：40、45、50、55、60歳を対象
平成22年5月	・企業・団体と安城市が連携し、がん検診の受診勧奨への取り組みの実施 (がん検診受診率向上プロジェクト)
平成23年度	・大腸がん検診を無料で受診できるクーポン券を追加配付（がん検診推進事業）…40、45、50、55、60歳男女を対象
平成25年度	・保健センターで実施していた子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を終了

平成 26 年度	・ 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配付について、検診初年度とし、平成 21 ～ 24 年度本市のクーポン券配付者で未利用者、かつ過去未受診者へ再配付（働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業）
平成 27 年度	・ 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券について、検診初年度とし、平成 25 年度本市のクーポン券配付者で未利用、かつ過去 5 年未受診者へ再配付
平成 28 年度	・ がん検診推進事業に基づき、大腸がん検診無料クーポンの廃止 ・ 子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券について、子宮頸がんは 20 歳、乳がんは 40 歳のみに配付 ・ 実施期間を他の検診と同じく 5 月から翌年 2 月までに変更
平成 30 年度	・ 胃がん検診として胃内視鏡検査の開始 ・ 子宮頸がん検診を通年実施に変更
令和元年度	・ あいち電子申請システムにてがん検診の受診券の申請ができるようにした
令和 2 年度	・ 乳がん検診をマンモグラフィ検査のみに変更 ・ あいち電子申請システムにてがん精密検査結果の報告ができるようにした
令和 4 年度	・ 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査の受診票発送時に、がん検診受診券を同封
令和 5 年度	・ 子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券送付時に、がん検診の間診票を同封
令和 7 年度	・ 前年度いずれかのがん検診受診者および年度末年齢 40 歳の対象者へ、4 月末にがん検診受診券を送付

ア 各がん検診実施状況

※地域保健・健康増進事業報告に合わせた受診率の計算方法”注”で表記

(単位:人、%)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
胃がん	受診対象者	45,811	46,768	47,782
	胃エックス線検査	3,306	3,233	3,169
	胃内視鏡検査	283	279	299
	受診者数 計	3,589	3,512	3,468
	受診率 注1	10.3	9.9	9.6
大腸がん	受診対象者	74,259	74,494	74,735
	受診者数	6,104	5,822	5,707
	受診率 注2	8.2	7.8	7.6
肺がん	受診対象者	74,259	74,494	74,735
	受診者数	6,007	5,723	5,592
	受診率 注2	8.1	7.7	7.5
子宮頸がん	受診対象者	56,586	56,403	56,293
	受診者数	7,559	7,197	7,135
	受診率 注3	20.1	19.6	19.1
乳がん	受診対象者	35,547	35,625	35,710
	受診者数	5,743	5,487	5,350
	受診率 注3	21.3	21.0	20.3
前立腺がん	受診対象者	52,725	53,064	53,374
	受診者数	8,968	8,398	8,390
	受診率 注4	17.0	15.8	15.7

注1：胃がん検診受診率

(「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数(50～69歳)」×100

注2：大腸がん検診、肺がん検診受診率

(「当該年度の受診者数÷当該年度の対象者数(40～69歳)」×100

注3：子宮頸がん検診、乳がん検診受診率

(「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数(子宮：20～69歳、乳：40～69歳)」×100

注4：前立腺がん検診受診率 当該年度の受診者数÷当該年度の受診対象者数×100

○ 胃がん検診

(単位：人、%)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数 (X線)	434	607	670	643	763	1,230	1,852	794	316	7,309
	受診者数 (内視鏡)	—	—	43	42	72	126	250	288	158	979
	受診率	5.4	5.2	6.2	6.8	11.6	20.4	23.7	15.4	4.8	10.2
	要精検者数 (X線)	39	33	48	34	69	113	159	69	24	588
	要精検者 (内視鏡)	—	—	4	8	9	14	36	38	22	131
令和5年度	受診対象者	13,046	14,680	15,347	12,638	9,957	8,826	10,742	8,713	12,774	106,723
	受診者数 (X線)	405	545	639	629	797	1,168	1,661	785	341	6,970
	受診者数 (内視鏡)	—	—	44	45	52	138	269	334	198	1,080
	受診率	4.9	5.3	5.9	6.8	11.2	19.9	24.1	17.0	5.7	10.2
	要精検者数 (X線)	26	41	30	38	50	90	137	66	31	509
	要精検者 (内視鏡)	—	—	9	7	5	11	32	41	33	138
令和6年度	受診対象者	12,767	14,186	15,457	13,173	10,437	8,715	9,974	9,422	13,222	107,353
	受診者数 (X線)	355	498	650	618	750	1,151	1,544	796	363	6,725
	受診者数 (内視鏡)	—	—	46	38	73	142	245	356	214	1,114
	受診率	4.5	4.9	5.8	6.5	10.6	19.8	24.3	16.5	6.1	9.9
	要精検者数 (X線)	18	20	30	24	44	84	121	72	37	450
	要精検者 (内視鏡)	—	—	9	6	13	14	33	47	26	148

○ 大腸がん検診

(単位：人、%)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数	531	760	865	824	1,116	2,008	3,389	2,712	2,090	14,295
	受診率	4.0	5.0	5.7	6.9	11.9	21.9	30.0	33.4	17.0	13.5
	要精検者数	22	29	36	38	60	130	258	235	238	1,046
令和5年度	受診対象者	13,046	14,680	15,347	12,638	9,957	8,826	10,742	8,713	12,774	106,723
	受診者数	520	651	811	807	1,120	1,913	3,101	2,897	2,293	14,113
	受診率	4.0	4.4	5.3	6.4	11.2	21.7	28.9	33.2	18.0	13.2
	要精検者数	24	32	38	38	46	136	202	205	260	981
令和6年度	受診対象者	12,767	14,186	15,457	13,173	10,437	8,715	9,974	9,422	13,222	107,353
	受診者数	461	618	809	816	1,092	1,911	2,930	3,079	2,471	14,187
	受診率	3.6	4.4	5.2	6.2	10.5	21.9	29.4	32.7	18.7	13.2
	要精検者数	24	34	38	33	57	128	184	254	268	1,020

○ 肺がん検診

(単位：人、%)

年齢(歳) 年度・区分		40 44	45 49	50 54	55 59	60 64	65 69	70 74	75 79	80 84	計
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数	538	751	865	841	1,161	1,851	3,278	2,589	2,099	13,973
	受診率	4.0	5.0	5.7	7.0	12.3	20.2	29.0	31.9	17.1	13.2
	要精検者数	4	4	10	14	21	45	77	60	68	303
令和5年度	受診対象者	13,046	14,680	15,347	12,638	9,957	8,826	10,742	8,713	12,774	106,723
	受診者数	514	661	810	821	1,168	1,749	2,998	2,779	2,407	13,907
	受診率	3.9	4.5	5.3	6.5	11.7	19.8	27.9	31.9	18.8	13.0
	要精検者数	5	8	10	10	28	45	71	72	85	334
令和6年度	受診対象者	12,767	14,186	15,457	13,173	10,437	8,715	9,974	9,422	13,222	107,353
	受診者数	467	639	794	835	1,122	1,735	2,798	2,977	2,486	13,853
	受診率	3.7	4.5	5.1	6.3	10.8	19.9	28.1	31.6	18.8	12.9
	要精検者数	4	6	11	12	12	45	72	93	67	322

○ 喀痰検査

(単位：人)

年齢(歳) 年度・区分		40 44	45 49	50 54	55 59	60 64	65 69	70 74	75 79	80 84	計
令和4年度	受診者数	65	129	152	141	138	195	313	230	107	1,470
	*	0	0	34	29	39	67	120	92	33	414
	要精検者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	受診者数	43	64	110	111	103	141	201	190	99	1,062
	*	0	0	34	39	41	60	78	96	39	387
	要精検者数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	*	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
令和6年度	受診者数	37	36	92	87	72	112	151	179	89	855
	*	0	0	25	33	25	43	68	89	42	325
	要精検者数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	*	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

※ 国が定めた対象者数の再掲（50歳以上で、かつ喫煙指数が600以上の喀痰検査対象者）

○ 子宮頸がん検診

(単位：人)

年齢（歳） 年度・区分		20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69
令和4年度	受診対象者	4,956	5,129	5,220	5,734	6,255	7,206	7,290	5,680	4,477	4,639
	受診者数	247	670	918	729	781	937	950	808	721	798
	受診率	9.9	24.6	31.1	21.3	20.0	17.9	17.8	17.6	20.6	22.4
	要精検者数	8	14	15	9	16	23	22	10	8	6
令和5年度	受診対象者	4,999	5,117	5,138	5,524	6,138	6,981	7,417	5,979	4,671	4,439
	受診者数	242	679	818	706	761	841	924	756	739	731
	受診率	9.0	24.1	30.2	21.7	18.6	18.2	17.0	17.2	19.9	22.0
	要精検者数	14	20	15	12	18	23	15	8	9	8
令和6年度	受診対象者	5,006	5,080	5,036	5,461	6,007	6,731	7,497	6,218	4,944	4,313
	受診者数	255	634	836	662	738	829	905	789	780	707
	受診率	9.1	23.6	29.3	21.2	18.7	17.3	16.4	16.3	19.7	21.7
	要精検者数	6	7	8	22	18	14	20	8	9	3

年齢（歳） 年度・区分		70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～	計
令和4年度	受診対象者	5,897	4,306	7,480	74,269
	受診者数	909	463	200	9,131
	受診率	18.2	11.1	3.4	17.8
	要精検者数	8	4	4	147
令和5年度	受診対象者	5,682	4,610	7,742	74,437
	受診者数	845	478	198	8,718
	受診率	19.7	12.7	3.6	17.5
	要精検者数	5	0	2	149
令和6年度	受診対象者	5,260	4,984	8,025	74,562
	受診者数	792	540	215	8,682
	受診率	19.4	12.4	3.5	17.0
	要精検者数	4	3	4	126

○ 乳がん検診

(単位：人)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和 4 年度	受診対象者	6,255	7,206	7,290	5,680	4,477	4,639	5,897	4,306	7,480	53,230
	受診者数	853	1,033	1,144	949	852	912	1,099	601	273	7,716
	受診率	21.9	19.1	20.3	20.0	23.4	25.2	21.9	14.1	4.1	18.4
	要精検者数	47	47	48	34	34	32	37	16	12	307
令和 5 年度	受診対象者	6,138	6,981	7,417	5,979	4,671	4,439	5,682	4,610	7,742	53,659
	受診者数	779	937	1,069	926	899	877	994	648	274	7,403
	受診率	20.9	19.1	19.6	19.8	23.5	25.5	23.1	16.2	4.6	18.4
	要精検者数	38	46	51	29	33	33	22	16	10	278
令和 6 年度	受診対象者	6,007	6,731	7,497	6,218	4,944	4,313	5,260	4,984	8,025	53,979
	受診者数	738	876	1,044	951	883	858	971	674	308	7,303
	受診率	19.8	18.2	18.7	19.1	23.2	25.6	23.4	16.5	4.5	17.9
	要精検者数	53	48	43	27	37	25	26	21	7	287

○ 前立腺がん検診

(単位：人)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和 4 年度	受診対象者	7,033	7,954	7,926	6,342	4,930	4,527	5,407	3,802	4,804	52,725
	受診者数	453	632	679	566	624	1,087	1,950	1,605	1,372	8,968
	受診率	6.4	7.9	8.6	8.9	12.7	24.0	36.1	42.2	28.6	17.0
	要精検者数	2	5	8	13	24	62	186	147	161	608
令和 5 年度	受診対象者	6,908	7,699	7,930	6,659	5,286	4,387	5,060	4,103	5,032	53,064
	受診者数	321	467	614	518	580	1,026	1,720	1,704	1,448	8,398
	受診率	4.6	6.1	7.7	7.8	11.0	23.4	34.0	41.5	28.8	15.8
	要精検者数	1	6	9	11	16	54	159	153	146	555
令和 6 年度	受診対象者	6,760	7,455	7,960	6,955	5,493	4,402	4,714	4,438	5,197	53,374
	受診者数	291	424	597	570	587	1,011	1,573	1,818	1,519	8,390
	受診率	4.3	5.7	7.5	8.2	10.7	23.0	33.4	41.0	29.2	15.7
	要精検者数	1	0	8	25	24	62	119	176	169	584

○ クーポン券利用者（子宮頸がん検診）（単位：人、％）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
通知者数＊	972	1,007	959
受診者数	66	58	70
受診率	6.8	5.8	7.3

＊ 4 月 1 日現在で 2 0 歳の人

○ クーポン券利用者（乳がん検診）（単位：人、％）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
通知者数＊	1,172	1,210	1,184
受診者数	268	239	228
受診率	22.9	19.8	19.3

＊ 4 月 1 日現在で 4 0 歳の人

イ 各精密検査実施状況

○ 胃がん精密検査結果（単位：人、％）

区 分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		胃 X 線	胃内視鏡	胃 X 線	胃内視鏡	胃 X 線	胃内視鏡
要精検者数		574	47	588	131	509	137
精検受診者数		485	47	505	130	428	136
精検受診率		84.5	100.0	85.9	99.2	84.1	99.3
異常認めず		71	0	81	1	68	2
がん	早期	3	2	2	2	5	2
	進行	2	0	3	0	5	0
	不明	0	0	0	0	1	0
がんの疑いのある者又は未確定		2	0	3	2	3	5
がん以外の疾患であった者		407	45	416	125	346	127

○ 大腸がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要精検者数		1,001	1,046	981
精検受診者数		789	803	755
精検受診率		78.8	76.8	77.0
異常認めず		197	182	160
がん	早期	18	18	10
	進行	17	14	15
	不明	3	8	4
がんの疑いのある者又は未確定		3	2	7
がん以外の疾患であった者		551	579	559

○ 肺がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要精検者数		191	303	334
精検受診者数		176	269	302
精検受診率		92.1	88.8	90.4
異常認めず		78	116	110
がん	早期	0	4	0
	進行	4	2	0
	不明	4	4	1
がんの疑いのある者又は未確定		10	13	23
がん以外の疾患であった者		80	130	168

○ 子宮頸がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要精検者数		134	150	149
精検受診者数		115	126	128
精検受診率		85.8	84.0	85.9
異常認めず		49	53	68
がん	早期	0	0	0
	進行	1	2	0
	不明	0	0	0
がんの疑いのある者又は未確定		5	15	7
がん以外の疾患であった者		60	54	53

○ 乳がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要精検者数		328	307	278
精検受診者数		299	277	258
精検受診率		91.2	90.2	92.8
異常認めず		112	77	78
がん	早期	11	17	16
	進行	3	6	5
	不明	0	1	0
がんの疑いのある者又は未確定		3	3	2
がん以外の疾患であった者		170	173	157

○ 前立腺がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要精検者数		580	608	555
精検受診者数		447	456	440
精検受診率		77.1	75.0	79.3
異常認めず		122	135	115
がん	早期	33	33	31
	進行	6	3	3
	不明	5	5	6
がんの疑いのある者又は未確定		104	90	77
がん以外の疾患であった者		177	190	208

ウ 要精密検査未受診勧奨

目 的：精密検査未受診者に対し、受診勧奨をすることで、受診への行動変容を促します。

対 象：がん検診及び骨粗しょう症検診、脳ドック、市民健康検診(結核健康診断)の結果が要精密検査と判定された者

内 容：①初回勧奨通知

一次検診受診後、3 か月間精密検査結果が未返送の者へ受診勧奨通知を送付。

②再勧奨通知

一次検診受診後、6 か月間精密検査結果が未返送の者へ再勧奨通知を送付。

○ 送付状況

(単位：人)

通知区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
初回勧奨通知	1,780	940	1,826
再勧奨通知	320	259	251

(2) ドック・検診

ア 市民ドック

目的：生活習慣病を早期に発見することにより、適切な医療につなげて重症化を防ぎます。

対象：40歳以上の安城市に住民登録がある者で安城市国民健康保険被保険者、愛知県後期高齢者医療保険被保険者、生活保護受給者など健康保険未加入者又は社会保険被扶養者で職場などで健康診査を受ける機会がない者

内容：診察、血液検査、血圧、尿検査、心電図、眼圧、眼底、視力、聴力、胃部X線、胸部X線、便潜血、腹部超音波、肺機能

実施期間：八千代病院八千代総合健診センター、アイエムクリニック・安城、三河安城クリニック、安城更生病院予防医療センター

健診期間：5月～翌年2月

○ 受診状況

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40～64歳	571	577	620
65～74歳	1,270	1,282	1,277
後期高齢者	566	637	786
社保被扶養者	650	396	456
計	3,057	2,892	3,139

イ 脳ドック（平成15年度から開始）

目的：脳疾患の早期発見のため実施します。

対象：40歳以上の安城市に住民登録のある者（600人）

内容：MRI（磁気共鳴断層撮影）・MRA（磁気共鳴血管撮影）

実施機関：八千代病院、三河安城クリニック、安城更生病院

検診期間：前期5～10月、後期11～3月

○ 受診状況

(単位：人)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数	105,955	106,723	107,353
申込者数	1,044	861	975
受診者数	587	586	580
要精検者数	63	68	58

※対象者：地域保健・健康増進事業報告にあわせて、全住民を対象者としている。

ウ 骨粗しょう症検診（市民ドックの追加検査）

目 的：骨量減少者を早期に発見し、骨粗しょう症を予防します。

対 象：市民ドック受診者で年度末年齢４０、４５、５０、５５、６０、
６５、７０歳の女性

内 容：骨密度検査

検査期間：５月～翌年２月

○ 受診状況

(単位：人)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
受診者数	99	40	63
要精検者数	16	5	10

エ 歯周病検診

目 的：歯周病の早期発見と予防、かかりつけ医の定着をすすめていきます。

対 象：２０、３０、４０、４５、５０、５５、６０、６５、７０歳で安城市
に住民登録のある者

検査期間：５月～翌年２月

歯周病検診の経過

年次	経過
平成 29 年度	歯周病検診の受診券の見直しを実施 精密検査の結果把握を開始
平成 30 年度	対象者を拡充し実施（20 歳、30 歳）
令和 2 年度	40 歳の受診勧奨を開始
令和 5 年度	20・30・40・50 歳の受診勧奨を開始
令和 6 年度	20・30 歳が健康増進法の法定年齢に追加

○ 結果

(単位:人、%)

区分	対象者	対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要指導	要精検
令和4年度	20歳	2,051	203	9.9	14	49	140
	30歳	2,216	213	9.6	12	51	150
	小計	4,267	416	9.7	26	100	290
	40歳	2,501	407	16.3	23	74	310
	45歳	2,740	292	10.7	18	61	213
	50歳	3,141	330	10.5	20	63	247
	55歳	2,962	331	11.2	11	62	258
	60歳	2,293	319	13.9	7	53	259
	65歳	1,682	266	15.8	13	43	210
	70歳	1,955	309	15.8	15	42	252
	小計	17,274	2,254	13.0	107	398	1,749
	計	21,541	2,670	12.4	133	498	2,039
令和5年度	20歳	2,005	219	10.9	14	66	139
	30歳	2,246	306	13.6	21	62	223
	小計	4,251	525	12.4	35	128	362
	40歳	2,522	395	15.7	22	86	287
	45歳	2,742	287	10.5	10	49	228
	50歳	3,186	440	13.8	13	75	352
	55歳	3,006	373	12.4	8	66	299
	60歳	2,372	331	14.0	7	68	256
	65歳	1,813	306	16.9	14	58	234
	70歳	1,842	274	14.9	8	47	219
	小計	17,483	2,406	13.8	82	449	1,875
	計	21,734	2,931	13.5	117	577	2,237
令和6年度	20歳	1,948	236	12.1	22	87	127
	30歳	2,340	255	10.9	15	67	173
	小計	4,288	491	11.5	37	154	300
	40歳	2,408	360	15.0	11	73	276
	45歳	2,707	255	9.4	9	55	191
	50歳	3,128	448	14.3	9	98	341
	55歳	2,945	340	11.5	5	65	270
	60歳	2,475	352	14.2	7	71	274
	65歳	1,863	278	14.9	9	37	232
	70歳	1,783	233	13.1	3	35	195
	小計	17,309	2,266	13.1	53	434	1,779
	計	21,597	2,757	12.8	90	588	2,079

○ 歯周病検診精密検査結果①（４０・５０・６０・７０歳）（単位：人、％）

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
要精検者数	857	1,068	1,114
精検受診者数	791	998	1,049
精検受診率	92.3	93.4	94.2
異常認めず	49	89	109
歯周病であった者	649	803	836
歯周病以外であった者	93	106	104

○ 歯周病検診精密検査結果②（２０・３０・４５・５５・６５歳）（単位：人、％）

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
要精検者数	827	971	1,123
精検受診者数	747	880	1,035
精検受診率	90.3	90.6	92.2
異常認めず	47	69	135
歯周病であった者	586	703	789
歯周病以外であった者	114	108	111

オ 肝炎ウイルス検診

目 的：肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とします。

対 象：４０歳以上の安城市に住民登録のある者で過去に未受診で検診を希望する次の通知者

通知方法：特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査通知の際、対象者に問診票を同封する。上記対象者以外の４０、４５、５０、５５、６０歳（４月１日現在）の人で、過去に実施していない人に肝炎ウイルス検診無料受診券を送付。

○ 受診状況

(単位：人)

区 分		令和４年度	令和５年度	令和６年度
受診者数	B 型	1,906	1,734	1,902
	C 型	1,906	1,734	1,902
B 型 肝炎ウイルス	陽性	10	9	5
	陰性	1,896	1,725	1,897
C 型 肝炎ウイルス＊	判定①	4	4	5
	判定②	7	3	4
	判定③	11	5	11
	判定④	1,884	1,722	1,882

＊判定区分：

①感染（高力価）、②感染（中力価）、③非感染（低力価）、④非感染（陰性）

カ 市民健康検診（結核健康診断）

目 的：結核の早期発見のため実施します。

対 象：安城市に住民登録のある６５歳以上の者（①６５～７４歳の社会保険加入者 ②①以外の者）

内 容：①胸部X線、診察、血圧、尿検査（糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン）

②胸部X線（特定健康診査および後期高齢者医療健康診査と同時実施）

検診期間：５月～翌年２月

○ 受診状況

(単位：人、％)

区 分		令和４年度	令和５年度	令和６年度
通知者数		42,428	42,708	43,009
受診者数		7,968	7,884	7,947
市民健康検診受診者数（再掲）		215	248	227
受診率		18.8	18.5	18.5
要精検者数	結核疑	19	8	11
	その他疾患疑	186	207	227

キ ヤング健診

目 的：若い世代の生活習慣病予防のため実施します。

対 象：安城市に住民登録のある 20 歳以上 40 歳未満の安城市国民健康保険被保険者、生活保護受給者など健康保険未加入者及び社会保険被扶養者

内 容：診察、身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、尿検査（糖、蛋白）、血圧、血液検査（脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血）

○ 受診状況 (単位：人、%)

区 分		国民健康保険加入者	生活保護受給者	社会保険被扶養者
令和 4 年度	通知者数	4,029	43	—
	受診者数	340	1	215
	受診率	8.4	2.3	—
令和 5 年度	通知者数	3,921	51	—
	受診者数	354	1	167
	受診率	9.0	2.0	—
令和 6 年度	通知者数	3,787	60	—
	受診者数	365	5	171
	受診率	9.6	8.3	—

○ 受診結果 (単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
異常なし	212	181	196
放置可	72	63	85
要観察	179	183	175
要再検査	58	61	54
治療中	9	8	6
要治療	26	26	25
計	556	522	541

(3) がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業

目 的：がん患者の経済的負担の軽減を図ります。

対 象：次の①～④すべてに該当する者

- ① 申請日時点で安城市に住民登録のある者
- ② がんと診断され、その治療を受けた者又は治療中の者
- ③ がん治療に伴う脱毛に対するウィッグ（かつら）又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した者
- ④ 過去に県内市町村から同種の補整具について補助を受けていない者

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、市内医療機関やがん相談支援センターのある医療機関へのちらしの配布

○ 申請件数 (単位：件)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ウィッグ	52	57	66
乳房補整具	7	21	10
計	59	78	76

(4) 若年がん患者在宅療養支援事業

目 的：若年のがん患者が、住み慣れた自宅などで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に要する費用の一部を補助します。

対 象：次の①及び②に該当する人又はその介護者

- ① サービス利用時において、満４０歳未満の安城市民
- ② 末期がんであることを医師が認め、在宅生活への支援及び介護が必要な人

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、市内医療機関やがん相談支援センターのある医療機関へのちらしの配布

○ 補助件数 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
在宅サービス	0	0
福祉用具貸与	1	1
福祉用具購入	0	0
計	1	1

3 執行委任事業

(1) 安城市国民健康保険及び健康増進事業特定健康診査

目 的：糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が減少するよう、メタボリックシンドローム該当者・予備群を見つけ出し、生活習慣の改善をすすめていきます。

対 象：安城市国民健康保険被保険者及び生活保護受給者など健康保険未加入者

検査項目：

○ 基本的な健診の項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST〔GOT〕、ALT〔GPT〕、 γ -GT〔 γ -GTP〕）血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）、腎機能検査（尿酸、クレアチニン）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

○ 詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値）のうち、一定基準の下、医師が必要と判断したものを選択

○ その他の健診項目

B型・C型肝炎ウイルス検査（平成14年度以降に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者）、胸部X線検査（65歳以上の検査機会のない者）、アルブミン（65歳以上）

○ 特定健康診査総数（健康増進事業 40 歳以上 75 歳未満含む）（単位：人、％）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者数	25,825	24,620	23,584
受診者数	11,262	10,472	10,180
受診率	43.6	42.5	43.2

○ 実施状況

(単位 :人、%)

区 分			40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	計
令和 4 年度	国 保 事 業	対象者数	1,549	1,793	1,975	1,854	2,951	6,021	9,209	25,352
		個別医療 機関	302	386	444	499	971	2,377	4,383	9,362
		市民 ドック	58	91	97	126	231	532	705	1,840
		その他*	0	0	0	1	0	0	0	1
		国保事業 受診率	23.2	26.6	27.4	33.7	40.7	48.3	55.3	44.2
	健 康 増 進 事 業	対象者数	21	48	47	61	85	76	135	473
		個別医療 機関	4	2	5	8	16	5	18	58
		市民 ドック	0	0	0	0	0	1	0	1
令和 5 年度	国 保 事 業	対象者数	1,498	1,754	1,965	1,868	2,886	5,545	8,649	24,165
		個別医療 機関	273	352	423	478	838	2,287	3,895	8,546
		市民 ドック	56	79	100	127	215	586	696	1,859
		その他*	0	0	0	0	0	0	1	1
		国保事業 受診率	22.0	24.6	26.6	32.4	36.5	51.8	53.1	43.1
	健 康 増 進 事 業	対象者数	27	43	58	59	83	82	103	455
		個別医療 機関	7	5	4	11	13	10	16	66
		市民 ドック	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 6 年度	国 保 事 業	対象者数	1,408	1,692	1,932	1,966	2,926	5,239	7,976	23,139
		個別医療 機関	263	339	432	530	989	2,062	3,601	8,216
		市民 ドック	57	87	106	150	259	580	658	1,897
		その他*	0	0	0	0	0	0	0	0
		国保事業 受診率	22.7	25.2	27.8	34.6	42.7	50.4	53.4	43.7
	健 康 増 進 事 業	対象者数	39	35	63	68	75	70	95	445
		個別医療 機関	9	6	6	10	15	10	11	67
		市民 ドック	0	0	0	0	0	0	0	0

*「その他」は、市内契約医療機関以外での受診者

○ メタボリックシンドローム判定該当者数

(単位:人、%)

区 分		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65～74歳		計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
令和4年度	受診者数	357	486	506	674	444	774	3,671	4,350	11,262
	該当者数	63	17	126	57	150	89	1,251	630	2,383
	該当者率	17.6	3.5	24.9	8.5	33.8	11.5	34.1	14.5	21.2
	予備軍	63	19	98	37	76	38	554	247	1,132
	非該当	231	450	281	580	218	647	1,866	3,473	7,746
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1
令和5年度	受診者数	321	451	503	640	436	787	3,373	3,961	10,472
	該当者数	55	17	128	53	137	87	1,175	555	2,207
	該当者率	17.1	3.8	25.4	8.3	31.4	11.1	34.8	14.0	21.1
	予備軍	55	18	98	48	78	48	521	251	1,117
	非該当	210	416	277	539	221	652	1,677	3,154	7,146
	不明	1	0	0	0	0	0	0	1	2
令和6年度	受診者数	298	463	540	694	462	801	3,175	3,747	10,180
	該当者数	47	18	147	55	149	88	1,132	521	2,157
	該当者率	15.8	3.9	27.2	7.9	32.3	11	35.7	13.9	21.2
	予備軍	57	21	100	46	74	51	489	235	1,073
	非該当	193	424	293	593	239	662	1,554	2,991	6,949
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 愛知県後期高齢者医療健康診査

目的：生活習慣病を早期に発見することにより、適切に医療につなげて重症化を予防します。

対象：愛知県後期高齢者医療保険被保険者、一定の障がいのある65歳以上74歳以下の者で各医療保険制度の後期高齢者医療保険加入者、及び生活保護受給者など健康保険未加入者

○ 後期高齢者医療健康診査総数（健康増進事業75歳以上含む）

（単位：人、％）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	21,170	22,230	23,350
受診者数	9,512	10,099	10,636
受診率	44.9	45.4	45.6

○ 実施状況

（単位：人、％）

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
後期高齢者 医療保険事業	対象者数	20,983	22,003	23,125
	個別医療機関	8,902	9,423	9,805
	市民ドック	566	637	786
	その他＊	0	0	0
	受診率	45.1	45.7	45.8
健康増進事業	対象者数	187	227	225
	個別医療機関	44	39	45

＊「その他」は、市内契約医療機関以外での受診者

(3) 安城市国民健康保険特定保健指導及び健康増進事業保健指導

目的：内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となる生活習慣改善のための指導を行います。これにより、対象者自らが生活習慣の課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、健康的な生活が維持できるようになることで、糖尿病等の生活習慣病の予防を目的とします。

対 象：安城市国民健康保険被保険者及び生活保護受給者など健康保険未加入者で特定健診等受診者のうち、国が示す対象者の定義により、生活習慣の改善が必要と認められた者

内 容：動機付け支援、積極的支援（いずれも市内保健指導機関へ委託及び保健センターで実施）

○ 利用券発行数 (単位：人)

年度内に達する年齢 事業・支援別の利用券発行		40～64歳	65～74歳	75歳に達する前の74歳	計
国保事業	動機付け支援	163	499	0	662
	積極的支援	198	—	—	198
健康増進事業	動機付け支援	4	1	0	5
	積極的支援	5	—	—	5

※令和6年度に利用券を発行した人数

○ 特定保健指導利用開始状況 (単位：人)

年度内に達する年齢 事業・支援別の開始者数		40～64歳	65～74歳	75歳に達する前の74歳	計
国保事業	動機付け支援	27	105	3	135
	積極的支援	20	—	—	20
健康増進事業	動機付け支援	1	0	0	1
	積極的支援	1	—	—	1

※特定保健指導利用券を発行した者のうち、令和6年度に特定保健指導の利用を開始(初回面接)した人数

(4) 特定保健指導未利用者勧奨

目 的：特定保健指導未利用者に対し利用勧奨をすることで、特定保健指導の利用への行動変容を促し、利用率の向上を図ります。

対 象：初回面接有効期限の2か月前までに特定保健指導の予約・利用情報がない者

方 法：文書及びリーフレットを送付し、その後電話等による勧奨を実施。

従事者：保健師

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	国保事業	健康増進事業	国保事業	健康増進事業	国保事業	健康増進事業
対象者	897	8	743	6	755	5
訪 問	0	0	0	0	0	0
電 話	855	6	714	3	734	5
文 書	873	8	728	5	755	5

(5) 重症化予防事業

目 的：健康診査の受診結果から、生活習慣病の重症化リスクの高い者に対し、受診勧奨を行うことにより、医療機関での必要な治療や保健指導に結び付け、重症化を予防することを目的とします。

ア 糖尿病性腎症（疑）における受診勧奨

対 象：特定健診受診者のうち、①『HbA1c6.5%以上』かつ②『eGFR45 未満又は尿蛋白+以上』の者で、問診票の質問で糖尿病について未治療と回答した糖尿病性腎症の疑いがある者（未受診の可能性のある者）

方 法：健診後の診療報酬明細書にて糖かつ腎機能について治療や診断が確認できないものに対し、文書及びリーフレットによる受診勧奨、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合、受診勧奨を行う。未受診者には、電話勧奨の3か月後に受診状況の確認と再勧奨を行い、年度末に受診の有無を確認する。

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者数	59	38	46
受診勧奨対象者数	18	30	45
勧奨後受診者数	7	5	5

イ 糖尿病（疑）における受診勧奨

対 象：①特定健診受診者のうち、特定保健指導未利用者と糖尿病受診勧奨判定値（血糖値 126mg/dl 以上、HbA1c6.5%以上）の者

②特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者以外（特保外）で、糖尿病受診勧奨判定値（血糖値 140mg/dl 以上、HbA1c7.0%以上）の者

①②ともに、問診票及び受診結果から未受診の可能性がある者

方 法：健診後の診療報酬明細書にて糖について治療や診断が確認できないものに対し、文書及びリーフレットによる受診勧奨後、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合、受診勧奨を行う。未受診者には電話勧奨の3か月後及び年度末に受診の有無を確認する。

○ 実施状況

（単位：人）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
特定保健指導	未利用者	対象者以外	未利用者	対象者以外	未利用者	対象者以外
対象者数	87	60	66	58	75	64
既受診勧奨者数(勧奨前)	46	43	32	38	37	35
勧奨後受診者数	15	12	4	1	4	0

ウ 血圧・脂質における受診勧奨

対 象：①特定健診受診者のうち、特定保健指導未利用者と血圧受診勧奨判定値（収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上）の者

脂質受診勧奨判定値（中性脂肪 300 mg/dl 以上、HDL コレステロール 35 mg/dl 未満、LDL コレステロール 140 mg/dl 以上）の者

②特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者以外（特保外）で、血圧受診勧奨判定値（収縮期 160mmHg 以上又は拡張期 100mmHg 以上）の者

脂質受診勧奨判定値（中性脂肪 400 mg/dl 以上、HDL コレステロール 30 mg/dl 未満、LDL コレステロール 180 mg/dl 以上）の者

①②ともに、問診票及び受診結果から未受診の可能性がある者。

方法：文書及び病態別リーフレットの送付に加えて、①については、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合は受診勧奨を行う。

○ 実施状況（特定保健指導未利用者）（単位：人）

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
病態	血圧	脂質	血圧	脂質	血圧	脂質
対象者数 (文書送付数)	361	216	301	177	288	179
対象者数 (電話)	359	208	294	173	281	173

○ 実施状況（特定保健指導対象者外）（単位：人）

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
病態	血圧	脂質	血圧	脂質	血圧	脂質
対象者数 (文書送付数)	245	240	179	173	188	184

※ ア 糖尿病性腎症（疑）、イ 糖尿病（疑）、ウ 血圧・脂質すべてにおいて、病態が重複している場合には、糖尿病性腎症、糖、血圧、脂質の順に、リーフレットを 1 種類のみ同封する。

4 健康づくり環境整備事業

(1) 健康の道

目的：「安城市健康の道」を設定し、市民に周知することで歩くきっかけをつくります。また、健康管理のためのウォーキングを普及します。

内容：健康の道のコース設定

○ 安城市健康の道設定状況

地域（中学校区）	コース名（距離km）	設定年度
篠 目	リスコース（約 1.4 km）	平成 23 年度
	カモコース（約 2.8 km）	
	ゾウコース（約 4.4 km）	
安城南	ででむしコース（約 1.6 km）	平成 24 年度
	ごんぎつねコース（約 6.3 km）	
東 山	北部コース（約 3.6 km）	平成 25 年度
明 祥	弥厚コース（約 6.0 km）	平成 26 年度
安 祥	安祥コース（約 5.0 km）	平成 27 年度
安城西	福釜コース（約 4.0 km）	平成 28 年度
安城北	緑道コース（約 4.0 km）	平成 28 年度
桜 井	桜井コース（約 4.2 km）	平成 29 年度

※平成 26 年度に、安城南、東山、篠目地域のコースを掲載した「健康の道ウォーキングマップ」を作成

※令和 2 年度に各コースを集約した「安城市健康の道ウォーキングマップ」を作成

(2) 健康測定会

目 的：健康に関する啓発と合わせて、多くの市民が集まる場所などで健康測定会を実施し、健康づくりに取り組むきっかけの場とします。

対 象：一般市民

内 容：健康測定（体組成測定・骨強度測定・血管年齢測定・食育SATシステム・脳年齢測定等）、啓発物品配布

実施会場：市内スーパーやイベント会場、事業所、アンフォーレ、各保健事業での実施

○ 実施状況 (単位：会場、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施会場	19	23	15
参加者	1,782	2,427	1862
20歳以上（再掲）	(1,661)	(2,360)	(1704)

(3) あんじょう健康マイレージ事業

目 的：簡易な健康づくり活動にポイントをつけ、健康づくりの意識付けを行い、それらを継続することを目的とします。

対 象：市内在住、在学、在勤者

内 容：BMIを計算し年齢別にポイントが加算される「年齢別部門」、毎日の健康づくりの目標を立てて取り組む「目標トライ部門」とそのほかに体重や血圧を測定し加算される「ボーナスポイント」などに挑戦し、100ポイントを貯め、ポイントに応じたインセンティブを与える。
令和2年度より従来のチャレンジシートでの参加に加え、アプリ「あいち健康プラス」での参加も可能となった。

○ 実施状況 (単位：人、枚)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
100ポイント達成人数		1,121	1,194	1,074
参加 内訳	チャレンジシート	471	309	209
	アプリ	650	885	865
100ポイント達成件数（延べ）		3,573	3,969	4,077

(4) 健康づくりきっかけ教室

ア 健康づくりきっかけ教室

目的：BMIに着目した教室を実施することにより、第2次健康日本21安城計画における総合指標「BMI標準の人の割合を増やす」ことの達成を目指す。

食事量と運動量のバランスを整えることで生活習慣病の予防が期待できる。

対象：概ねBMI 24.0～26.5の人で、体重が気になっていて運動を始めようと思っている、30歳以上64歳以下の市内在住、在学、在勤の男女（高血圧（160／110mmHg以上）、腰痛、膝痛等があり医師の許可が無い人は除く）

内容：運動講師による自宅でも取り組める運動指導、管理栄養士による栄養指導、健康測定など

回数：3回×2コース（令和4・5年度は全8回コース）

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数（延べ）	7（46）	15（106）	19（44）

イ 健康づくりきっかけ教室～子育てママ編～

目的：運動習慣のある人の割合が少ない勤労世代等の女性（子育て中の母親）に対し運動を始めるきっかけを作り、また、自らの健康について考えるきっかけを作ることを目的とします。

対象：生後3か月から6か月未満児と母親（母のみの参加も可）

内容：母親である女性が自宅でも取り組める手軽な運動、健康に関する情報提供、健康測定、絵本の読み聞かせなど

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	24	24	24
参加者数	201	220	219

ウ 星空ヨガ

目 的：就労世代に対し、自らの健康について考えるきっかけを作ること
目的とします。

対 象：安城市内在住・在勤・在学の小学生以上（小中学生は要保護者同伴）

内 容：プラネタリウムの椅子を利用したチェアヨガ

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	3	3	—
参加者数	114	172	—

※生涯学習課と共催

※令和6年度は実施なし

(5) あんじょう健康大学

目 的：健康に関する正しい知識を普及することにより、「自らの健康は自ら管理して守る」という認識と自覚を高め、一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸へと繋げられることを目的とします。

対 象：市内在住、在学、在勤者

実施会場：保健センター

○ 実施内容

(単位:人)

	月 日	講師名	演 題	参加者数
1	10 月 5 日 (土)	藤田医科大学 医学部 客員教授 巽あさみ 氏	よい睡眠とれて いますか？質の よい睡眠のとり 方！～よい睡眠 でころもから だも健康に～	63
2	10 月 7 日 (月)	医療法人わしだクリニック 理事長 和志田 重人 氏	おしっこの不安 は早目に解消し ましょう～排尿 障害の改善と増 悪の予防～	54
3	10 月 8 日 (火)	安城市薬剤師会 会長 服部 宏明 氏	処方薬・市販薬・ 健康食品の基礎 知識～薬局って こんなに便利！ まちの健康おく すり屋さんでで きること～	48
4	10 月 21 日 (月)	安城更生病院 脳神経外科 頭痛専門医 加野 貴久 氏	頭痛を正しく知 ろう！～知って、 治して、楽しい生 活を取り戻そう ～	51
5	10 月 29 日 (火)	八千代病院 総合リハビリセンター 理学療法士 小笠原 巧 氏	筋力アップ！転 ばぬ先の杖～自 分でできる膝 痛・腰痛予防体操 ～	49
参加者計				265

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施回数	５	５	５
受講者数	195	245	265

(６) 食育メイト養成講座

目 的：地域の食に関する課題を改善するための担い手を養成します。

期 間：第１期 令和６年６月１０日～７月２２日

第２期 令和６年１０月９日～１１月２０日

○ 実施内容

	講話内容・実施内容など	講師
1	食育メイトとは	健康推進課管理栄養士
	食育メイトの活動内容	食育メイト
	調理実習の注意事項	健康推進課管理栄養士
	調理の基本	健康推進課管理栄養士
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	シニアの食事について	健康推進課管理栄養士
2	こどもの食事情	保育課管理栄養士
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	食事の見直し	管理栄養士 山岡康子氏
	食品衛生について	衣浦東部保健所 管理栄養士
3	生活習慣病予防について	管理栄養士 大久保里香氏
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	運動習慣について	健康づくりアドバンスリーダー
	運動実習	板倉厚子氏
4	第２次健康日本２１安城計画 第２次のち支える安城計画（安城市自殺対策計画）	健康推進課保健師
	材料分け	健康推進課管理栄養士
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	食育メイト活動内容	食育メイト
	修了証授与式	健康推進課管理栄養士

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受 講 者	14 (2)	8	9
修 了 者	13 (2)	8	8

※ () 内は前年度受講者で、今年度補講又は修了した者の数(内数)

(7) 食育メイト育成講座

目 的：市民に対して食生活・健康づくりを地域に広めるボランティア活動を行うための知識と技術を身につけます。

○ 内 容

日 程	講話内容・実施内容など	講 師
5月16日(木)	「調理実習の注意事項・調味料の計り方、食育SATシステムの使い方」	健康推進課管理栄養士
5月17日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
7月18日(木)	「明日の健康美を叶える食事」	株式会社 明治
7月19日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
9月19日(木)	「健康日本21安城計画と今後の活動に向けて」	健康推進課管理栄養士
9月20日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
11月27日(水)	「朝ごはんを食べよう」	東海学園大学 実習生
11月28日(木)	調理実習	健康推進課管理栄養士
1月30日(木)	「次年度に向けた食育メイトの活動①」	健康推進課管理栄養士
1月31日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
3月6日(木)	「次年度に向けた食育メイトの活動②」	健康推進課管理栄養士
3月7日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数	12	11	12
参加者数	241	221	239

(8) 安城市健康づくりサポーター事業

目 的：市内で健康づくり活動を行う団体又は個人を安城市健康づくりサポーターとして登録し、サポーターの活動を周知、支援することにより、市民、在勤者及び在学者の健康の増進を図ります。

内 容：サポーター活動の市公式ウェブサイトでの掲載や保健センターの所有する健康関連資材の貸出しなどを行う。

○ 実施状況 (単位：人、団体)

区 分	個人	団体
登録数	13	15

(令和 7 年 3 月現在)

(9) 安城市まちの健康おくすり屋さん事業

目 的：安城市及び安城市薬剤師会が、市民の健康づくり活動に向けた環境整備を協働で進めることにより、市民の健康づくりを推進します。

内 容：簡易な健康測定機器の設置、特定健診及びがん検診の受診啓発、健康づくり事業啓発、かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の普及促進、お薬手帳の活用促進、たばこの健康被害周知と禁煙相談、妊娠・授乳・新生児のお薬相談、認知症相談、栄養相談など

登録薬局：47店舗 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

○ 実施状況 (単位：か所、件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録薬局	46	46	47
健康測定	13	18	47
健康相談	121	90	59

V 地 域 支 援 事 業

(一般介護予防事業)

V 地域支援事業（一般介護予防事業）

要支援・要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した生活を営むことができるよう、一般介護予防事業を実施します。

1 介護予防普及啓発事業

（１）老人クラブ等健康教育（まちかど講座）

目 的：老年期を健康で豊かに過ごすため知識の普及を図ります。

対 象：老人クラブ、町内会等

周 知 方 法：老人クラブ会長会議にて説明、市公式ウェブサイトに掲載

日時・会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
老人クラブ	47	1,337 (1,332)	70	1,949 (1,949)	65	1,880 (1,879)
その他	13	284 (282)	14	289 (286)	20	426 (341)

※（ ）内は65歳以上再掲

（２）のびのび倶楽部自主活動支援

目 的：のびのび倶楽部が運動自主グループとして活動を継続することができるよう支援します。

対 象：のびのび倶楽部参加者

内 容：健康相談、血圧測定、希望グループはご当地体操等、通信誌の発行

従 事 者：保健師、看護師、健康づくりリーダー

○ 実施状況 (単位：箇所、回、人)

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
会場数	6	5	5
延実施回数	9	8	9
延参加人数	90	71	83

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延実施回数4回中止

※令和3年度より実施回数を各会場3回から2回へ変更

(3) 老人クラブ等健康相談

目 的：保健師等による血圧相談を実施し、健康管理の相談の機会とします。

対 象：老人クラブ、町内会等

周知方法：老人クラブ会長会議にて説明

日時会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、看護師

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
老人クラブ	7	89	6	59	4	49
のびのび倶楽部（再掲）	9	90	8	71	9	83
その他	1	7	0	0	0	0
計	17	196	14	130	13	132

(4) 8020 歯科健康診査・表彰式

目 的：8020運動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

対 象：年度末時点で80歳以上の者

実施主体：安城市歯科医師会

周知方法：個人通知（年度末時点で80歳となる者）、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・安城市歯科医師会ホームページに掲載

内 容：個人通知等による周知（歯科医師からの推薦により表彰：80歳以上で20本以上自分の歯がある人（既に表彰を受けた人を除く））
歯科口腔保健の普及・啓発

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受賞者数	262	314	280

*再掲

VI 救 急 診 療

VI 救急診療

1 休日夜間急病診療所事業

昭和 52 年桜町に安城市休日急病診療所（診療科目：内科・小児科）が設置され、休日に市内で急病人が発生した場合、その応急診療を行うため、医師会、薬剤師会の協力のもとに診療を行ってきました。

昭和 62 年横山町に保健センターが設置されたことにより、休日急病診療所も保健センター内に移転しました。

安城更生病院の夜間救急受診者数の増加を緩和するため、平成 17 年 4 月から休日夜間診療、平成 18 年 4 月から土曜夜間診療を、平成 22 年 4 月から平日夜間診療を始めました。これに伴い、市内医療機関において輪番制で行っていた平日夜間診療事業（午後 6 時～9 時）を廃止しました。

また、平成 20 年 10 月から、歯科医師会の協力のもと、休日診療所内に歯科を開設しました。

平成 28 年 7 月から改修工事を行い、診察室を個室化し隔離室や歯科待合室を新設し、10 月から診療を再開しました。改修中である平成 28 年 7 月から 9 月までの間、休日夜間急病診療所の歯科診療については、在宅当番医で実施しました。

（1）事業の経過

昭和 52 年 4 月	桜町に休日急病診療所設置
昭和 62 年 4 月	横山町に移転
平成 17 年 4 月	休日夜間診療開始
平成 18 年 4 月	土曜夜間診療開始
平成 20 年 10 月	休日歯科診療開始
平成 22 年 4 月	平日夜間診療開始 安城市休日夜間急病診療所に名称変更

(2) 診療日・受付時間・診療時間

診療科目	診療日	受付時間	診療時間
内科 ・ 小児科	月曜日～金曜日	午後 8 時～10 時	午後 8 時 30 分～10 時
	土曜日	午後 5 時～9 時	午後 5 時 30 分～9 時 30 分
	日曜日、祝日、 年末年始 (12 月 30 日～ 1 月 3 日)	午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 30 分 午後 5 時 30 分～9 時	午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時 午後 5 時 30 分～9 時 30 分
歯科	日曜日、祝日、 年末年始 (12 月 30 日～ 1 月 3 日)	午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 30 分	午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時

(3) 内科・小児科患者状況

ア 年齢別患者数

(単位：人)

年 齢 年 度			0 ～ 4 歳	5 ～ 1 4 歳	1 5 ～ 3 9 歳	4 0 ～ 6 4 歳	6 5 歳 以上	計
令和 6 年 度	男	平日夜間	57	99	138	71	8	373
		土曜夜間	81	111	140	106	15	453
		日祝昼間	340	450	696	598	128	2,212
		日祝夜間	129	172	251	179	30	761
	女	平日夜間	48	72	111	94	13	338
		土曜夜間	92	81	115	104	25	417
		日祝昼間	342	318	640	556	152	2,008
		日祝夜間	102	144	243	160	36	685
	小 計	平日夜間	105	171	249	165	21	711
		土曜夜間	173	192	255	210	40	870
		日祝昼間	682	768	1336	1154	280	4,220
		日祝夜間	231	316	494	339	66	1,446
計			1,191	1,447	2,334	1,868	407	7,247

イ 第2次・第3次病院等への紹介患者数

(単位：人)

区分 年度	安城更生病院					八千代病院					その他					合計
	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	
令和 4年度	13	6	50	19	88	2	5	4	0	11	2	0	1	1	4	103
令和 5年度	27	12	60	28	127	0	4	5	0	9	0	0	1	1	2	138
令和 6年度	22	21	80	29	152	0	1	3	0	4	0	0	1	0	1	157

ウ 病院を紹介した件数

(単位：件)

区分 年度	来 所					電 話					合計
	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	
令和 4年度	41	25	54	22	142	223	129	210	159	721	863
令和 5年度	56	22	74	12	164	231	115	179	121	646	810
令和 6年度	58	32	100	42	232	168	115	173	116	572	804

エ 流行性の疾病の動態

(単位：人)

区分 年度	エン ザ A ル	エン ザ B ル	コ ロ ナ 新 型	感 染 症 溶 連 菌	麻 し ん	風 し ん	水 痘	耳 下 腺 炎	流 行 性	胃 腸 炎	感 染 性	他 伝 染 病	計
令和 4年度	187	0	3,442	0	0	0	3	1	27	0	0	0	3,660
令和 5年度	1,789	397	1,345	13	0	0	3	2	75	0	0	0	3,624
令和 6年度	2,019	30	805	28	0	0	0	3	29	1	0	0	2,915

(4) 歯科患者状況

ア 年齢別患者数

(単位：人)

年齢 年度・区分		0～4歳	5～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和4年度		18	43	71	138	35	305
令和5年度		10	46	74	133	56	319
令和6年度	男	10	23	47	82	19	181
	女	8	12	35	68	32	155
	計	18	35	82	150	51	336

イ 主訴別患者数

(単位：人)

年度	区分	疼痛	腫脹	脱離	出血	脱臼	その他	計
令和4年度		125	48	75	6	3	48	305
令和5年度		117	65	71	2	7	57	319
令和6年度		140	62	74	2	5	53	336

安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例

昭和52年3月31日

条例第18号

改正 昭和53年3月30日安城市条例第25号
昭和62年3月27日安城市条例第13号
平成元年3月25日安城市条例第20号
平成4年6月24日安城市条例第29号
平成6年3月31日安城市条例第19号
平成9年3月26日安城市条例第21号
平成12年3月23日安城市条例第16号
平成14年12月24日安城市条例第39号
平成18年6月29日安城市条例第24号
平成20年6月30日安城市条例第23号
平成22年3月26日安城市条例第6号
平成28年12月26日安城市条例第54号
令和元年7月1日安城市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、安城市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 休日及び夜間に急病患者の応急診療を行うため診療所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 安城市休日夜間急病診療所

位置 安城市横山町下毛賀知106番地1

(診療科目)

第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内科

(2) 小児科

(3) 歯科

(運営協議会)

第5条 診療所の適正な管理運営及び医療問題を協議するため、安城市休日夜間急病診療所運営協議会を置く。

(診療料及び文書料)

第6条 診療所を利用する者は、別表第1及び別表第2の定めるところにより、診療料及び文書料を納付しなければならない。

(利用者等の義務)

第7条 診療所を利用する者及びその関係者（以下「利用者等」という。）は、この条例及びこれに基づく規則並びに管理者の指示に従うとともに、診療所の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 利用者等が、故意又は過失により診療所の建物及び附属設備その他器具を破損し、又は滅失したときは、市長の認定した額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により第6条の規定による診療料及び文書料の納付を免れた者に対しては、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日安城市条例第25号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日安城市条例第13号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月25日安城市条例第20号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月24日安城市条例第29号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日安城市条例第19号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日安城市条例第 2 1 号）

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 3 日安城市条例第 1 6 号）

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日安城市条例第 3 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 9 日安城市条例第 2 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 6 月 3 0 日安城市条例第 2 3 号）

この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 6 日安城市条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日安城市条例第 5 4 号）

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日安城市条例第 9 号）

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

診療料	納付時期
健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項の規定その他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額	診療を受けたとき。 ただし、法令の規定により他の機関が納付すべきものは、その定めによる。

別表第 2（第 6 条関係）

種類	単位	金額	納付時期
診断書	1 通	1,100 円	交付を受けたとき。
死亡診断書	1 通	1,630 円	

安城市休日夜間急病診療所の管理及び運営に関する規則

昭和 5 2 年 3 月 3 1 日

安城市規則第 6 号

改正 昭和 5 5 年 5 月 1 3 日安城市規則第 1 4 号
昭和 5 7 年 1 2 月 1 3 日安城市規則第 2 0 号
昭和 5 9 年 1 2 月 1 2 日安城市規則第 2 9 号
昭和 6 2 年 3 月 2 7 日安城市規則第 7 号
平成 1 4 年 5 月 1 3 日安城市規則第 3 3 号
平成 1 7 年 3 月 1 0 日安城市規則第 9 号
平成 1 8 年 2 月 2 4 日安城市規則第 4 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日安城市規則第 2 8 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日安城市規則第 1 4 号
平成 2 2 年 3 月 2 6 日安城市規則第 1 2 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日安城市規則第 1 8 号
令和 7 年 3 月 3 1 日安城市規則第 5 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和 5 2 年条例第 1 8 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、安城市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第 2 条 診療所の診療は、外来のみとする。

(診療日及び診療時間)

第3条 診療日及び診療時間は、次の表のとおりとする。

診療科目	診療日	診療時間
内科 ・ 小児科	日曜日及び休日等（休日及び12月30日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。）	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分まで
	土曜日（休日等を除く。）	午後5時30分から午後9時30分まで
	月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）	午後8時30分から午後10時まで
歯科	日曜日及び休日等	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、診療日及び診療時間を変更することができる。

（管理者）

第4条 診療業務を適正に運営するため診療所長を置くものとする。

（運営協議会委員）

第5条 条例第5条に規定する安城市休日夜間急病診療所運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 保健医療関係団体の代表者
- （2） 地域住民の代表者
- （3） 知識経験を有する者

（委員の任期）

第6条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱された委員の任期は、当該職在職の期間とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、こども健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月13日安城市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月13日安城市規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月12日安城市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日安城市規則第7号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月13日安城市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月10日安城市規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日安城市規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日安城市規則第28号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日安城市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日安城市規則第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日安城市規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日安城市規則第52号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度安城市休日夜間急病診療所運営協議会委員

（敬称略）

氏 名	委員の団体名称・役職	任 期
岡本 雅彦	安城市医師会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
度会 正人	安城更生病院院長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
杵野 泰司	八千代病院院長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
大場 茂	安城市歯科医師会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
服部 宏明	安城市薬剤師会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
近藤 良伸	衣浦東部保健所所長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
柴田 茂博	安城市町内会長連絡協議会書記	R7. 5. 22～R9. 3. 31
黒柳 厚子	安城市食育健康づくりの会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31

（令和7年7月1日現在）

VII 安城市保健センター概要

VII 安城市保健センター概要

1 施 設

所在地	安城市横山町下毛賀知106番地1		
敷地面積	4,502㎡ (内707.28㎡借地)		
本館の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 (一部4階建)		
竣工	昭和62年3月25日		
建物面積	建設経費		
建築面積	1,076.78 ㎡	設計監理	28,000千円
各階面積 1階	996.16 ㎡	工事費	747,105千円
(内休診	344.27 ㎡)	備品費	105,798千円
2階	957.60 ㎡	財源内訳	
3階	951.96 ㎡	国庫補助金	32,802千円
P H	100.56 ㎡	県費補助金	32,802 + 11,100
合計	3,006.28 ㎡	(保健センター)	(休診)
附属建物			43,902千円
車庫	113.29 ㎡	市債	577,899千円
自転車置場	56.00 ㎡	起債	226,300千円
ポンプ室	8.06 ㎡	合計	880,903千円

保健センターの老朽化による不具合改善と将来の事業運営を見据え、平成28年度に改修工事を実施しました。(工事請負費 524,115千円)

保健センター1階に相談室、集団指導室、授乳室を新設し、3階を乳幼児健診エリアに全面改修しました。

休日夜間急病診療所については、診察室を個室化し、隔離室や歯科待合室を新設するなどして、床面積を約1.5倍に増床しました。

2 保健センター主要備品 (100万円以上)

品 名	購入年月
レントゲン室	平成20年9月
歯科診療ユニット	平成20年9月
歯科用窓口会計機	令和3年12月
高圧蒸気滅菌器	平成28年3月
高圧蒸気滅菌器	平成28年6月
医科用窓口会計機	令和3年12月
照明付移動式書棚	平成28年12月
食育SATシステム	平成29年2月
液晶プロジェクター	平成29年3月
骨強度測定器	平成29年5月
屈折検査機器	令和4年9月
車 両	購入年月
プロボックス	平成16年5月
プロボックス	平成16年6月
ヴィッツ	平成27年10月
エブリイ	平成30年2月
ワゴン R	令和7年1月

3 利 用 状 況（保健センター実施分）

（単位：回、日、人）

種別	令和6年度	
	実施回数	利用人数
休日夜間急病診療所	365	7,583
母子保健事業	894	12,827
母子健康手帳交付及び妊産婦相談	243	3,176
パパママ教室 べんきょう編、えいよう編	24	806
4か月児健診	40	1,276
1歳6か月児健診	39	1,394
3歳児健診	41	1,450
発達心理相談	164	274
スクスク子育て相談室	24	1,265
乳幼児電話面接相談	243	2,148
離乳食教室	64	785
ステップ1	24	317
ステップ2	17	245
ステップ3	17	154
ステップ4	6	69
母乳準備のぶち講座	12	135
思春期保健相談	—	118
成人保健事業	462	1,987
健康相談 成人保健相談	305	863
（電話・面接）	243	578
カラダいきいき栄養相談	50	272
家族のためのホッと相談	12	13
健康教育	29	686
あんじょう健康大学	5	265
女性のための健康教育 （子宮頸がん）	24	421
健康づくりきっかけ教室 ※保健センターでの実施分	6	44
食育メイト養成講座	8	35
食育メイト育成講座	12	239
特定保健指導（初回、評価の面接・電話）	102	120
計	1,721	22,397

安城市保健センターの設置及び管理に関する条例

昭和62年3月27日

安城市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、安城市保健センター（以下「保健センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の保健衛生に関する事業を推進するため、保健センターを設置するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安城市保健センター
- (2) 位置 安城市横山町下毛賀知106番地1

(運営協議会)

第3条 保健センターの適正かつ円滑な運営を図るため、安城市保健センター運営協議会を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

安城市保健センターの管理及び運営に関する規則

昭和62年3月27日

安城市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年安城市条例第18号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、安城市保健センター（以下「保健センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 医療法（昭和23年法律第205号）第10条第2項の規定に基づき、保健センターに管理医を置く。

2 前項に定めるもののほか、保健センターに事務局長、事務局長補佐その他の職員を置く。

(開館時間)

第3条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 保健センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(遵守事項)

第5条 保健センターを利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 秩序ある行動をとること。

(2) 指定した場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 危険物の携帯をしないこと。

(4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売をし、又は壁、柱等に貼り紙等をしないこと。

(5) その他管理運営上支障をきたす行為をしないこと。

(運営協議会委員)

第6条 条例第3条に規定する安城市保健センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健医療関係団体を代表する者

(2) 地域住民組織を代表する者

(3) 事業所を代表する者

(4) 市民

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度安城市保健センター運営協議会委員

(敬称略)

氏 名	委員の団体名称・役職	任 期
岡本 雅彦	安城市医師会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
野村 晴彦	安城市歯科医師会副会長	R7. 6. 24～R9. 3. 31
服部 宏明	安城市薬剤師会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
近藤 良伸	衣浦東部保健所所長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
神谷 明文	安城市社会福祉協議会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
柴田 茂博	安城市町内会長連絡協議会書記	R7. 5. 22～R8. 3. 31
鈴木 忠秋	安城市民生委員児童委員協議会副会長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
日下 昭則	安城市老人クラブ連合会副会長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
鈴木 盛久	公益財団法人安城市スポーツ協会	R6. 4. 1～R8. 3. 31
清水 幸永	あいち中央農業協働組合組織生活課課長	R7. 4. 1～R8. 3. 31
岩井 初幸	安城市商工会議所事務局長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
黒柳 厚子	安城市食育健康づくりの会会長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
中村 沙織	安城市教育委員会教育委員	R6. 4. 1～R8. 3. 31
今井 厚志	安城市小中学校長会	R7. 4. 1～R8. 3. 31
井上 幸枝	市民代表（公募）	R6. 4. 1～R8. 3. 31
竹山ほのか	市民代表（公募）	R6. 4. 1～R8. 3. 31

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

VIII そ の 他 関 係 事 業

VIII その他関係事業

1 献血推進事業

昭和41年、安城市献血推進協議会が発足し、安城市における輸血用血液の健全な確保を図り、市内の医療機関に供給するため地域の献血の効果的な推進を図ることを目的としています。

昭和61年から400ml献血が実施されるとともに献血基準が明確になりました。

また、平成23年には、男性の400ml献血が17歳から可能になるなど、採血基準の一部改正がありました。

○ 実施状況

(単位：人)

区分 年度	受付	採血者数			不適
		200ml	400ml	計	
令和4年度	2,895	89	2,441	2,530	365
令和5年度	3,150	92	2,715	2,807	343
令和6年度	3,118	77	2,696	2,773	345

安城市献血推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、安城市献血推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、安城市保健センターに置く。

(目 的)

第3条 協議会は、輸血用血液の確保及び地域の献血の効果的な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及
- (2) 献血組織の育成
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項

(表 彰)

第5条 協議会は献血への功績が顕著なものに対し、表彰要綱の定めるところにより表彰を行うものとする。

(委 員)

第6条 協議会は、職域及び地域の代表者、学識経験者、医療機関の代表者並びに関係行政機関の職員等をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は安城市医師会長をもって充て、副会長は安城市社会福祉協議会長をもって充てる。

(職 務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は経理を掌り、及び監事は会計を監査する。

(利益相反行為)

第 9 条 協議会と会長又は会長がその長である団体との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合においては、副会長が協議会を代表する。

(会 議)

第 10 条 会議は必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理させるため、事務局をこども健康部健康推進課に置く。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 13 条 協議会に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は昭和 41 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 59 年 7 月 2 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 8 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

安城市献血推進協議会 表彰要綱

安城市献血推進協議会規約第 5 条の規定による表彰は、本要綱の定めるところとする。

- 1 表彰は献血への功績が顕著な個人を対象とする。
- 2 表彰の基準及び方法は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 献血回数 15 回および 25 回達成者に対し、献血会場で記念品を贈呈する。
 - (2) 25 回達成以後は、さらに 25 回達成するごとに、献血会場で記念品を贈呈する。
 - (3) 達成回数は、献血カードによるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 7 月 2 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度安城市献血推進協議会委員名簿

(敬称略)

職域地域団体役職名	代表者名
安城市医師会会長	岡 本 雅 彦
安城市社会福祉協議会会長	神 谷 明 文
安城更生病院事務部長	池 田 真 紀
八千代病院事務長	山 口 久 代
安城市町内会長連絡協議会書記	柴 田 茂 博
株式会社マキタ取締役執行役員	大 津 行 弘
愛三工業株式会社安全衛生推進室主幹	深 谷 錦 哉
衣浦東部保健所生活環境安全課長	平 田 己 円 男
安城市社会福祉協議会総務課長	稲 垣 豊 彦
安城更生病院総務課長	藤 原 佑 樹
八千代病院事務次長	坂 下 俊 之

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

2 骨髄提供者等助成事業

目 的：骨髄又は末梢血幹細胞を提供した人（ドナー）の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者数の増加を図るため、ドナーとドナーが勤務する事業所に対し補助金を交付します。

対象と補助額：

対 象	補助金の額
[ドナー] 骨髄等の提供日に市内に住所を有し、日本骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行ったドナー	入院又は通院 1日につき2万円 （上限7日間）
[事業所] 上記ドナー（個人事業主を除く）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く）	入院又は通院 1日につき1万円 （上限7日間）

○ 支給状況

（単位：件）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ドナー	2	2	1
事業所	0	0	0

3 安城市口腔衛生事業

目 的：市民の口腔衛生の向上及び障害者の歯科医療の推進に資するため、（一社）安城市歯科医師会に対し補助金を交付します。

（１）２歳児歯科健診及びフッ化物塗布事業

目 的：う蝕が急増する年齢に、歯科健診とフッ化物塗布を受け、う蝕予防とかかりつけ歯科医の定着を図ります。

対 象：２歳児（令和４年２月～令和５年１月生まれ）

実施期間：令和６年５月・８月・１１月・令和７年１月（各回１か月間）

実施主体：安城市歯科医師会

場 所：各歯科医院

内 容：歯科健診や歯科相談、希望者へフッ化物塗布

○ ２歳児の歯科健診及びフッ化物塗布の経過

年 次	経 過
令和元年度まで	年２回保健センターにて集団形式で実施
令和２年度から	新型コロナウイルス感染症のため、歯科医院にて個別形式へ実施方法を見直して実施
令和４年度から	実施回数を年４回に見直して実施

○ 実施状況（単位：人）

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
受診者数（春）	318	302	306

（２）８０２０運動事業

目 的：８０２０運動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

対 象：年度末時点で８０歳以上の者

実施主体：安城市歯科医師会

周知方法：個人通知（年度末時点で８０歳となる者）、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・安城市歯科医師会ホームページに掲載

内 容：個人通知等による周知（歯科医師からの推薦により表彰：８０歳以上で２０本以上自分の歯がある人（既に表彰を受けた人を除く））
歯科口腔保健の普及・啓発

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受賞者数	262	314	280

(3) 障害者通所施設歯科健診事業

目 的：障害児者の歯科保健医療における人材の育成を支援します。

実施主体：安城市歯科医師会

内 容：歯科医師等育成、障害児者への歯科健診とフッ化物塗布

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人材育成研修会 回数	1	1	—
人材育成研修会 参加者	21	37	—
歯科健診等 実施施設数	17	18	18
歯科健診等 実施者数	368	383	386

※平成 3 1 年 4 月開始

4 自動体外式除細動器（A E D）管理

自動体外式除細動器（A E D）は、平成 1 6 年 7 月から一般の人にも使用が認められたことを受け、市では A E D の普及を目的として、平成 1 8 年 4 月から市内各施設に設置しています。

（1）A E D 貸出事業

市民を対象に行うスポーツ競技その他の各種行事、イベント、講習会等を実施する団体に貸し出しを行っています。

貸出場所：

- ・保健センター（健康推進課）
- ・北部公民館（北部出張所）
- ・中央公民館（へきしんギャラクシープラザ）
- ・西部公民館
- ・作野公民館
- ・二本木公民館
- ・安祥公民館
- ・中部公民館
- ・桜井公民館
- ・明祥公民館
- ・東部公民館
- ・昭林公民館

○ 貸出状況

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出回数	10 回	13 回	12 回

(2) A E D 管理

市内各公共施設等に設置した A E D の管理、消耗品の交換を定期的に行っています。

○ A E D 設置状況（健康推進課管理）

設置年度	場所	備考
平成 1 8 年度	主な公共施設、小・中学校	計 7 2 台
平成 1 9 年度	幼稚園、保育園	計 4 4 台
平成 2 0 年度	安城市役所（社会福祉課）、安城市民会館、 総合福祉センター、桜井公民館、 北部公民館、南部公民館	愛三工業から FRx 6 台の寄贈を受ける
平成 2 1 年度	アグリライフ支援センター、市民活動センター	2 台新設
平成 2 2 年度	あんぱ〜く	1 台新設
平成 2 3 年度	シルバー人材センター	1 台新設
平成 2 4 年度	浄水管理事務所	1 台新設
平成 2 5 年度	安祥福祉センター	1 台新設 平成 1 8 年度設置 7 2 台更新
平成 2 6 年度		平成 1 9 年度設置 4 4 台更新 ※内 1 6 台は子ども課管理
平成 2 7 年度	市内 6 公民館	平成 2 7 年 1 0 月より貸出施設 を 6 か所から 1 2 か所に増設
平成 2 8 年度	市内全小中学校（2 9 校）の A E D を、 屋外収納ボックスに移設	平成 2 1 年度設置 2 台更新
平成 2 9 年度	安城市役所（議会事務局）、子ども課管理 アンフォーレ	2 台新設 アイシン A W から日本光電製 2 台の寄贈を受ける 平成 2 2 年度設置 1 台更新
平成 3 0 年度	安城市総合運動公園（陸上競技場、ソフト ボール場、テニスコート）屋外収納ボ ックス	3 台新設
令和 4 年度	安城市保健センター	2 台増設し、4 台設置

○ A E D 設置場所（健康推進課管理）

安城市役所(市民課)	1	安城南中学校	1	丈山苑	1	えのきこども園	1
安城市役所(議会事務局)	1	安城北中学校	1	東祥アリーナ安城 (安城市体育館)	1	みのわ保育園	1
安城市役所(社会福祉課)	1	明祥中学校	1	安城市総合運動公園 陸上競技場	1	新田保育園	1
安城市役所 西庁舎	1	安城西中学校	1	安城市総合運動公園 スポーツセンター	2	赤松保育園	1
安城市役所 さくら庁舎	1	桜井中学校	1	安城市総合運動公園 陸上競技場(屋外)	1	三ツ川こども園	1
総合斎苑	1	東山中学校	1	DENSO BRIGHT PEGASUS STADIUM (安城市ソフトボール場・屋 外)	1	みその保育園	1
保健センター	4	安祥中学校	1	安城市総合運動公園 テニスコート(屋外)	1	桜井保育園	1
堀内公園	1	篠目中学校	1	マーメイドパレス	2	錦保育園	1
教育センター	1	作手高原野外センター	1	浄水管理事務所	1	作野保育園	1
安城中部小学校	1	茶臼山高原野外センター	1	アンフォーレ	3	安城こども園	1
安城南部小学校	1	総合福祉センター	1	アグリライフ支援センター	1	さくのこども園	1
安城西部小学校	1	北部福祉センター	1	市民交流センター	1	安城北部こども園	1
安城東部小学校	1	西部福祉センター	1	歴史博物館	1	こども発達支援センター あんステップ♪	1
安城北部小学校	1	作野福祉センター	1	デンパーク	2	あんばへく	1
錦町小学校	1	桜井福祉センター	1	安祥福祉センター	1	安城市民会館	1
高棚小学校	1	中部福祉センター	1	東栄こども園	1	安城市高齢者生きがいセ ンター	1
明和小学校	1	社会福祉会館	1	安城保育園	1	合計	125
志貴小学校	1	へきしんギャラクシープラ ザ (文化センター)	2	あけぼの保育園	1		
桜井小学校	1	青少年の家	1	南部保育園	1		
作野小学校	1	桜井公民館	2	西部保育園	1		
祥南小学校	1	北部公民館	2	和泉保育園	1		
丈山小学校	1	西部公民館	2	東端保育園	1		
二本木小学校	1	作野公民館	2	城ヶ入こども園	1		
里町小学校	1	安祥公民館	2	東部こども園	1		
桜町小学校	1	東部公民館	2	高棚こども園	1		
桜林小学校	1	明祥公民館	2	志貴保育園	1		
新田小学校	1	二本木公民館	2	小川保育園	1		
今池小学校	1	中部公民館	2	さくら保育園	1		
三河安城小学校	1	昭林公民館	2	二本木保育園	1		
梨の里小学校	1	安祥閣	1	ゆたか保育園	1		

5 防災医薬品供給事業

災害時に医療活動を行なうための物資として、平成１９年度から市内各公民館（基幹避難所）に防災用備蓄医薬品を配備し、平成２５年度からは、市内５カ所の医療救護所に防災用備蓄医薬品を配備しました。

（１） 防災医薬品

	商品名	数量		商品名	数量
医薬品関連	ラクテック注	1箱	材料関連	KENZーコアスタイⅡ	4箱
	ラクテックG注	1箱		KENZーポアテープ	2箱
	大塚生食注	5箱		KENZー綿球 No.20	6袋
	ソリタT3号輸液	2箱		〔優肌〕パーミロール	1箱
	ノルアドレナリン注	1箱		三角巾	20枚
	ネオフィリン注	1箱		救急アルミックシート（未滅菌）	4枚
	キシロカイン注ボリアンプ 1%	5箱		ディスポシート（紙シート）（未滅菌）	20包
	20%ブドウ糖	10本		滅菌救急アルミックシート	4枚
	ロキソニン錠	8箱		シーネ（シグマックスソフトプリント）	54個
	アンヒバ坐剤小児用100mg	1箱		弾性包帯サーポテックス	54個
	カロナール錠200mg	2箱		頰椎カラー（小児用）	1個
	セファレキシンカプセル25mg（トワ）	2箱		頰椎カラー（成人用）	1式
	メリアクト錠100mg	3箱		絆創膏キズテープZ	1箱
	ガスター錠	3箱		ラビングケアプラス	2個
	フロモックス小児用細粒100mg	6箱		ヒビスコールSH	3個
	PL顆粒	1箱		サニクイック	2個
	セスデнкаプセル30mg	2箱		広口洗浄瓶500mL	3本
	プレドニン錠5mg	1箱	外科用器材関連	糸付縫合各針	20箱
	デパス錠0.5mg	1箱		ピンセット（ディスポ）	40本
	ニトロペン舌下錠	1箱		外科ピンセット	10本
	ニトロールスプレー	1箱		外科剪刀（クーパー）	10本
	メプチンエアー吸入薬	1箱		止血鉗子（モスキート）	10本
	メプチンキッドエアー吸入薬	1箱		止血鉗子（コッヘル）	10本
	アドエア	5個		スワンモートン替刃ハンドル	4箱
	テラマイシン軟膏	5本		ディスポーザブルスカルペル	2箱
	ゲンタシン軟膏0.1%	2箱		持針器	4本
	ロキソプロフェンNaテープ	1箱		開口器	1個
	ワンショットプラスP	4箱		舌圧子	2箱
	グルコジンW水	10本		聴診器	10個
	ポピドンヨード消毒液	10本		アネロイド血圧計	5台
	スワブスティック（ポピドンヨード）	4箱	診断器具関連	パルスオキシメーター	3個
	ベスケア処置・消毒セット	3箱		パルスオキシメーター用電池	6本
	マキロンS	2本		体温計（病院用電子体温計）	10本
材料関連	シリンジ20ml 針ナシ	1箱		ペンライト	8本
	注射針	2箱		ペンライト用乾電池	16個
	輸液セット	4箱		トリアージタグ	200枚
	輸液セット用注射針	2箱		ディスポミラーⅢ滅菌済	2袋
	翼付静注針SVセット Dタイプ 23GX5/8	1箱		コロナ検査キット	2箱
	救急蘇生器セット	1式		インフルエンザ検査キット	2箱
	吸痰カテーテル	20本		医療施設用泡洗浄ハイター1000	2個
	駆血帯	6本		ホワイトボード（シートタイプ）	1箱
	ステラーゼ 滅菌済	8箱		ノート	1冊
	ドレープ穴無（ガス滅菌）	1袋	文具等	ハサミ	8本
	ディスポ手術着	3箱		ボールペン	10本
	防護服	1箱		油性ペン	10本
	滅菌手袋	3.6箱		ホワイトボードマーカー	10本
	プラスチックグローブ	4箱		ティッシュペーパー	2個
	マスク	4箱		ペーパータオル	8個
	N95マスク	10枚		ビニール袋（大）（小）	6包
	フェイスシールド一式	100個			

・防災医薬品見直しの経過

平成20年度	期限切れ医薬品25品目交換 ラクテック注を3箱から1箱とし、ラクテック注Gを2箱追加。 メス替刃をディスポーザブルスカルペル（使い捨て）に変更。 滅菌手袋を追加
平成21年度	期限切れ医薬品1品目交換
平成22年度	期限切れ医薬品9品目交換。タガメット錠をガスター錠に変更
平成23年度	期限切れ医薬品18品目交換
平成24年度	期限切れ医薬品12品目交換
平成25年度	防災用備蓄医薬品の配備場所を、市内各公民館から市内5カ所の 医療救護所（安城北中学校・安城北部小学校・安城南中学校・丈 山小学校・桜井中学校）に変更し、それに伴い備蓄医薬品の見直 しも行った。また、外科用器材を滅菌して備蓄することとした。 期限切れ医薬品17品目交換
平成26年度	期限切れ医薬品8品目交換
平成27年度	期限切れ医薬品8品目交換。ヒビディール液をグルコジンW水に 変更。消毒セットを処置キットに変更。外科用具のピンセットを 20本から40本、クーパーを5本から10本、モスキートを5 本から10本、コッヘルを5本から10本、外科用ピンセットを 5本から10本へ変更。開口器を追加
平成28年度	期限切れ医薬品25品目交換。ニトロペン舌下錠1箱、ニトロ ルスプレー1箱、メプチンエアー吸入薬1箱、メプチンキッドエ アー吸入薬1箱、アドエア500ディスクス28吸入用5個、大 塚糖液20%10本を追加
平成29年度	期限切れ医薬品14品目交換。ヒビスコールSH3本、ラビング ケアプラス2本、サニクイック2本、医療施設用泡洗浄ハイター 2本、絆創膏2缶、マキロン2本、ペーパータオル8包を追加
平成30年度	期限切れ医薬品22品目交換 11月から市内に5か所ある医療救護所を一部変更した。 安城北部小学校を東山中学校へ、丈山小学校を明祥プラザに変更
令和元年度	期限切れ医薬品22品目交換
令和2年度	期限切れ医薬品22品目交換。ロキソニン錠を5から8箱、パセ トシンカプセル2箱、ティッシュペーパー2箱、ホワイトボード （シートタイプ）1箱、パーミロール1箱、ボールペン2本から

	10本、油性ペン10本、ホワイトボードマーカー10本追加。 ピンセット40本をディスプレイザブルに変更
令和3年度	期限切れ医薬品30品目交換。パセトシンカプセルをサワシリンカプセルに、ネオヨジン液をポピドンヨード消毒液に変更。吸痰カテーテルを2本から20本に、マスクを2箱から4箱に増量。N95マスク10枚、防護服1箱、コロナ・インフルエンザ検査キットを各100回分追加
令和4年度	期限切れ医薬品32品目交換。フェイスシールド一式を100個追加
令和5年度	期限切れ医薬品31品目交換。シーネ（スピードスプリント）Mサイズ100枚をシグマックスソフトプリントLサイズ54個へ変更。弾性包帯サーポテックス4号サイズを54個追加。絆創膏4サイズ50枚入×2缶をMサイズ100枚入1箱へ変更。新型コロナウイルス感染症による医薬品入手困難等の影響により、カロナール細粒をカロナール200mg錠およびアンヒバ坐剤100mgへ変更。
令和6年度	期限切れ医薬品48品目を交換。キシロカイン注ポリアンプ0.5%を1%に変更。サワシリンカプセル250mgをセファレキシシンカプセル250mgへ変更。 ブスコバン錠10mgをセスデнкаプセル30mgへ変更。セフゾン細粒小児用50mgをフロモックス小児用細粒100mgへ変更。

(2) 医療救護訓練

目的：発生が懸念される大規模地震での被災を想定し、発災時における医療救護体制の整備を図り、災害発生時の負傷者対応を迅速かつ円滑に行うことを目的として平成20年度から医師会と協働で実施しています。平成25年度からは、総合防災訓練の一部として、関係機関と協働し、医療救護訓練を実施しています。

内容：救護所開設訓練、トリアージ訓練、応急処置訓練、通信訓練

○ 実施状況

区 分		令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施日		新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止	９月３日（日） ※愛知県との合同訓練で実施	１０月１９日(土)
実施場所			安城北中学校	八千代病院及び 東山中学校
トリアージ患者(人)			41	29
通信訓練			－	八千代病院
参加者（人）	医師会		7	71
	歯科医師会		3	9
	薬剤師会		6	13
	安城更生病院		5	1
	八千代病院		1（再掲）	2
	看護専門学校		45	30
	町内会		－	－
	地区スタッフ		－	－
	市職員(他課応援)	4	3	
	健康推進課	9	17	
その他		31	－	
参加者合計		－	110	146

IX あ

ゆ

み

IX あ ゆ み

- 昭和41年1月 母子保健法施行
- 43年4月 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種開始
- 〃 胃検診（集団）開始
- 50年2月 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種一時中止
- 52年4月 風しん予防接種（中2女子）開始
- 〃 子宮がん検診（集団）開始
- 53年4月 麻しん予防接種開始
- 〃 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種再開
- 56年4月 胃検診（個別）開始
- 57年4月 子宮がん検診（個別）開始
- 58年2月 老人保健法施行
- 58年4月 結核予防法一部改正
- 61年4月 狂犬病予防業務電算処理開始
- 62年4月 安城市保健センター開館
- 〃 人間ドック開始
- 〃 人間ドック事後指導開始
- 〃 健康づくり体操開始
- 〃 育児相談開始
- 〃 ブライダルセミナー開始
- 〃 一般健康診査から基本健康診査に変更
- 〃 乳腺検査開始（集団）
- 7月 母子保健マニュアルの集計、報告開始
- 10月 子宮がん検診開始（保健センター・集団）
- 63年4月 幼児教室開始
- 〃 1歳6か月児健診精密検査事業開始
- 〃 1歳6か月児健診における心理相談開始
- 〃 パパ・ママ教室が保健所との共催事業となる
- 〃 保健センターに栄養士が配属される
- 5月 予防接種業務電算処理開始

平成元年	4月	乳がん検診（個別）開始
	〃	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種開始
	10月	健康フェスティバル開始
2年	1月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種一時中止
2年	4月	幼児教室の名称変更し、1歳児の歯の教室とする
	〃	機能訓練教室開始
	〃	シェイプアップ教室を市単独事業として実施
	〃	健康料理教室開始
3年	4月	病態別食生活健康相談開始
	〃	肺がん検診開始
4年	4月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種、個別接種で再開
	〃	独居老人食生活改善事業開始
5年	2月	多門墓地112区画貸付
5年	4月	人間ドック毎週月曜日～木曜日実施
	〃	人間ドックで肺がん検診、大腸がん検診を開始
	〃	胃がん検診（集団）人間ドックの中で1日2名に変更
	〃	小学生の胸部X線間接撮影中止
	〃	機能訓練（のぞみの会）開始
	5月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種一時中止
	6月	総合健康診査（40歳及び50歳を対象）を開始
	〃	生活習慣改善指導を開始
	〃	胃部レントゲン装置購入（合計2装置となる）
	〃	〃 〃 〃 室増設（合計2室となる）
6年	3月	老人保健福祉計画策定
6年	4月	乳がん検診（集団）に触診を追加（午後の部）
	5月	地区別健康相談開始
	6月	総合セット健康診査の対象を40歳以上とする
	〃	眼底カメラ装置、眼圧計装置更新
	7月	レントゲン自動現像機更新
	10月	予防接種法及び結核予防法一部改正

- 6 年 1 1 月 狂犬病予防法の一部改正
- 7 年 4 月 肺がん検診、大腸がん検診個別で開始
 - 〃 超音波骨密度測定装置購入
 - 〃 人間ドックで骨強度検査を開始
 - 〃 総合福祉センターで機能訓練開始
 - 〃 ヘルスメイト養成講座開始
 - 〃 安城市健康づくり食生活改善協議会発足
- 5 月 人間ドック毎週月曜日～金曜日実施
- 1 0 月 成人歯科健診（個別）開始（4 0 歳・5 0 歳）
- 1 1 月 心電計装置更新
- 1 2 月 橋目墓園拡張工事（1 0 3 区画増設）
- 8 年 3 月 多門 〃 （4 3 7 区画増設）
- 8 年 4 月 歯科休日診療（在宅当番医制）開始
 - 〃 乳がん検診（集団）午後の部に触診を追加
- 1 2 月 第 2 駐車場（センター西北側、5 9 台）新設
 - 〃 第 3 駐車場（センター西側、2 4 台）舗装
 - 〃 安城市霊園の設置及び管理に関する条例公布、施行
 - 〃 安城市霊園の管理に関する規則公布、施行
 - 〃 墓園を霊園に改称（橋目、多門霊園）
- 9 年 3 月 安城市母子保健計画策定
- 9 年 4 月 改正母子保健法施行
 - 〃 安城市健康診査実施要綱の制定
 - 〃 麻しん、風しん（乳幼児）の個別接種開始
 - 〃 人間ドック、婦人科検診に体脂肪測定追加
 - 〃 婦人科検診に骨強度検査を追加
 - 〃 超音波骨密度測定装置購入（合計 2 台）
 - 〃 体脂肪計付自動身長体重計購入
 - 〃 妊婦健康診査（医療機関委託）開始
 - 〃 妊産婦歯科健康診査（集団）開始
 - 〃 乳児健康診査（医療機関委託）開始
 - 〃 4 か月児健康診査開始

- 9 年 4 月 離乳食講習会（前期）開始
- 〃 〃 （後期と歯の話）開始
- 〃 3 歳児健康診査開始
- 5 月 レディースドック（人間ドックと婦人科検診を同日実施）
開始
- 〃 休日急病診療所自動心電計更新
- 6 月 休日急病診療所在庫管理プログラム導入
- 〃 胃部レントゲン装置更新
- 1 1 月 B 型機能訓練（いきいきシルバー教室）開始
- 1 0 年 4 月 三種混合（1 期）の個別接種開始
- 〃 精神障害者小規模保護作業所運営費補助事業開始
- 5 月 パパママ教室調理実習開始
- 1 1 年 1 月 オージオメーター更新
- 3 月 旧斎場業務終了
- 1 1 年 4 月 伝染病予防法廃止、感染症予防法施行に伴い、市債務が県債務
へ移行
- 〃 保健衛生システム導入
- 1 1 月 旧斎場等解体完了
- 1 2 年 3 月 安城霊園便所新築完了
- 〃 第 2 次老人保健福祉計画、介護保険計画策定
- 1 2 年 4 月 狂犬病予防法改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射済票
の交付事務が県事務から市事務に移行
- 〃 眼底カメラ装置更新
- 〃 日本脳炎予防接種の個別接種開始
- 〃 機能訓練教室 A 型廃止
- 1 3 年 4 月 高圧蒸気滅菌装置更新
- 8 月 調理実習用調理台更新
- 1 1 月 予防接種法一部改正され、高齢者インフルエンザ予防接種事
業開始（個別）、当市においては 1 0 月から遡及運用
- 1 4 年 3 月 安城市母子保健計画策定
- 1 4 年 4 月 超音波骨評価装置更新

- 14年4月 乳がん検診（MMG）開始
 - 6月 パパママ教室土曜日開催開始
 - 〃 C型肝炎等緊急総合対策として基本健康診査において、40歳以上の希望者に実施（C型肝炎ウイルス検査・HBs抗原検査）
- 15年4月 結核予防法の一部改正（小・中学校におけるツベルクリン・BCG接種の廃止）
 - 〃 健康に関する基礎調査の実施（4月～5月）
 - 6月 前立腺がん検診開始（個別）
 - 〃 脳ドック検診開始（実施医療機関、安城更生・八千代）
- 16年6月 健康日本21安城計画の策定
 - 7月 成人歯科健診（個別）対象者の拡大（60・70歳を追加）
 - 10月 4か月児健診時に絵本貸し出し事業（中央図書館）開始
- 17年4月 休日夜間診療開始
 - 〃 結核予防法改正（乳幼児のツベルクリン反応検査廃止：直接BCG接種実施、対象年齢が生後4歳未満から生後6か月未満の子に変更）
 - BCG個別接種（ハイリスクのみ）開始
 - 〃 レディースドック廃止
 - 〃 子宮がん検診の対象者が30歳以上から20歳以上、乳がん検診の対象者が30歳以上から40歳以上に変更
 - 乳がん検診の実施方法は、集団・個別ともにMMGと触診
 - 5月 パパママ教室日曜日開催開始
 - 〃 厚生労働省より、日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え勧告
 - 7月 予防接種法施行令の改正により、日本脳炎ワクチン接種第3期廃止
- 18年4月 休日急病診療所土曜夜間診療開始
 - 〃 予防接種法施行令の改正により、麻しん、風しんワクチン接種が、麻しん風しん混合ワクチンによる接種に変更

- 18年4月 二種混合（小学6年生）2期、日本脳炎（中学3年生）2期
予防接種の個別接種開始
- 〃 不妊治療等助成金支給事業開始
- 〃 マタニティサロン、赤ちゃんサロン開始
- 〃 介護保険法の改正により、地域支援事業の介護予防サービス
（転ばぬ先の筋トレ教室）を開始
- 7月 成人歯科健診を歯周疾患検診に変更し、対象者の拡大（45・
55・65歳を追加）
- 8月 地域支援事業の介護予防サービス（のびのび倶楽部、訪問健
康指導）開始
- 11月 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動教室）開始
- 19年3月 結核予防法の廃止（4月より感染症法に統合）
- 19年4月 BCG予防接種が予防接種法において定期予防接種となる
- 〃 妊婦・乳児健康診査制度の拡大（妊婦受診回数2回から7回
に増加、及び県外受診の対象拡大）
- 5月 地域支援事業の介護予防サービス（健康えーよう塾、歯つら
つ健口教室）開始
- 8月 全自動高圧滅菌器更新
- 9月 胃部X線撮影装置更新
- 〃 健康に関する基礎調査の実施（9月～10月）
- 12月 腹部超音波診断装置更新
- 〃 健康フェア開催（市制55周年記念事業）
- 20年2月 老人保健法による基本健康診査・総合セット健康診査の廃止
- 〃 婦人科検診台更新
- 3月 自動現像機更新
- 20年4月 妊産婦・乳児健康診査制度の拡大（妊婦受診回数7回から1
4回に増加、及び産婦健康診査1回分を新設）
- 〃 予防接種法施行令の改正に伴い、麻しん風しん予防接種の3
期（中学1年生）4期（高校3年生）を開始（平成25年3
月までの時限措置）

- 20年5月 高齢者医療確保法に基づき、40歳から74歳までの安城市
国民健康保険加入者に特定健康診査、後期高齢者医療加入者
に健康診査開始
- 7月 特定保健指導開始
- 10月 休日急病診療所に歯科を開設
歯科休日診療（在宅当番医制）を廃止
- 21年3月 健康日本21安城計画（中間評価改訂版）の作成
〃 地域支援事業の介護予防サービス（のびのび倶楽部）が自主
グループ化
- 21年4月 児童福祉法等一部を改正する法律により、乳児全戸家庭訪問
事業として母子訪問事業での赤ちゃん訪問を実施
〃 妊産婦健康診査の支払い方の変更（県内医療機関受診におい
ては償還払い方式から現物給付方式に変更）
〃 新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が海外で確認され
る
〃 非接触眼圧計更新
〃 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動！ゆるっと塾）
開始
- 5月 安城市新型インフルエンザ対策本部設置
〃 歯周疾患検診検査期間の延長
5月～翌年3月に変更（以前は7月～翌年1月）
- 7月 市内で1例目の新型インフルエンザの感染者が確認される
- 9月 こころの相談「家族のためのホッと相談日」を開始（地域自
殺対策緊急強化基金事業）
- 10月 女性特有のがん検診推進事業として、子宮頸がん検診（20・
25・30・35・40歳）、乳がん検診（40・45・5
0・55・60歳）の無料クーポン券を発行（国の方針に基
づき実施）
- 12月 新型インフルエンザ予防接種を1歳～幼稚園・保育園の年中
児を対象に集団（保健センター）で実施（延べ接種数165
1人）

- 22年1月 体験しよう！親育て教室を開始
- 3月 安城市新型インフルエンザ対策本部解散
- 22年4月 妊婦健康診査の検査項目の拡充（国の方針に基づく検査内容となる）
 - 〃 パパママ応援教室を開始
 - 〃 休日急病診療所を休日夜間急病診療所と名称変更し、平日夜間診療を開始
 - 〃 脳ドック検診の実施医療機関に三河安城クリニックを追加
- 5月 日本脳炎について、3歳に対する初回接種の積極的勧奨を開始（厚生労働省の指針に基づき実施）
 - 〃 官民協働によるがん検診向上プロジェクトを開始
- 8月 日本脳炎について、平成17年5月からの個人通知の中止により接種できなかった子に対する接種及び第2期における新ワクチンでの接種開始
- 23年1月 国のワクチン接種緊急促進事業に基づき、任意の予防接種として子宮頸がん及びヒブ、小児の肺炎球菌のワクチン接種費用の全額助成を開始
 - 3月 腹部超音波診断装置更新
- 23年4月 妊婦健康診査の検査項目（H T L V－1抗体検査、性器クラミジア感染検査）の拡充
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（通所型健康指導、総合型介護予防事業マメに暮らそう会）開始
- 5月 日本脳炎について、平成17年5月からの個人通知の中止により接種できなかった子を特例対象者とし、接種機会の確保に努める
 - 〃 歯周疾患検診無料化
- 7月 眼底カメラ更新
- 10月 乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の未受診対策において、社会福祉課、子ども課、民生・児童委員などと連携した体制作りをし、勧奨及び状況把握を開始
 - 市長マニフェストにより、1歳から18歳（高校3年生相

- 当)までの者に任意の予防接種としてインフルエンザ予防接種の費用の一部助成を開始
- 24年3月 胸部X線撮影装置(カセット型DR装置)更新
地域支援事業の介護予防サービス(転ばぬ先の筋トレ教室)廃止
- 24年4月 人間ドック胸部X線撮影のデジタル化開始
- 〃 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、母子健康手帳の大幅な改正(妊娠経過の記載欄、便色の確認の記録、乳幼児身体発育曲線等)
 - 〃 愛知県一般不妊治療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正により補助対象が人工授精の治療のみに縮小
 - 〃 妊婦健康診査の検査項目のGBS検査を第8回から第10回へ変更
 - 〃 妊産婦歯科健康診査を妊婦歯科健康診査とし、集団健診から市内歯科医院での個別健診へと変更
 - 〃 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可権限が県から市に移譲
- 6月 100日間ダイエットチャレンジの開始
- 9月 予防接種実施規則の改正により、ポリオワクチンが不活化ワクチンへと一斉に切り替わるとともに集団接種を廃止
- 〃 健康に関する基礎調査の実施(9月~10月)
- 10月 健康フェア開催(市制施行60周年記念事業)
- 11月 四種混合(ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風)予防接種開始
- 25年3月 安城市新型インフルエンザ等対策本部条例公布
- 〃 地域支援事業の介護予防サービス(健康えーよう塾、歯つらつ健口教室、楽しく運動!ゆるっと塾)廃止
- 25年4月 予防接種法の改正により、ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん等)及びヒブ、小児の肺炎球菌の3ワクチンを定期予防接種として実施
- 〃 予防接種法施行令の改正によるBCG対象者の拡大に合わせ

- て、BCGの集団接種を廃止。これにより予防接種はすべて個別医療機関で実施
- 25年4月 母子保健法の一部改正により、未熟児の訪問指導、低体重児の届出についての実施権限が県から市へ移譲
- 5月 健康日本21安城計画最終評価報告の作成
- 6月 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を開始
- 7月 6月にヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省よりあったため、中学校1年生の女子に対し個人通知により周知
- 〃 成人の風しん予防接種の費用の一部助成を開始（6月分は遡及対応）
- 8月 図書館スタッフによるブックスタート事業開始
- 12月 第2次健康日本21安城計画の進捗状況の管理主体を「安城市健康づくり推進協議会」から「安城市保健センター運営協議会」に変更する
- 26年3月 保健センターで実施していた人間ドックを廃止
- 〃 第2次健康日本21安城計画を策定
- 〃 生活機能評価検査を廃止、介護予防基本チェックリストの送付（特定健康診査通知に同封を中止）を介護保険課へ移行
- 26年4月 平成26年4月生まれの者から任意の予防接種としてロタウイルス予防接種の費用の一部助成を開始
A類疾病を対象に広域予防接種事業開始
- 5月 市民ドック開始
- 7月 ヤング健診開始
- 9月 安城市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- 10月 予防接種法施行令の一部改正により、水痘、高齢者の肺炎球菌予防接種を定期予防接種として開始。
- 12月 あんじょう健康マイレージ事業を開始
- 27年2月 重症化予防事業として糖尿病予防教室を開始
- 3月 よい児の歯のコンクールを廃止
- 〃 地域支援事業の介護予防教室（訪問型健康指導）廃止

- 27年4月 8020歯のコンクール・表彰は、安城市歯科医師会主催へ移行
- 〃 高齢者肺炎球菌の対象者を65歳以上に拡大
- 8月 重症化予防事業（糖尿病未受診者勧奨）を開始
- 28年1月 学齢期歯科健康教育を開始
- 3月 地域支援事業の介護予防サービス（マメに暮らそう会）廃止
- 〃 100日間ダイエットチャレンジ廃止
- 〃 3歳の栄養教室廃止
- 〃 高圧蒸気滅菌器更新
- 28年4月 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動教室）を高齡福祉課へ移管
- 〃 防疫活動事業の一部、狂犬病予防対策事業、市営霊園管理事業を環境都市推進課へ移管
- 〃 安城市版ネウボラ推進事業を開始（妊娠期ケアプラン作成、母乳準備のぷち講座、助産師訪問）、受講対象者の拡大（パパママ教室、離乳食講習会、スクスク子育て相談室）
- 〃 B類疾病を対象に広域予防接種事業開始
- 5月 保健センター改修工事開始
- 〃 歯周疾患検診期間の見直し
5月～翌年2月に変更
- 6月 高圧蒸気滅菌器更新
- 7月 平成28年4月生まれの者から任意の予防接種として、B型肝炎予防接種の費用の全額助成を開始
- 9月 医科用窓口会計機購入
- 10月 予防接種法施行令の一部改正により、B型肝炎予防接種を定期予防接種として開始
- 28年12月 照明付移動式書棚購入
- 29年1月 愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会実施
- 2月 食育SATシステム購入
- 3月 保健センター改修工事完了
- 〃 衛生環境が大幅に向上したため、衛生委員を廃止

- 29年3月 安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準制定
- 4月 健康推進課組織改編（健康推進係、健診係、保健指導係）
- 〃 利用者支援事業母子保健型を開始（基本型と合わせ「子育て世代包括支援センター」）
- 〃 パパママ教室祖父母編を開始
- 〃 地域支援事業の町内会健康体操教室を安城市社会福祉協議へ移管
- 〃 歯周病検診と妊婦歯科健康診査を2015歯周病検診マニュアルにて実施
- 〃 歯周病検診受診者の要精密検査者の実態把握開始
- 5月 骨強度測定器購入
- 6月 健康づくりきっかけ教室の開始
- 7月 糖尿病性腎症重症化予防事業の開始
- 血圧・脂質において受診勧奨判定値のある人へ、受診勧奨通知とあわせて病態別リーフレットを送付開始
- 8月 お誕生記念ここから健康事業全員サービス（新生児聴覚検査費用助成）の開始
- 9月 健康に関する基礎調査の実施
- 〃 健康づくりフェア開催（市制施行65周年記念事業）
- 10月 お誕生記念ここから健康事業選択サービスの開始
- 〃 高齢者及び子どもインフルエンザ予防接種の接種期間及び助成期間を延長
- 30年3月 第2次健康日本21安城計画基礎調査報告書の作成
- 30年4月 ボディメイクプログラムを廃止し、ママサロンを開始
- 〃 1歳6か月児健診事後指導会が子ども発達支援課に移行
- 〃 特別の理由による任意予防接種費用助成を開始
- 〃 胃内視鏡検診開始
- 〃 安城市健康づくり食生活改善協議会（ヘルスメイト）から安城市食育健康づくりの会（食育メイト）に改称
- 5月 第2次健康日本21安城計画中間評価実施

- 30年11月 医療救護所の一部を変更（安城北部小学校を東山中学校、丈山小学校を明祥プラザに変更）
- 〃 健幸ウォーキング（新美南吉生誕105年記念）の開催
- 12月 あんじょう健康大学の開始
- 31年3月 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を終了
- 〃 第2次健康日本21安城計画改訂版及びいのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）を策定
- 〃 総合運動公園内に屋外収納ボックス格納のAEDを3か所設置
- 31年4月 産後ケア事業宿泊型を開始
- 〃 予防接種法施行令の一部改正により、高齢者の肺炎球菌予防接種の対象者拡大の経過措置を令和5年度まで延長。101歳以上の者は平成31年度限りの経過措置
- 〃 お誕生記念ここから健康事業全員サービス（新生児聴覚検査費用助成）の実施方法の変更（償還払いから受診票交付）
- 〃 骨髄提供者等助成事業の開始
- 〃 口腔衛生事業に、障がい児者の歯科保健医療における人材育成支援を追加
- 令和元年5月 風しんの5期の定期接種実施（風しんの追加対策）令和3年度まで（予防接種法施行令改正）
- 10月 安城市糖尿病性腎症重症化予防プログラム地域連携パス開始
- 〃 女性のための健康教育（カミカミ教室での子宮頸がん検診啓発）を開始
- 令和2年4月 市民健康講座とあんじょう健康大学を統合
- 〃 産後ケア事業日帰り型を開始
- 〃 国の提言に基づき、乳がん検診における視触診を廃止
- 令和2年4月 まちの健康おくすり屋さん事業の開始
- 〃 パパママ教室たいけん編、祖父母編を廃止
- 〃 マタニティサロンを廃止し、母乳準備のぷち講座へ内容見直し
- 〃 赤ちゃんサロンを廃止

- 令和2年4月 ママサロンを廃止し、きっかけ教室子育てママ編を開始
- 〃 健康づくりきっかけ教室メタボ脱出編を開始
- 〃 産婦歯科健康診査ケア事業を開始
(ここから健康事業「お口のリフレッシュケア」のママケアから移行し開始)
- 6月 あんじょう健康マイレージ事業において、従来の紙チャレンジシートに加え、新たにアプリ版を導入
- 〃 母子保健情報の利活用の開始
- 10月 ロタウイルスワクチンを定期予防接種として開始(予防接種法施行令一部改正)
- 〃 ヒトパピローマウイルスワクチンについて、厚労省の勧告により対象者の接種機会の確保を図るため周知を行う
- 令和3年2月 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の開始
- 令和3年4月 乳児個別健康診査の受診期限を1歳になる2日前までから1歳1か月になる前日までに変更
- 〃 母子手帳アプリ「あんぴよ」導入
- 6月 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の集団接種の開始
- 9月 多胎妊婦に対し、妊婦健診受診票5回分(すべて基本健診)の交付開始(令和3年4月1日以降に母子健康手帳を交付された多胎妊婦を対象)
- 10月 星空ヨガを開始(生涯学習課と共催)
- 11月 母子手帳アプリを活用した乳幼児健診の来所時間の事前予約開始
- 令和4年3月 お誕生記念ここから健康事業を廃止
- 令和4年4月 ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨を再開(定期接種実施要領改正)
平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子(キャッチアップ接種対象者)については、接種期間を令和4年4月から令和7年3月までとする
- 〃 風しん5期の定期予防接種実施(風しん追加対策)令和6年度まで延長

- 令和4年4月 健康推進課組織改編（健康推進係、予防係、健診係、保健指導係）
- 〃 産後ケア事業日帰り短時間型を開始
- 7月 がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業開始（令和4年4月から遡及）
- 8月 ヒトパピローマウイルスワクチンのキャッチアップ対象者のうち、令和4年3月末までに自費で接種を受けた方に対して、令和7年3月まで任意接種費用助成を開始
- 9月 3歳児健康診査にて屈折検査開始
- 令和5年1月 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の集団接種の終了
- 2月 伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的支援事業開始（令和4年4月から遡及）
- 令和5年4月 産婦健康診査受診票を1回分から2回分交付に変更
- 〃 安城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始
- 7月 健康に関する基礎調査の実施
- 〃 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業の開始（令和5年4月から遡及）
- 〃 若年がん患者在宅療養支援事業の開始（令和5年4月から遡及）
- 9月 50歳以上の方に対して、带状疱疹ワクチンの任意接種費用の一部助成を開始
- 〃 1歳児及び年長児に対して、おたふくかぜワクチンの任意接種費用の一部助成を開始
- 10月 歯周病検診の受診勧奨を20・30・40・50歳に対し実施
- 令和6年3月 第2次のち支える安城計画（安城市自殺対策計画）を策定
- 〃 高齢者の肺炎球菌ワクチン対象者拡大（70，75，80，85，90，95，100歳の者で初めて接種する肺炎球菌1回）の経過措置が終了
- 〃 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の終了
- 〃 星空ヨガ廃止

- 令和 6 年 3 月 助産師訪問を廃止
- 令和 6 年 4 月 こども家庭センター設置（保健センター：母子保健機能、子育て支援課児童家庭係：児童福祉機能）
- 〃 産後ケア事業訪問型を開始
 - 〃 生殖補助医療費助成事業開始
 - 〃 一般不妊治療の補助限度額を拡充（上限 5 万円→10 万円）
 - 〃 五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）予防接種開始
 - 〃 出産応援ハンドブックの作成（広告事業を活用）
 - 〃 離乳食講習会の内容を見直し離乳食教室ステップ 1・2・3・4 を開始
- 6 月 第 2 次健康日本 21 安城計画最終評価報告の作成
- 10 月 新型コロナウイルス感染症定期接種開始
- 令和 7 年 3 月 第 3 次健康日本 21 安城計画を策定

保 健 事 業 年 報



編 集

こども健康部 健康推進課



令和 7 年 7 月

この冊子は古紙を含んだ再生紙を使用しています。